強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の制定について

３ 農 産 第 ２８９０ 号
令 和 ４ 年 ４ 月 １ 日
農林水産事務次官依命通知

改正　令和５年３月 31 日　　４農産第 5127 号
最終改正　令和６年４月２日　　５農産第 5065 号

強い農業づくり総合支援交付金について、この度、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱

（趣旨）

第１　我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を発揮して課題解決に取り組む生産事業の形成、農業者が営農活動の外部委託などで経営の継続や効率化を図ることができるよう次世代型の農業支援サービス事業の定着を促進することが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地の基幹施設や食品流通拠点施設（以下「施設等」という。）の整備及び先駆的な生産事業に係るモデル的な取組等を支援することとする。

（通則）

第２　強い農業づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年６月 23 日農林水産省告示第 899 号。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年６月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年６月 23 日農林水産省告示第 900 号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第３　交付金は、第１の趣旨を踏まえ、第１号及び第２号に掲げる支援タイプ並びに卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 16 条第１項に基づいて都道府県知事が行う事業（都道府県知事が知事以外の者に実施させる間接補助事業を含む。以下「交付事業」という。）に要する経費を都道府県に交付し、第３号及び第４号に基づいて行う事業（以下「直接採択事業」という。）に要する経費を、直接採択事業者に交付するものとする。

（１）産地基幹施設等支援タイプ（都道府県整備事業）

ア　産地競争力の強化

イ　みどりの食料システム戦略の推進

ウ　スマート農業の推進

エ　産地における戦略的な人材育成の推進

（２）卸売市場等支援タイプ（都道府県整備事業）

食品流通の合理化

（３）先駆的モデル支援タイプ（直接採択事業）

（４）農業支援サービス事業支援タイプ（直接採択事業）

（事業の内容等）

第４　交付事業及び直接採択事業（以下「交付事業等」という。）は、第１の趣旨を踏まえ、第３に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表１のⅠからⅣまでに掲げるとおりとする。

このほか、別表１に定める交付事業等は、別記１から別記４までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表１に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

２　事業実施主体は、交付事業等を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

３　別表１のⅠ、Ⅱ、Ⅲの１（農業用機械等を導入する場合）、Ⅲの２及びⅣ（農業用機械等を導入する場合）に掲げる事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、農産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

４　都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表１のⅠについて、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表１のⅠの交付金総額の 20%を上限とし、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

（事業の実施）

第５　事業実施計画、都道府県事業実施計画及び取組内容の変更手続については、別記１から別記４までにより行うものとする。

２　事業の着手は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（交付の対象及び交付率）

第６　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付事業等を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

２　交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表２に定めるところによる。

３　前項に定めるもののほか、第４第１項のただし書の事業に要する経費は、第４第１項に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、農産局長等が別に定めるところによる。

（流用の禁止）

第７　別表２の区分の欄に掲げるⅠ及びⅡの事業の相互間並びにⅡの整備事業と推進事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

（申請手続）

第８　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、交付事業にあっては別記様式第１号－１、直接採択事業にあっては別記様式第１号－２による交付申請書のとおりとし、交付金の交

付を受けようとする者は、交付申請書を別表２の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

２　前項の申請書を提出するに当たって、交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第９　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあっては、農産局長等）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 10　交付決定者は、第８第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付事業を実施する都道府県知事又は直接採択事業者（以下「都道府県知事等」という。）に対しその旨を通知するものとする。

２　第８第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

（申請の取下げ）

第 11　都道府県知事等は、第８第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 10 第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

第 12　直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

２　直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

３　直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 13　都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第３号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 14 に規定する軽微な変更を除き交付金額の増額を伴う変更を含む。

（２）交付事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第 14 に規定する軽微な変更を除く。

（３）交付事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

３　交付決定者は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第14　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表２の重要な変更欄に掲げるもの以外とする。

（事業遅延の届出）

第15　都道府県知事等は、交付事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号により事業遅延届を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第16　都道府県知事等は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第５号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第６号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項による報告のほか、交付決定者は、交付事業等の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第17　都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第６号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

２　都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合において、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業を行う事業実施主体（以下「間接交付事業者」という。）に交付しなければならない。

（実績報告）

第18　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第７号のとおりとし、都道府県知事等は、交付事業等を完了した場合（第 13 第１項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）はその日から１月を経過した日又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の６月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

２　都道府県知事等は、交付事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月 30 日までに別記様式第８号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

３　第８第２項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

４　第８第２項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第９号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年６月 30 日までに、同様式により交付決定

者に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第 19　交付決定者は、第 18 第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

２　交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第 20　都道府県知事等は、第 19 第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 第１項に準じて提出するものとする。

２　交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 19 第１項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第 19 第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 21　交付決定者は、第 13 第１項第３号の規定による交付事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

（１）都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

（２）都道府県知事等が、交付金を交付事業等以外の用途に使用した場合

（３）都道府県知事等が、交付事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

（５）間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合

（６）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　交付決定者は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 19 第３項の規定を準用（括弧書きを除く。）する。

（財産の管理等）

第 22　都道府県知事等は、交付対象経費（交付事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 23　取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2　取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第５号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊並びに１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。

3　適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4　都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、交付事業等を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第８第１項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 10 第１項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

（２）本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

6　第４項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（交付金の経理）

第 24　都道府県知事等は、交付事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業等の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2　都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

3　都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4　前３項及び第 25 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

第 25　都道府県知事は、当該交付事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（間接交付金交付の際付すべき条件）

第 26　都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 12 から第 25（第 25 は間接交付事業者が地方公共団体の場合に限る。）までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（１）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

（２）間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとすること。

ア　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ　本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

（３）前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

２　都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

（１）間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（２）間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

３　都道府県知事は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

４　都道府県知事は、第１項第２号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第１項第２号ただし書の場合にあっては、第 10 による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

５　都道府県知事は、第１項第３号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

６　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

７　都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

（事業実施状況の報告）

第 27　事業実施主体及び都道府県知事が行う事業実施状況の報告については、別記１から別記４までにより行うものとする。

（事業の評価）

第 28　事業実施主体及び都道府県知事が行う交付事業等の評価の報告については、別記１から別記４までにより行うものとする。

（指導等）

第 29　国及び都道府県知事が行う指導等については、別記１から別記４までにより行うものとする。

（委任）

第 30　交付事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

附　則

１　この通知は、令和４年４月１日から施行する。

２　この通知の施行に伴い、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（平成 31 年４月１日付け 30 生産第 2226 号農林水産事務次官依命通知）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年４月１日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

３　２による廃止前の強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

ただし、先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプに係る対策の評価については、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和４年３月 30 日付け３経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知）の第７の規定の定めるところによる。

附　則

１　この改正は、令和５年３月 31 日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

附　則

１　この改正は、令和６年４月２日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。ただし、事業の評価については、第 28 の規定に定めるところによる。

別表１のⅠ　産地基幹施設等支援タイプ（第４関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
１産地競争力の強化 （１）産地収益力の強化に向けた総合的推進 （土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用、物流 2024 年問題への取組） 上記の取組について、以下の事業が実施できるものとする。 ア　耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）優良品種系統等への改植・高接 （エ）暗きょ施工 （オ）土壌土層改良 イ　飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ　耕種作物産地基幹施設整備 （ア）育苗施設 （イ）乾燥調製施設 （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設 （エ）農産物処理加工施設 （オ）集出荷貯蔵施設 （カ）産地管理施設 （キ）用土等供給施設 （ク）農作物被害防止施設 （ケ）生産技術高度化施設 （コ）種子種苗生産関連施設 （サ）有機物処理・利用施設 （シ）油糧作物処理加工施設 （ス）バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ　畜産物産地基幹施設整備 （ア）畜産物処理加工施設 （イ）家畜市場 （ウ）家畜飼養管理施設 （エ）国産飼料関連施設 （オ）家畜改良増殖関連施設 （カ）畜産周辺環境影響低減施設 （キ）畜産副産物肥飼料利用施設 オ　農業廃棄物処理施設整備	１　メニューの欄の１の（１）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （１）都道府県 ただし、飼料増産の取組を実施する場合にあっては、別記１に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、国産飼料関連施設に限るものとする。 （２）市町村 （３）農業者の組織する団体（別記１に定めるものをいう。以下同じ。） （４）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） （５）土地改良区 （６）消費者団体及び市場関係者（別記１に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 （７）事業協同組合連合会及び事業協同組合 （８）食品事業者 以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア　米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫ま	１　メニューの欄の１の（１）の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （１）受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、５名以上であること （２）別記１に定める成果目標の基準を満たしていること。 （３）別記１に定める面積要件等を満たしていること。 （４）当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記１に定める場合を除く。）。 ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。 （５）産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が５千万円以上であること。	１　交付金の交付率は定額（事業費の１／２以内（ただし、別記１に定める場合にあっては、別記１に定める率又は額以内））とする。

	ん延防止対策の取組を行う場合 （９）民間事業者（別記１に定めるものに限る。） (10) 中間事業者（別記１に定めるものに限る。） 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。 (11) 流通業者（別記１に定めるものに限る。） 果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。 (13) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの又はその他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体（以下「特認団体」という。） (14) コンソーシアム（別記１に定めるものに限る。）		
（２）産地合理化の促進 以下の事業が実施できるものとする。 ア　穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 イ　集出荷貯蔵施設等再編利用 ウ　農産物処理加工施設等再編利用 エ　食肉等流通体制再編整備 オ　国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 カ　乳業再編等整備 （ア）効率的乳業施設整備 （イ）集送乳合理化推進整備 （ウ）需給調整拠点施設整備	２　メニューの欄の１の（２）（カの（イ）を除く。）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （１）都道府県（メニューの欄のアからエまでの事業に限る。） （２）市町村（メニューの欄のアからオまでの事業に限る。） （３）農業者の組織する団体 （４）公社 （５）土地改良区（メニューの欄のアの事業に限る。）	２　メニューの欄の１の（２）のアからエまでの事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （１）受益農業従事者が、５名以上であること。 （２）別記１に定める成果目標の基準を満たしていること。	２　交付金の交付率は定額（メニューの欄の１の（２）のアからエの事業は事業費の１／２以内、メニューの欄の１の（２）のオ及びカの事業は事業費の１／３以内

	（６）食品事業者（メニューの欄のオの事業に限る。） （７）特認団体（メニューの欄のアからエまでの事業に限る。） （８）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（メニューの欄のエの事業に限る。） （９）事業協同組合連合会及び事業協同組合 (10) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第２条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成 15 年 10 月１日農林水産省告示第 1538 号）第２号に規定する基準に適合するものに限る）（メニューの欄のカの（ア）及び（ウ）の事業に限る。） (11) 乳業再編等協議会（別記１に定めるものに限る。）（メニューの欄のカの（ア）の事業に限る。） (12) コンソーシアム（別記１に定める場合に限る。） メニューの欄の１の（２）のカの（イ）の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 10 条第１項に規定する指定事業者とする。	（３）別記１に定める面積要件等を満たしていること。 （４）当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。 （５）産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が５千万円以上であること。 メニューの欄の１の（２）のオ及びカの事業の採択要件は、別記１に定める要件を満たしていることとする。	（ただし、別記１に定める場合にあっては、別記１に定める率以内））とする。
２　みどりの食料システム戦略の推進 みどりの食料システム戦略（令和３年５月 12 日みどりの食料システム戦略本部決定）の推進に必要な以下の事業が実施できるものとする。 ア　耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）優良品種系統等への改植・高接 （エ）暗きょ施工 （オ）土壌土層改良 イ　飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備	３　メニューの欄の２の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （１）都道府県 （２）市町村 （３）農業者の組織する団体 （４）公社 （５）土地改良区 （６）消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。 （７）事業協同組合連合会及び事業協同組合 （８）食品事業者（事業実施主体の欄の１の（８）を準用する）	３　メニューの欄の２の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （１）受益農業従事者が、５名以上であること （２）別記１に定める成果目標の基準を満たしていること。 （３）別記１に定める面積要件等を満たしていること。 （４）当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記１に	３　交付金の交付率は定額（事業費の１／２以内

（ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ　耕種作物産地基幹施設整備 （ア）育苗施設 （イ）乾燥調製施設 （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設 （エ）農産物処理加工施設 （オ）集出荷貯蔵施設 （カ）産地管理施設 （キ）用土等供給施設 （ク）農作物被害防止施設 （ケ）生産技術高度化施設 （コ）種子種苗生産関連施設 （サ）有機物処理・利用施設 （シ）油糧作物処理加工施設 （ス）バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ　畜産物産地基幹施設整備 （ア）畜産物処理加工施設 （イ）家畜市場 （ウ）家畜飼養管理施設 （エ）国産飼料関連施設 （オ）家畜改良増殖関連施設 （カ）畜産周辺環境影響低減施設 （キ）畜産副産物肥飼料利用施設 オ　農業廃棄物処理施設整備	（９）民間事業者（別記１に定めるものに限る。） （10）中間事業者（事業実施主体の欄の１の（10）を準用する。） （11）流通業者（事業実施主体の欄の１の（11）を準用する。） （12）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（事業実施主体の欄の１の（12）を準用する） （13）特認団体 （14）コンソーシアム（別記１に定めるものに限る。）	定める場合を除く。）。 ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。 （５）産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が５千万円以上であること。	
３　スマート農業の推進 スマート農業の推進に必要な以下の事業が実施できるものとする。 ア　耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）優良品種系統等への改植・高接 （エ）暗きょ施工 （オ）土壌土層改良 イ　飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ　耕種作物産地基幹施設整備 （ア）育苗施設 （イ）乾燥調製施設 （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設 （エ）農産物処理加工施設 （オ）集出荷貯蔵施設 （カ）産地管理施設 （キ）用土等供給施設 （ク）農作物被害防止施設	４　メニューの欄の３の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （１）都道府県 （２）市町村 （３）農業者の組織する団体 （４）公社 （５）土地改良区 （６）消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。 （７）事業協同組合連合会及び事業協同組合 （８）食品事業者（事業実施主体の欄の１の（８）を準用する。） （９）民間事業者（別記１に定めるものに限る。） （10）中間事業者（事業実施主体の欄の１の（10）を準用する。） （11）流通業者（事業実施主体の欄の１の（11）を準用する。） （12）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一	４　メニューの欄の３の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （１）受益農業従事者が、５名以上であること （２）別記１に定める成果目標の基準を満たしていること。 （３）別記１に定める面積要件等を満たしていること。 （４）当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記１に定める場合を除く。）。 ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。 （５）産地基幹施設を設置する場合にあ	４　交付金の交付率は定額（事業費の１／２以内）

（ケ）生産技術高度化施設 （コ）種子種苗生産関連施設 （サ）有機物処理・利用施設 （シ）油糧作物処理加工施設 （ス）バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ　畜産物産地基幹施設整備 （ア）畜産物処理加工施設 （イ）家畜市場 （ウ）家畜飼養管理施設 （エ）国産飼料関連施設 （オ）家畜改良増殖関連施設 （カ）畜産周辺環境影響低減施設 （キ）畜産副産物肥飼料利用施設 オ　農業廃棄物処理施設整備	般財団法人（事業実施主体の欄の１の（12）を準用する） (13) 特認団体 (14) コンソーシアム（別記１に定めるものに限る。）	っては、原則として、総事業費が５千万円以上であること。	
４　産地における戦略的な人材育成の推進 産地における戦略的な人材育成の推進に必要な以下の事業が実施できるものとする。 ア　耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）優良品種系統等への改植・高接 （エ）暗きょ施工 （オ）土壌土層改良 イ　飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ　耕種作物産地基幹施設整備 （ア）育苗施設 （イ）乾燥調製施設 （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設 （エ）農産物処理加工施設 （オ）集出荷貯蔵施設 （カ）産地管理施設 （キ）用土等供給施設 （ク）農作物被害防止施設 （ケ）生産技術高度化施設 （コ）種子種苗生産関連施設 （サ）有機物処理・利用施設 （シ）油糧作物処理加工施設 （ス）バイオディーゼル燃料製造供給施設	５　メニューの欄の４の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （１）都道府県 （２）市町村 （３）農業者の組織する団体 （４）公社 （５）土地改良区 （６）消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。 （７）事業協同組合連合会及び事業協同組合 （８）食品事業者（事業実施主体の欄の１の（８）を準用する。） （９）民間事業者（別記１に定めるものに限る。） (10) 中間事業者（事業実施主体の欄の１の（10）を準用する。） (11) 流通業者（事業実施主体の欄の１の(11)を準用する。） (12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（事業実施主体の欄の１の（12）を準用する） (13) 特認団体 (14) コンソーシアム（別記１に定めるものに限る。）	５　メニューの欄の４の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （１）受益農業従事者が、５名以上であること （２）別記１に定める成果目標の基準を満たしていること。 （３）別記１に定める面積要件等を満たしていること。 （４）当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記１に定める場合を除く。）。 ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。 （５）産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が５千万円以上であること。	５　交付金の交付率は定額（事業費の１／２以内）

エ　畜産物産地基幹施設整備 （ア）畜産物処理加工施設 （イ）家畜市場 （ウ）家畜飼養管理施設 （エ）国産飼料関連施設 （オ）家畜改良増殖関連施設 （カ）畜産周辺環境影響低減施設 （キ）畜産副産物肥飼料利用施設 オ　農業廃棄物処理施設整備			

別表１のⅡ　卸売市場等支援タイプ（第４関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
１　食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進 〔品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場統合・連携促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備〕 上記の取組について、以下に掲げる施設の整備を実施できるものとする。 （１）売場施設 （２）貯蔵・保管施設 （３）駐車施設 （４）構内舗装 （５）搬送施設 （６）衛生施設 （７）食肉関連施設 （８）情報処理施設 （９）市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15)（１）から（14）までの施設内容に準ずる施設 (16) 共同集出荷施設	１　事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （１）中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「市場法」という。）第４条第１項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者 （２）地方卸売市場（市場法第 13 条第１項に基づく認定を受けた卸売市場又は認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）の開設者 （３）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第７条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者 （４）事業協同組合又は協同組合連合会 （５）（４）に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 （６）特認団体 （７）地方公共団体が主たる出資者となっている法人 （８）全国農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会及びこれに準ずる農業協同組合 （９）（８）に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (10) 流通業者（別記２に定めるものに限る。）	１　採択条件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （１）別記２に定める成果目標の基準を満たしていること。 （２）別記２に定める要件を満たしていること。 （３）当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。	１　交付金の交付率は定額（事業費の４／10 以内（ただし、別記２に定める場合にあっては、別記２に定める率以内））とする。

別表１のⅢ　先駆的モデル支援タイプ（第４関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
１　推進事業 （１）生産安定・効率化機能の具備・強化 （２）供給調整機能の具備・強化 （３）実需者ニーズ対応機能の具備・強化 （４）農業用機械等の導入及びリース導入 （５）効果増進・検証事業	事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 （１）都道府県 （２）市町村 （３）公社 （４）農業者 （５）農業者の組織する団体	メニューの欄の１の事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （１）協働事業計画が承認されていること。 （２）別記３に定める	交付率は次に掲げるとおりとする。 （１）から（３）まで及び（６）の事業 事業費の１／２以内とする。

（６）その他事業の目的を達成するために必要な取組	（６）民間事業者（別記３に定めるものに限る。） （７）特認団体 （８）コンソーシアム（別記３に定めるものに限る。）	成果目標の基準を満たしていること。 （３）別記３に定める面積要件等を満たしていること。 （４）別記３に定める要件を満たしていること。	（ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、農産局長等が定める額以内）とする。 （４）の事業 導入する農業用機械等の本体価格の１／２以内とする。 （５）の事業 定額とする。
２　整備事業 （１）育苗施設 （２）乾燥調製施設 （３）穀類乾燥調製貯蔵施設 （４）農産物処理加工施設 （５）集出荷貯蔵施設 （６）産地管理施設 （７）用土等供給施設 （８）農作物被害防止施設 （９）生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設	事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 （１）都道府県 （２）市町村 （３）公社 （４）農業者 （５）農業者の組織する団体 （６）民間事業者（別記３に定めるものに限る。） （７）特認団体 （８）コンソーシアム（別記３に定めるものに限る。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 （１）協働事業計画が承認されていること。 （２）別記３に定める成果目標の基準を満たしていること。 （３）別記３に定める面積要件等を満たしていること。 （４）当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 （５）別記３に定める要件を満たしていること	交付率は事業費の１／２以内とする。

別表１のⅣ　農業支援サービス事業支援タイプ（第４関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
１　農業支援サービス事業支援タイプ （１）農業支援サービス事業の展開に必要な農業用機械等の導入及びリース導入	事業実施主体は次に掲げる者とする （１）都道府県 （２）市町村 （３）農業者 （４）農業者の組織する団体 （５）公社 （６）土地改良区 （７）事業協同組合連合会及び事業協同組合 （８）民間事業者（別記４に定めるものに限る。） （９）公益社団法人、公益財団法	別記４に定める基準を満たしていること	１／２以内

	人、一般社団法人及び一般財団法人 (10) 特認団体 (11) コンソーシアム（別記４に定めるものに限る。）		

別表２（第６、第７、第８及び第 14 関係）

区　分	経　費	交付率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
Ⅰ 都道府県整備事業（農業･食品産業強化対策整備交付金）	１　事業費 (1) 産地基幹施設等支援タイプ 本要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額、定額（6/10、11/20、1/2、3/10、4/10、1/3、1/4、1/5 以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表１のⅠの定めるところ（本要綱第４の１のただし書の規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ）によるものとする。	北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長		１　事業の新設又は廃止 ２　事業実施主体の変更
	(2) 卸売市場等支援タイプ 本要綱及び市場法第 16 条第１項に基づいて行う事業に要する経費	定額（4/10、1/3 以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、別表１のⅡの定めるところ（第４の１のただし書の規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ）によるものとする。		市場法第 16 条第１項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用	
	２　附帯事務費 １の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額（1/2 以内）			

Ⅱ 直接採択事業 （農業・食品産業強化対策整備交付金） （農業・食品産業強化対策推進交付金）	 1　整備事業 　本要綱に基づいて行う事業に要する経費 2　推進事業 　本要綱に基づいて行う事業に要する経費	 1/2 以内 定額、1/2 以内	北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長		1　事業実施主体の名称の変更 2　事業の中止又は廃止 3　経費の欄に掲げる１及び２のそれぞれの経費の事業費の 30%を超える増又は交付金の増 4　経費の欄に掲げる１及び２のそれぞれの経費の事業費又は交付金の 30%を超える減

別記様式第１号－１（第８関係）

○○年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

都道府県知事　　氏　　名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第８の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金○○○円の交付を申請する。

記

１　整備事業（農業・食品産業強化対策整備交付金）

Ⅰ　事業の目的

Ⅱ　事業の内容及び計画（又は実績）

1　整備事業の対象となる事業の内容等

（1）事業費（産地基幹施設等支援及び卸売市場等支援）

政策目的		事業概要	事業費	負担区分				備考
				交付金	都道府県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化			円	円	円	円	円	
みどりの食料システム戦略の推進								
スマート農業の推進								
産地における戦略的な人材育成の推進								
食品流通の合理化	法律補助							
	予算補助							
地域提案メニュー								
合計		事業費						
		附帯事務費						
		計						

（注）1　「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2　地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

3　食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。

4　備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円　うち国費○○○円」）を記入すること。
また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

（別紙）

政策目的	事　業　概　要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 （制度・その他）	融資を受けようとする 金額	償還年数	そ　の　他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

（2）附帯事務費

事　業　内　容	事　業　費	負　担　区　分			備　考
		交　付　金	都　道　府　県　費	市　町　村　費	
合　計					

（注）1　事業内容欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
　　2　事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ　経費の配分及び負担区分

区　　分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 （又は要した経費） (A) + (B)	負　担　区　分				備　考
			交付金 (A)	都道府 県　費 (B)	市　町 村　費 (C)	その他 (D)	
1　整備事業 ア　事業費 イ　附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
合　　計							

Ⅳ　事業完了予定（又は完了）　　○○年○○月○○日

（注）　「事業完了予定（又は完了）年月日」は、交付事業において事業実施主体に対して施工業者等から交付対象施設の引渡しが完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ　収支予算（又は精算）

1　収入の部

区　　分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較 増 減		備　　考
			増	減	
1　交　　付　　金 2　そ　　の　　他	円	円	円	円	
合　　計					

2　支出の部

区　　分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較 増 減		備　　考
			増	減	
整備事業	円	円	円	円	注）　年　月　日
合　　計					

（注）　事業実施主体に対し間接交付金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

Ⅵ　添付書類

1　都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

2　実績報告の際は以下の資料を添付すること。

①　財産管理台帳の写し

②　事業実績内訳明細書（様式別紙）

※①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、②のみの添付も可能とする。

（注）1　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

2　Ⅵの添付書類のうち１について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（別紙）

事　業　実　績　内　訳　明　細　書

事業種類（農業・食品産業強化対策整備交付金）

政策目的	交付根拠	交　付　先　名	施設等区分	交付率	事　業　費	負　担　区　分				備　　考
						交　付　金	都道府県	市　町　村	そ　の　他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

（注）１　本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。

２　地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。

３　交付根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。

４　施設等区分の欄は、本要綱別表１の施設・機械等名を記入すること。

５　備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円　うち国費○○○円」）を記入すること。

６　本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第１号－２（第８関係）

○○年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第８の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

1　事業の目的
2　事業の内容及び計画（又は実績）
3　経費の配分及び負担区分

区　　分	交付率	事業に要する経費（又は要した経費）（A＋B）	負担区分		備　　考
			交付金（A）	その他（B）	
○○○○ ○○○○		円	円	円	
合　　計					

（注）
1　区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、交付率が異なる場合には交付率ごとに記載すること。
2　備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
□　免税事業者
□　簡易課税制度の適用を受ける者
□　地方公共団体の一般会計
□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

4　事業の完了予定（又は完了）年月日　　○○年○○月○○日

5　収支予算（又は精算）

(1)収入の部

区　　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1　交付金 2　自己資金					
合　　計					

(2)支出の部

区　　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
○○○○ ○○○○					
合　　計					

6　添付書類

（1）外部へ委託する場合は、その委託契約書案

（2）リース導入を実施する直接採択事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類

（3）その他交付決定者が必要とする資料

（注）

1　この申請書は、直接採択事業者ごとに作成すること。

2　計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。

3　申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。

4　6の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第２号（第 12 及び第 26 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔直接採択事業者〕　殿（第 12）
〔事業実施主体〕　殿（第 26）

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注）１　○○には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。

２　この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

３　「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第３号（第 13 関係）

○○年度　強い農業づくり総合支援交付金変更等承認申請書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

都道府県知事　　氏　　名
（直接採択事業の場合
所 在 地
団 体 名
代表者氏名）

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注１）したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 13 の規定に基づき申請する。

記（注２）

（注）１　○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
２　記の記載要領は、別記様式第１号－１及び別記様式第１号―２の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第４号（第 15 関係）

○○年度　強い農業づくり総合支援交付金事業遅延届

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

都道府県知事　　氏　　名
（直接採択事業の場合
所 在 地
団 体 名
代表者氏名）

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 15 の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．事業担当者名［代表］（所属部局・職名）

２．推進事業の内容及び進捗状況

３．遅延理由

４．遅延に対して講じた措置

５．その他

別記様式第５号（第 16 関係）

○○年度　強い農業づくり総合支援交付金事業遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

都道府県知事　　氏　　名
（直接採択事業の場合
所 在 地
団 体 名
代表者氏名）

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 16 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　　分	総事業費	事業の遂行状況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）１　「区分」の欄には、別記様式第１号－１の記の「Ⅲ　経費の配分及び負担区分」又は別記様式第１号－２の記の「３　経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

２　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

４　添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第６号（第 16 及び第 17 関係）

○○年度　強い農業づくり総合支援交付金概算払請求書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

官署支出官○○　殿

都道府県知事　　氏　　名
（直接採択事業の場合
所 在 地
団 体 名
代表者氏名）

○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 17 の規定に基づき、概算払いの請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金○○○円を概算払いによって交付されたく請求する。

また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　分	事業に要する経費	交付金 (A)	既受領額（B）		遂行状況	今回請求額 (C)		残額 (A) －((B) + (C))		事業完了予定年月日	備　考
			金額	出来高	○月○日現在の出来高	金額	○月○日現在の出来高	金額	○月○日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注）１　「区分」の欄には、別記様式第１号－１の記の「Ⅲ　経費の配分及び負担区分」又は別記様式１号－２　の記の「３　経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

２　下線部は、第 16 第１項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

４　添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第７号（第 18 第１項関係）

○○年度　強い農業づくり総合支援交付金実績報告書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

都道府県知事　　氏　　名
（直接採択事業の場合
所 在 地
団 体 名
代表者氏名）

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 18 第１項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金○○○円の交付を請求する。）

記

（注）１　記の記載要領は、別記様式第１号－１及び別記様式第１号－２の記の様式に準ずるものとする。
（１）　軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
（２）　事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第１号－１の記のⅤ－２の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
２　添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
また、以下の資料を添付すること。ただし（１）の添付を原則とし、（２）については、（１）との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、（２）のみの添付も可能とする。
（１）　財産管理台帳の写し
（２）　事業実績内訳明細書
３　括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

別記様式第８号（第 18 第２項関係）

○○年度　強い農業づくり総合支援交付金年度終了実績報告書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

都道府県知事　　氏　　名
（直接採択事業の場合
所 在 地
団 体 名
代表者氏名）

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 18 第２項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区　分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定年月日
	事業費(A)	交付金額	(A)のうち年度内支払済額	概算払受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合　計							

（注）　１　「区分」の欄には、別記様式第１号－１の記の「Ⅲ　経費の配分及び負担区分」又は別記様式第１―２の記の「３　経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
２　本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
３　交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第９号（第 18 第４項関係）

○○年度　強い農業づくり総合支援交付金の消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

都道府県知事　　氏　　名
（直接採択事業の場合
所 在 地
団 体 名
代表者氏名）

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった交付金について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 18 第３項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第 15 条の交付金の額の確定額　　金　　円
（○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）

２　交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　金　　円

４　交付金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要。）
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（１）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
（２）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（３）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
（４）事業実施主体が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
３　添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
４　当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

５　当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

［　　］

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

・事業実施主体が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

３　添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号（第24関係）

財　産　管　理　台　帳

市町村（事業主体）名

地区名　　地区	事業実施年度	令和　　年度	農林水産省所管交付金名

事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									交付金	都道府県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合　計																

（注）1　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

4　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 25 関係）

○○年度
農林水産省所管

強 い 農 業　づ く り 総 合 支 援 交 付 金 調 書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金額	支出済額	うち交付金額	翌年度繰越額	うち交付金額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○事業 ○○費 ○○費 その他													

記載要領

1　「事業」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5　事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（　）すること。

別記１　産地基幹施設等支援タイプ

Ⅰ　各取組共通事項

第１　対象地域

１　産地基幹施設等支援タイプ（以下「本対策」という。）の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第８条第２項第１号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第３条第１項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、本要綱別表１のⅠのメニューの欄に掲げる事業のうち、１の（１）スマート農業実践施設の整備並びに１の（１）、２、３及び４のウの耕種作物産地基幹施設整備の（ケ）の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設並びにエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ア)から（キ）まで並びに１の（２）のエからカまでに係る施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

２　本対策において、野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては､都市計画法(昭和43年法律第100号)第７条第２項に規定する市街化区域内(以下｢市街化区域｣という。)（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

（１）耕種作物小規模土地基盤整備は交付対象としないものとする。

（２）実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする（ただしⅡ－１の第２の５の産地基幹施設等の基準に記載している施設は除く。）。

第２　取組の概要等

１　取組の概要

取組の概要は、Ⅱ－１の第１、Ⅱ－２の第１、Ⅱ－３の第１、Ⅱ－４の第１及びⅡ－５の第１に定めるところによるものとする。

２　取組の実施基準、成果目標の基準及び目標年度

（１）取組の実施基準及び成果目標の基準

取組の実施基準の成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、Ⅱ－１の第２、Ⅱ－２の第２、Ⅱ－３の第２、Ⅱ－４の第２及びⅡ－５の第２に定めるところによるものとする。

（２）目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

ア　本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のアの（ウ）のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から８年後、茶の優良品種系統等への改植については、事業実施年度から７年後とする。

イ　本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のエの畜産物産地基幹施設整備のうち（ウ）から（オ）まで及び１の（２）のカについては、事業実施年度から６年以内とする。

ウ　本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１のうち農畜産物輸出に向けた体制整備及びスマート農業実践施設の整備の取組については、事業実施年度から５年以内とする。

エ　本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（２）のオについては、事業実施年度から３年以内とする。

オ　本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のアの（ア）、（エ）及び（オ）のうち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、事業実施年度から５年以内とする。

カ　本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のアの（オ）のうち土づくりの取組（被災農地の地力回復）については、事業実施年度から３年後とする。

３　取組の実施期間

（１）本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のエの（ア）から（オ）まで及び（２）のエ及びカに係る取組については、３年以内とすることができる。

（２）本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のアの（ア）、（エ）及び（オ）のうち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、５年以内とすることができる。

（３）交付金の要望額が10億円を超える取組については、２年とすることができる。

（４）（１）から（３）までに掲げるもの以外の取組については、１年とする。

第３　事業実施等の手続

１　事業実施計画の作成及び提出

（１）事業実施主体は、別表３に規定する項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成するものとする。

（２）事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

ア　事業実施主体が、都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合

イ　その他やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合

（３）（２）の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。

（４）市町村長は、（２）に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

（５）市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

２　都道府県計画の作成及び提出

（１）都道府県知事は、１により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式１号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式２号により地方農政局長等（北海道にあっては農産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

（２）都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、（１）の提出を行う際に、あわせて、都道府県計画の内容等についても、別紙様式１号及び別紙様式２号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、特認団体（別表１のⅠの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。）として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別紙様式３号による協議も併せて行うものとする。

ア　都道府県計画に地域提案が含まれる場合

イ　都道府県が事業実施主体である場合

ウ　本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の１から５までの（５）に定める総事業費に満たないものの、本要綱第４第３項に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める産地基幹施設の設置を内容とする事業実施計画等が含まれる場合

（３）地方農政局長等は、（１）及び（２）の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議の内容を検討することとし、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

（４）都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、（１）に準じた手続を行うものとする。

ア　成果目標の変更

イ　地域提案の事業内容の変更

ウ　特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

３　事業実施状況の報告等

（１）事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別表４に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、１に準じて都道府県知事に報告するものとする。

（２）都道府県知事は、（１）による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

（３）都道府県知事は、（２）による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の９月末までに、別紙様式４号及び別記様式５号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、（２）による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

（４）国は、都道府県知事に対し、（３）に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

４　取組の評価

（１）事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表４に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を１に準じて都道府県知事に報告するものとする。

なお、次に掲げる事業については、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。

ア　本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のアの（ウ）のうち茶の優良品種系統等への改植の場合及びエの畜産物産地基幹施設整備のうち（ウ）から（オ）までについては、事業実施年度から４年度目

イ　本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のアの（ウ）のうち果樹の優良品種

系統等への改植・高接については、事業実施年度から５年度目

（２）都道府県知事は、（１）の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

（３）都道府県知事は、（２）に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の９月末までに、別紙様式４号及び別記様式５号により地方農政局長等に報告するものとし、（２）に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

（４）地方農政局長等は、（３）による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長等に報告するものとする。

（５）地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、２の（４）の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（６）農産局長等は、（４）の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な本対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

（７）都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

なお、都道府県知事及び地方農政局長等は、点検評価の結果後、成果目標が達成されていない状態が続いている場合は、当該事業実施主体が次年度以降同一の品目・地区において施設整備する場合、厳格な審査を行うものとする。

（８）国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第４　指導等

１　都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県域や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

２　対策の適正な執行の確保

（１）国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

（２）都道府県は、（１）に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第５　附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本対策の実施に関する事務及び指導等に要する経費の２分の１以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表５に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、交付対象範囲は、別表６に定めるとおりとする。

第６　国の助成措置

１　国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別記１又は農産局長等が別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

２　都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

３　国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第７　他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

１　水田農業構造改革対策に基づく施策
２　野菜の構造改革対策に基づく施策
３　果樹産地構造改革の推進に関する施策
４　花き産業の振興に関する施策
５　農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
６　農畜産物の需給の調整のための施策
７　環境保全型農業（有機農業を除く。）の推進に関する施策
８　株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）など農業金融に関する施策
９　男女共同参画社会の形成に関する施策
10　食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
11　軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
12　耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
13　農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策
14　スマート農業の推進に関する施策
15　農福連携の推進に関する施策
16　有機農業の推進に関する施策
17　土づくりの推進に関する施策
18　みどりの食料システム戦略に関する施策
19　人材育成の推進に関する施策

第８　電子情報処理組織による申請等

１　都道府県知事は、本要綱第８第１項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の

取下げ、第13第１項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15第１項の規定による事業遅延の届出、第16第１項の規定による状況報告、第17第１項の規定による概算払請求、第18第１項の規定による実績報告、第18第２項の規定による年度終了実績報告、第18第４項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第23第４項の規定による財産の処分の承認申請、第27の規定による事業実施状況の報告、第28の規定による事業の評価の報告及び別記１のⅠの第３の２に定める成果の妥当性等の協議（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。

ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

２　都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。

４　都道府県知事が第１項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

第９　取組ごとの留意事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

１　周辺環境への配慮

産地基幹施設（以下「基幹施設」という。）の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に畜産物の基幹施設の整備に当たっては、事業実施主体は周辺住民との調整を実施するものとし、当該調整を実施する範囲等については、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局に相談するものとする。

２　園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年３月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成７年10月23日付け７食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

３　周辺景観との調和

基幹施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該基幹施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

４　農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

５　環境と調和のとれた農業生産活動

基幹施設を整備した事業実施主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産

活動規範について」（平成17年３月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、基幹施設等を利用する事業の受益者が、農産にあっては農林水産省作成の「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したＧＡＰ、畜産にあってはＧＡＰ取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合はこの限りでない。

６　農業分野における女性の参画の促進

次の各号に掲げる事業実施主体は、当該各号に定める女性の参画に関する事項の設定に努めるものとする。

（１）都道府県又は市町村にあっては、農業分野における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標

（２）農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標

（３）農業協同組合連合会又は一般社団法人農業協同組合中央会にあっては、都道府県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

７　耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市町村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年４月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づきＡ分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された荒廃農地の活用についての方針を積極的に、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局通知）に基づく実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）又は地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項に定める地域計画をいう。以下同じ。）に任意記載事項として記載し、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業参入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

８　作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

９　セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

10　飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る基幹施設整備（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年３月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定し、又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれる者に限り、事業実施主体になることができるものとする。

11　ＧＡＰへの対応

本対策において基幹施設等を整備し、ＧＡＰ認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

12　本対策の実効性確保に向けた対応

（１）市町村長は、人・農地プランの実質化又は地域計画策定の過程において、地域の話合

いにより担い手等を明らかにするとともに、継続して内容の向上が図られるよう努めるものとする。

（２）事業実施主体は、第３の１の事業実施計画の策定に当たり、（１）の実質化された人・農地プラン又は地域計画との間で適切に連携が図られるよう努めるものとする。

13　先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」（平成28年１月22日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

14　交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の７月末までに公表を行うものとする。

15　ＰＦＩ法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的基幹施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）の活用に努めるものとする。

16　関係法令の遵守

本対策において基幹施設を整備する場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等の関係法令・規定等を遵守するものとする。

17　みどりの食料システム戦略の推進

基幹施設を整備した事業実施主体は、受益者に対し生産活動に伴う環境負荷低減等の取組の実施について働きかけるよう努めるものとする。

18　推進指導等

（１）都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

（２）都道府県知事は、（１）に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

19　管理運営

（１）管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した基幹施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（２）管理委託

基幹施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が基幹施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

（３）指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の

長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、基幹施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

（４）定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

（５）交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、以下により厳正に行うものとする。

ア　本対策に要する事務費（都道府県が行う補助事業に要する事務費及び市町村が行う間接交付事業に関する指導、監督、調査等に要する事務費。以下「事務費」という。）については、次により区分経理を明確にしておくものとする。

なお、区分経理が不明確なため、その確認が困難なもの等については、今後、法令等の定めるところにより厳正にその処置を講じることとなる。

（ア）国庫補助事業分と都道府県の単独事業分に区分すること。

（イ）原則として交付決定単位ごとに経理すること。

（ウ）事務費の経理は、別表６に定める区分により、支払いの都度、経費を各事業ごとに区分し、支出命令書等及び補助簿に記載して行うこと。

なお、事務費の執行が、複数課にまたがる場合にあっては、主たる課において交付決定単位に係る事務費の総額について、経理を行うこと。

（エ）都道府県が当該都道府県の出先機関に事務費を令達する場合にあっては、当該令達の内訳を明示するとともに、その使途内容についても定期的に提出させ、把握整理しておくこと。

イ　アによるほか、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第３条第４号に定める補助金調書を作成し、これの保管が義務付けられているため、必ず整備し、当該補助事業に係る収入及び支出を明確にしておくものとする。

ウ　間接補助事業者に交付される補助金についても、ア及びイの趣旨に準じ、その指導、監督に十分配慮するものとする。

（６）対策名等の表示

本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

20　農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等策定の推進

都道府県は、事業実施主体に対し、経営の継続が図れるよう、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定を推進するものとする。

21　都道府県は、事業実施主体に対し、受益者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

22　その他

本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表３（産地基幹施設等支援タイプの事業実施計画）

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
１　産地競争力の強化 （１）産地収益力の強化に向けた総合的推進	１　成果目標の妥当性に関する項目 　別紙様式１号の１の（２）の１のＩの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 　ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。 ２　成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 　強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（令和４年４月１日付け３農産第2895号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 ３　費用対効果に関する項目 　強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について（令和４年４月１日付け３農産第2896号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。 ４　施設等の規模決定根拠に関する項目 　施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。 　また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。 ５　既存施設の再編合理化の検討に関する項目 　農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用（再編合理化等）を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。 ６　整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 　「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 ７　複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 　個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。 ８　スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 　事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。 ９　農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目

	本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の（26）の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 （１）ＧＡＰ認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （２）ＨＡＣＣＰ及びハラール等の導入又は認証取得 目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （３）有機ＪＡＳ等認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （４）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の内容を記載するものとする。 10　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の(29）の要件を満たしていることについて記載するものとする。 ただし、本要綱別表１のＩのメニューの欄の１の（１）のイ、ウのうち高度環境制御栽培施設のうち完全人工光型及びエについては、必要としない。 11　環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の（30）の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 12　青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の(31)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検」及び「青果物流通の合理化に向けた行動方針」（参考様式１号）を添付するものとする。 13　水田農業の高収益化及び畑作物の本作化に向けた体制整備の取組に関する項目 配分基準通知の別表６の（２）の要件を満たしていることについて記載又は根拠資料を添付するものとする。 14　農福連携の取組に関する項目 配分基準通知の別表２の要件を満たしていることについて記載又は根拠資料を添付するものとする。 15　低コスト耐候性ハウス等の加温設備に関する項目 低コスト耐候性ハウス等の加温設備を整備する際、化石燃料のみに依存しない加温方法について十分検討を行った結果、化石燃料のみに依存した加温設備とする場合は、その検討結果について添付するものとする。 16　配合飼料価格安定制度への継続加入に関する項目 配合飼料価格安定制度に継続加入することを確認したことがわかる資料を添付するものとする（合理的な理由により、当該制度に継続加入しない場合は添付不要。）。 17　その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
（２）産地合理化の	１　成果目標の妥当性に関する項目

推進	別紙様式１号の１の（２）の１のⅠの産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 ただし、成果目標については、契約書、確認書、覚書、集荷計画、処理経費の低減、取扱数量の増加等、再編に係る内容が確認できる資料を添付すること。 ２　成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 ３　費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。 ４　施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。 ５　整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 ただし、本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（２）のオ及びカの事業については、必要としない。 ６　複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。 ７　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－２の第２の１の（21）の要件を満たしていることについて記載するものとする。 ただし、本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（２）のエからカまでの事業については、必要としない。 ８　環境負荷軽減等等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－２の第２の１の（22）の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 ９　青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－２の第２の１の(23)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針（参考様式１号）」を添付するものとする。 10　その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
２　みどりの食料システム戦略の推進	１　成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式１号の１の（２）のⅡのみどりの食料システム戦略の推進を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。 ２　成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目

	配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 3　費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。 4　施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。 また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。 5　既存施設の再編合理化の検討に関する項目 農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用（再編合理化等）を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。 6　整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 7　複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。 8　農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の（17）の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 （１）ＧＡＰ認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （２）ＨＡＣＣＰ及びハラール等の導入又は認証取得 目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （３）有機ＪＡＳ等認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （４）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の内容を記載するものとする。 9　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の(24) の要件を満たしていることについて記載するものとする。 ただし、別表１のⅠのメニューの欄の２のイ、ウのうち高度環境制御栽培施設のうち完全人工光型及びエについては、必要としない。 10　環境負荷軽減等の要件に関する項目

	本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の（25）の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 11　青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の(26)の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検及び行動方針（参考様式１号）」を添付するものとする。 12　有機農業の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の（27）の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するとともに、目標年度までに有機JAS認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 13　土づくりの取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の（28）の要件を満たしていることについて記載するとともに、科学的データに基づく土づくりを実施する場合は、土づくりの取組推進計画を添付するものとする。 14　有機農畜産物等の取組に関する項目 配分基準通知の別表９の要件を満たしていることについて記載又は根拠資料を添付するものとする。 15　低コスト耐候性ハウス等の加温設備に関する項目 低コスト耐候性ハウス等の加温設備を整備する際、化石燃料のみに依存しない加温方法について十分検討を行った結果、化石燃料のみに依存した加温設備とする場合は、その検討結果について添付するものとする。 16　配合飼料価格安定制度への継続加入に関する項目 配合飼料価格安定制度に継続加入することを確認したことがわかる資料を添付するものとする（合理的な理由により、当該制度に継続加入しない場合は添付不要。）。 17　その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
３　スマート農業の推進	１　成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式１号の１の（２）のⅢのスマート農業の推進を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。 ２　成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 ３　費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。 ４　施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。 また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合

	は、適切な耐風速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。 5　既存施設の再編合理化の検討に関する項目 農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用（再編合理化等）を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。 6　整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 7　複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。 8　スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。 9　農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－４の第２の１の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 （１）ＧＡＰ認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （２）ＨＡＣＣＰ及びハラール等の導入又は認証取得 目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （３）有機ＪＡＳ等認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （４）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の内容を記載するものとする。 10　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－４の第２の１の要件を満たしていることについて記載するものとする。 ただし、本要綱別表１のⅠのメニューの欄の３のイ、ウのうち高度環境制御栽培施設のうち完全人工光型及びエについては、必要としない。 11　環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－４の第２の１の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 12　青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－４の第２の１の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検」及び「青果物流通の合理化に向けた行動方針」（参考様式１号）を添付するものとする。 13　農福連携の取組に関する項目

	配分基準通知の別表２の要件を満たしていることについて記載又は根拠資料を添付するものとする。 14　低コスト耐候性ハウス等の加温設備に関する項目 低コスト耐候性ハウス等の加温設備を整備する際、化石燃料のみに依存しない加温方法について十分検討を行った結果、化石燃料のみに依存した加温設備とする場合は、その検討結果について添付するものとする。 15　配合飼料価格安定制度への継続加入に関する項目 配合飼料価格安定制度に継続加入することを確認したことがわかる資料を添付するものとする（合理的な理由により、当該制度に継続加入しない場合は添付不要。）。 16　その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
４　産地における戦略的な人材育成の推進	１　成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式１号の１の（２）のⅣの産地における戦略的な人材育成の推進を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。 ２　成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 ３　費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。 ４　施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに、規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載又は根拠資料を添付するものとする。 また、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、適切な耐風速を選択できるようにするため、過去の最大瞬間風速を記載するものとする。 ５　既存施設の再編合理化の検討に関する項目 農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の有効利用（再編合理化等）を検討するものとし、その検討結果について記載又は添付するものとする。 ６　整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 ７　複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 個々の建物及び機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。 ８　スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組む

	ことについて記載するものとする。 9　農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－５の第２の１の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 （１）ＧＡＰ認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （２）ＨＡＣＣＰ及びハラール等の導入又は認証取得 目標年度までに導入又は認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （３）有機ＪＡＳ等認証の取得 目標年度までに認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 （４）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の内容を記載するものとする。 10　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－５の第２の１の要件を満たしていることについて記載するものとする。 ただし、本要綱別表１のＩのメニューの欄の４のイ、ウのうち高度環境制御栽培施設のうち完全人工光型及びエについては、必要としない。 11　環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－５の第２の１の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するものとする。 12　青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－５の第２の１の要件を満たしていることについて記載するとともに、「青果物流通の合理化に向けた総点検」及び「青果物流通の合理化に向けた行動方針」（参考様式１号）を添付するものとする。 13　低コスト耐候性ハウス等の加温設備に関する項目 低コスト耐候性ハウス等の加温設備を整備する際、化石燃料のみに依存しない加温方法について十分検討を行った結果、化石燃料のみに依存した加温設備とする場合は、その検討結果について添付するものとする。 14　配合飼料価格安定制度への継続加入に関する項目 配合飼料価格安定制度に継続加入することを確認したことがわかる資料を添付するものとする（合理的な理由により、当該制度に継続加入しない場合は添付不要。）。 15　その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表４（産地基幹施設等支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告）

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
１　産地競争力の	１　事業実施状況に関する一般的な項目

強化 （１）産地収益力の強化に向けた総合的推進	別紙様式５号の１に規定されている項目を含み記載するものとする。 ２　事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 ３　事業実施状況に関する詳細な項目 本要綱別表１のＩのメニューの欄の１の（１）のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産地基幹施設整備、エの畜産物産地基幹施設整備及びオの農業廃棄物処理施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 ４　事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 ５　スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。 ６　農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の（26）について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 （１）ＧＡＰ認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。 （２）ＨＡＣＣＰ及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。 （３）有機ＪＡＳ等認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。 （４）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の状況について記載するものとする。 ７　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の（29）について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 ただし、本要綱別表３のメニューの欄の産地収益力の強化に向けた総合的推進の事業実施計画に記載すべき項目の10のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 ８　環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の（30）について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 ９　青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の(31)の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。 10　水田農業の高収益化及び畑作物の本作化に向けた体制整備の取組に関する項目 事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 11　農福連携の取組

	障害者の雇用等について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 12　その他事業実施状況報告に必要な項目
（２）産地合理化の促進	1　事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式５号の１に規定されている項目を含み記載するものとする。 2　事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3　事業実施状況に関する詳細な項目 「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（２）のオ及びカの事業については、必要としないものとする。 4　事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 5　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－２の第２の１の（21）について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 ただし、本要綱別表３のメニューの欄の産地合理化の促進の事業実施計画に記載すべき項目の７のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 6　環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－２の第２の１の（22）について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 7　青果物の集出荷貯蔵施設の再編の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－２の第２の１の(23)の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。 8　その他事業実施状況報告に必要な項目
２　みどりの食料システム戦略の推進	1　事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式５号の１に規定されている項目を含み記載するものとする。 2　事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3　事業実施状況に関する詳細な項目 本要綱別表１のⅠのメニューの欄の２のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産地基幹施設整備、エの畜産物産地基幹施設整備及びオの農業廃棄物処理施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 4　事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 5　農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目

	本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の（17）について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 （１）ＧＡＰ認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。 （２）ＨＡＣＣＰ及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。 （３）有機ＪＡＳ等認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。 （４）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の状況について記載するものとする。 6　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の（24）について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 ただし、本要綱別表３のメニューの欄のみどりの食料システム戦略の推進の事業実施計画に記載すべき項目の９のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 7　環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の（25）について、事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。 8　青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の(26)の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。 9　有機農業の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の（27）の要件を満たし、又は満たすことが確実であることについて記載するとともに、目標年度までに有機JAS認証取得が行われる計画が策定されていることについて記載するものとする。 10　土づくりの取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－３の第２の１の（28）の要件を満たしていることについて記載するとともに、科学的データに基づく土づくりを実施する場合は、土づくりの取組推進計画を添付するものとする。 11　その他事業実施状況報告に必要な項目
３　スマート農業の推進	１　事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式５号の１に規定されている項目を含み記載するものとする。 ２　事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 ３　事業実施状況に関する詳細な項目 本要綱別表１のＩのメニューの欄の３のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産地基幹施設整備、エの畜産物産地基幹施設整備及びオの農業廃棄物処理施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 ４　事業の効果及び改善方策に関する項目

	「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 5　スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。 6　農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－４の第２の１について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 （１）ＧＡＰ認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。 （２）ＨＡＣＣＰ及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。 （３）有機ＪＡＳ等認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。 （４）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の状況について記載するものとする。 7　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－４の第２の１について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 ただし、本要綱別表３のメニューの欄のスマート農業の推進の事業実施計画に記載すべき項目の10のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 8　環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－４の第２の１について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 9　青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－４の第２の１の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。 10　農福連携の取組 障害者の雇用等について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 11　その他事業実施状況報告に必要な項目
4　産地における戦略的な人材育成の推進	1　事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式５号の１に規定されている項目を含み記載するものとする。 2　事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3　事業実施状況に関する詳細な項目 本要綱別表１のⅠのメニューの欄の４のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、ウの耕種作物産地基幹施設整備、エの畜産物産地基幹施設整備及びオの農業廃棄物処理施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。

	4　事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 5　スマート農業実践施設の整備の取組に関する項目 事業終了後にデータを活用して生産性の向上や農畜産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取り組むことについて記載するものとする。 6　農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－５の第２の１について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 （１）ＧＡＰ認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。 （２）ＨＡＣＣＰ及びハラール等の導入又は認証取得 導入又は認証取得の状況について記載するものとする。 （３）有機ＪＡＳ等認証の取得 認証取得の状況について記載するものとする。 （４）その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等の導入 導入する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の状況について記載するものとする。 7　人・農地プラン又は地域計画の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－５の第２の１について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 ただし、本要綱別表３のメニューの欄の産地における戦略的な人材育成の推進の事業実施計画に記載すべき項目の10のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 8　環境負荷軽減等の要件に関する項目 本要綱別記１のⅡ－５の第２の１について、事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。 9　青果物の集出荷貯蔵施設の整備の取組に関する項目 本要綱別記１のⅡ－５の第２の１の要件について、目標年度までの青果物流通の合理化に向けた行動内容及び状況を記載するものとする。 10　その他事業実施状況報告に必要な項目

別表５（産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の率）

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	１．０％以内	１／２以内

別表６（産地基幹施設等支援タイプにおける附帯事務費の使途基準）

区　分	内　容
旅　費	普通旅費（設計審査、検査のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）

	委員等旅費（委員に対する旅費）
	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃　　金　　等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給　　料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報　　酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬
職員手当等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当
	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
報　償　費	謝金
需　用　費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）
	燃料費（自動車等の燃料費）
	食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）
	印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）
役　務　費	修繕費（庁用器具類の修繕費）
使用料及び賃借料	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
備品購入費	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
市町村附帯事務費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

Ⅱ　産地競争力の強化

Ⅱ－１　産地収益力の強化に向けた総合的推進

第１　取組の概要

本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）の取組の概要については、次に掲げるものとする。

１　土地利用型作物（稲、麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）、子実用とうもろこしをいう。以下同じ。）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米（輸出用米、米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。）の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、二毛作等による作付拡大を推進するとともに、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

子実用とうもろこしについては、労働生産性の高い作物として、産地における導入・定着を図る観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上等を推進。

土地利用型作物の種子（原種及び原原種を含む。子実用とうもろこしの種子を除く。）については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上等を推進。

２　畑作物・地域特産物（いも類、甘味資源作物（てん菜・さとうきび）、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、安定的な種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等を確立し､産地強化を推進。

甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための育苗施設、集中脱葉施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の加工・流通体制を確立するため、荒茶等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

３　果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、広域的な流通システムの構築による流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

4　野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、広域的な流通システムの構築による流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備を推進。

5　花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設の整備等を支援。

6　環境保全の取組

（1）地球温暖化対策・環境保全型農業

地球温暖化に伴う農地土壌の物理性・化学性の悪化（地力の低下）による収量の低下等のリスク軽減及び環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、地力の強化を目的とした有機物処理・利用施設等の共同利用施設や、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成４年10月１日付け４食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）等に基づく、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な施設の整備並びに地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく不良土壌地の改善を目的とした土壌土層改良等の取組を支援。なお、有機物処理･利用施設の整備は、稲わらすき込みから堆肥施用への転換を促進することにより、地力の強化とあわせて土壌由来の温室効果ガスの排出量の削減を図る取組を含むものとする。

（2）小規模公害防除

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）等に基づく小規模公害防除を目的とした土壌土層改良等の取組を支援。

（3）農業廃棄物の再生処理

農業廃棄物の再生処理を図るため、資源の有効利用の観点から、農業用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を目的とした農業廃棄物処理施設の整備を支援。

（4）地域資源を活用した生産資材の確保

原料を海外に依存する生産資材等について、地域資源を活用することでゼロエミッション化を可能とするバイオディーゼル燃料製造供給施設等の整備を支援。

7　畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営を確立するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備を推進。

8　畜産生産基盤育成強化の取組

畜産の生産基盤の育成及び強化を図るため、

（1）地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設

（2）消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設

（3）支援組織の育成、再編統合及び事業規模の拡大・多角化に必要な施設

（4）哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化及び酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設

（5）家畜衛生水準向上のための施設等の整備を推進。

9　飼料増産の取組

国産飼料（飼料用米を含む。）生産拡大による国産飼料に立脚した畜産生産構造への転

換を図るため、国産飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、ＴＭＲセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等国産飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

10　家畜改良増殖の取組

牛の改良を図るため、牛検定施設及び牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏（地鶏等（日本国内で育種改良等された種鶏（在来種を含む。）と、これらから生産された実用鶏をいう。以下同じ。）を含む。）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、その他家きん等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

11　食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設等の整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設等の整備を推進。

12　畜産副産物の肥飼料利用の取組

畜産副産物の肥料・飼料による効率的な利用を目的とした畜産副産物肥飼料利用施設の整備

13　国産原材料サプライチェーン構築の取組

野菜、果樹、土地利用型作物、地域特産物（てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょを除く。）及び畜産物を対象として、生産者（本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（３）及び（７）に掲げる者に限る。以下本取組において同じ。）、中間事業者（第２の２の（５）に定める者をいう。以下本取組において同じ。）及び食品製造事業者等（飲食料品等（飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。）の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食料品等の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）が一体となって加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築に取り組む場合に、生産者及び中間事業者が行う国産原材料の供給拡大等に必要な集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の整備等を支援。

14　農畜産物輸出に向けた体制整備

国産農畜産物の輸出促進に取り組む産地で必要となる耕種作物産地基幹施設及び畜産物産地基幹施設の整備を支援。

15　スマート農業実践施設の整備の取組

耕種農業については、野菜、花き及び果樹を対象として、データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術の導入に必要な施設等の整備（低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等）を一体的に支援。

畜産については、肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象として、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT､ロボット技術等のスマート技術の複合的な導入と、スマート技術を有効に活用するために必要な施設等の整備を一体的に支援。なお、スマート技術の導入と一体的に整備する施設等は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウィンドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設とする。

16　有機農業の取組

有機JAS認証を取得した農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機農産物の加工食品（以下「有機加工食品」という。）の安定供給体制の構築を通じて、有機農業の拡大を推進するために必要な施設の整備を支援。

17　土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）

生産現場における土づくりの強化を図るため

（１）生産現場における堆肥の供給や土壌診断に必要な施設の整備等

（２）災害復旧事業等により客土等を行い復旧した農地の生産力回復を目的とした土壌土層改良の取組を支援。

18　物流2024年問題への取組

物流2024年問題に対応するため、物流標準化・効率化の推進に向けた、共同輸配送の促進に必要な集出荷施設等の整備や、集出荷施設におけるパレットの規格統一化に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等を支援。

第２　取組の実施基準等

１　事業の実施基準

【共通事項】

（１）事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

（２）事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要するものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動を行っていることを要するものとする。

（３）交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の効率的な実施について」（昭和55年４月19日付け55構改Ａ第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知。）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年５月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知。以下同じ。）によるものとする。

（４）施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

（５）受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、事業開始後にやむを得ず５名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、５名以上となるように努めるものとする。

（６）都道府県知事は、Ⅰの第３の３の（２）による点検及びⅠの第３の４の（２）による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式６号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア　施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70％未満の状況が３年間継続している場合

イ　処理加工施設において収支率が80％未満の状況が３年間継続している場合

（７）事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね５年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和３年６月15日閣議決定。以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

（８）施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

（９）施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

(10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

(11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア　担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ　必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

(13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア　貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ　事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ　当該施設の受益農業従事者数は、５名以上とする。

エ　事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ　貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(14) 成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。

ア　同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ　改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

ウ　交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

【個別事項】

(15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

(16) きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行い、かつ肥培管理を行って栽培することを要するものとする。また、都道府県において、予め、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

(17) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれることを要するものとする。

(18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域は、飼料増産に係る推進計画が作成され、若しくは作成されることが見込まれる市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内に所在していることを要するものとする。

国産飼料関連施設として、飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期（３年以上）の利用供給に関する協定を締結することとする。

(19) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

(20) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を実施する場合には、事業対象品目について、生産者が生産した原料を中間事業者を介して食品製造事業者等が利用する体制を構築し、当該生産者・中間事業者・食品製造事業者等の３者による国産原材料供給・利用計

画(事業実施から３年間を計画期間とした各年度の供給量及び利用量を明記した計画で、供給・利用量が最終年度までに10%以上拡大する計画となっているもの）を策定しており、その実行が確実であることを要するものとする。

また、生産者と中間事業者との間で、事業対象品目に係る基本契約を締結していることを要するものとする。

(21) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(22) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(23) 野菜、花き及び果樹を対象としたスマート農業実践施設の整備の取組を実施する場合には、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、次の要件を満たす生産計画及び販売計画を策定していることとする。

ア　生産計画については、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等､栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

イ　販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれるものであること（少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半について、契約書等により、販売先が確認できること。）。

また、事業実施主体は、都道府県等と連携して、他の生産者等の視察の受け入れや各種機会を通じた拠点成果の紹介等、当該取組の波及に努めるとともに、地域資源のエネルギーを活用する場合は､当該エネルギーの安定供給の確保に努めるものとする。

なお、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合の本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の１の（１）については、高度環境制御栽培施設の整備による受益農業従事者の数によるものとする。

(24) 肉用牛、乳用牛、養豚及び養鶏を対象としたスマート農業実践施設の整備を実施する場合には、スマート技術を２つ以上導入すること。また、スマート技術で得られたデータは畜産クラウドに提供すること。また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理になるように施設の整備を行うこと。

(25) スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱い等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(26) 農畜産物輸出に向けた体制整備の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

また、事業実施主体は、ＧＦＰ（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。以下同じ。）会員であるとともに、別紙様式７号により事業で導入する施設を活用した輸出拡大計画を作成するものとする（ただし、輸出事業計画の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定。以下同じ。）に基づき認定された輸出事業計画を策定している場合は除く。）。

ア　輸出先の求めるＧＡＰ認証の取得（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP等の認証をい

う。）

イ　ＨＡＣＣＰ等認定（国際基準に整合している認証等をいう。以下同じ。）の取得

ウ　ハラール認証（イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）の取得

エ　有機ＪＡＳ等認証の取得

オ　その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の導入

(27) 本対策により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和５年３月31日付け４地第318 号・４農産第5309 号・４畜産第2826号・４経営第3175 号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や経営の継続が図られるよう農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、に努めるとともに、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、Ｉの第３の３に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(28) 環境保全の取組のうち、小規模公害防除においては、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

ア　農用地土壌汚染防止法第３条第１項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。以下同じ。）であって、農用地土壌汚染防止法第５条第１項に定める農用地土壌汚染対策計画（以下「農用地土壌汚染対策計画」という。）を策定している地域

イ　「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年９月11日付け環公公第9098号厚生省環境衛生局長通知）３の３－２に掲げるカドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第２第２号に掲げる地域等であって、農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

(29) 本対策により施設等（本要綱別表１のＩのメニューの欄の１の（１）のイ、ウの（ケ）のうち高度環境制御栽培施設（完全人工光型に限る。）及びエを除く。）を整備する場合は、施設等の受益地の全て（施設等の受益地が広域（県域や複数の市町村の区域等）に及ぶ場合はおおむね全て）において、実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されていることを要するものとする。

(30) 本対策により施設等を整備する場合は、目標年度までにおおむね全ての受益者がみどりのチェックシート（参考様式２号）を提出することとする。

ただし、ＧＡＰ認証等を取得している受益者は、当該チェックシートの提出は不要とする。

なお、受益者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減の取組の実施に努めることとする。

(31) 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア　現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。

イ　総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

(32) 有機農業の取組において施設を整備する場合には、以下の要件を満たすものとする。

ア　農産物処理加工施設のうち、加工を行う施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS認証（有機加工食品）を受けるものとする。

イ　集出荷貯蔵施設（選別、調整及び包装、分配等を行う施設）を整備し、当該施設において小分け行為を行う場合には、有機JAS認証（小分け）を受けるものとする。

ウ　種子種苗生産関連施設・育苗施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した種子種苗を生産するものとする。

エ　有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した資材を製造するものとする。

(33) 土づくりの取組のうち、

①科学的データに基づく土づくりを実施する場合には、以下の全ての要件を満たすこととする。

ア　受益農業従事者のおおむね全てが、土壌分析結果等の科学的データに基づく土づくりに取り組むこと。

イ　次の（ア）から（ウ）までの事項を記載した、土づくりの取組推進計画を策定すること。

（ア）土づくりによる作物の収量・品質の向上目標

（イ）目標を踏まえた当該地域の土づくりの取組推進方針（重点的に取り組む地目、作物、土壌分析結果を踏まえた重点改善項目、改善方策、その際使用する資材の種類及び調達方法、土壌等の分析・診断並びに堆肥の施用に係る役割分担等について記載

（ウ）産地管理施設の整備を行う場合は、土壌診断の実施体制の強化に向けた、土づくりの指導ができる者の育成・確保方針

②土づくりの取組のうち被災農地の地力回復を実施する場合には、災害復旧事業の客土工等により復旧した農地での取組であること（被災による生産性の低下又は土壌状態の悪化が確認できる場合に限る。）。

(34) 畜産副産物の肥飼料利用の取組は、事業実施主体が事業実施計画を策定するに当たり、「畜産副産物利用推進計画」を基に作成することとし、当該計画を達成するために必要な施設の整備であることとする。「畜産副産物利用推進計画」は、以下の全ての要件を満たすもので、肥飼料原料となる畜産副産物排出元の事業者、排出元の事業者が所属する自治体（原則として都道府県）、肥飼料原料出荷先の主要な事業者、事業実施主体、事業実施主体が所属する自治体（原則として都道府県）からなる協議会が作成する計画であって、計画達成に必要な支援体制が整備されているものとする。

ア　事業実施主体は、事業協同組合又は事業協同組合連合会であって、事業実施年度内に新たな肥飼料原料製造事業者を組合員とし、もって複数のレンダリング業者による事業の協同化又は分業化を図る者であること。（協同化及び分業化において、新たな肥飼料原料製造事業者と事業協同組合又は事業協同組合連合会の会員との間で株式の所有が行われている等の関連会社は新たな事業者に含めないものとする。）

なお、ここでいう協同化及び分業化は、施設ごとの製造ラインの分業化、複数施設で製造された原料の集約販売、施設の集約のいずれかとする。

イ　広域的（複数の都道府県。ただし、北海道、離島（離島振興法第２条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置

法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第２条第１項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。）については複数市町村。）な畜産副産物収集及び肥飼料原料販売に取り組み、受入量及び販売量の拡大を図る計画を有していること。（既に広域的な畜産副産物収集及び肥飼料原料販売に取り組まれている場合は、畜産副産物収集及び肥飼料原料販売先市町村の拡大が図られる計画を有していること。）

なお、ここでいう広域性については、原料供給元、原料供給先の事業所の所在地により判断し、両方の拡大を図るものとする。

ウ　事業実施主体は、牛由来の畜産副産物原料量を年間240トンと年間収集量の３割のどちらか大きい量を新たに収集し、肥飼料原料として製造し、そのおおむね全量を肥飼料利用することとし、事業実施前に比べ肥飼料利用割合の拡大を図ること。

エ　このほか、都道府県知事が必要と認める要件を満たす施設であること。

(35) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後６年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の別紙１に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。

２　事業実施主体

（１）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（３）の農業者の組織する団体で、別記１に定めるものとは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

ア　農業協同組合

イ　農業協同組合連合会

ウ　農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10条１項に規定する法人をいう。以下同じ。）

エ　農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する法人をいう。以下同じ。）

オ　特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第４項に規定する団体をいう。以下同じ。）

カ　その他農業者の組織する団体

なお、当該団体等が事業実施主体となる場合は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

（２）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（６）の「別記１に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体であって、消費者のための活動を恒常的に行っており、かつ、次の要件を全て満たす民間団体（企業及び業界団体は除く。）とする。

ア　名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

イ　営利を目的としないものであること。

ウ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

エ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

オ　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

カ　構成人数が原則として20人以上の団体であること。

（３）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（６）の「別記１に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。

ア　中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第３セクターによって構成されているもの。

イ　卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

（４）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（９）の「別記１に定める民間事業者」は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア　都道府県が優先枠（配分基準通知第１の２の（１）のアに規定する優先枠のことをいう。以下同じ。）として配分を受けた交付金の範囲内で中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組又は水田農業の高収益化及び畑作物の本作化に向けた体制整備の取組を行う者であって、次の要件を全て満たすもの。

（ア）５名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

（イ）施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

（ウ）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

イ　環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を目的とした地域資源肥料化処理施設の整備を行い、地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を現に生産し、又は生産しようとしており、生産した肥料を地区内の農業者に現に供給し、又は供給することが確実であること。

（５）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（10）の「別記１に定める中間事業者」は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア　事業対象品目の農畜産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。

イ　食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要にあわせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。

ウ　加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。

エ　複数の生産者との間で、事業実施から３年以上の間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

（６）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（11）の「別記１に定める流通業者」は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって、複数の産地の集出荷機

能の合理化や産地間連携等により事業対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から３年以上の間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。）を締結するとともに、当該生産者の出荷量等が、事業において導入した施設の全利用量に対し過半を占めることを要するものとする。

（７）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（14）の「別記１に定めるコンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア　都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

　このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

イ　施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

ウ　施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

エ　代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ　コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ　各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ　次の要件を満たす販売計画を策定していること。

（ア）販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

（イ）事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

３　交付率

本要綱別表１のⅠの交付率の欄の１のただし書の別記１に定める場合は、次の（１）から（５）までに掲げる場合とし、別記１に定める交付率は、当該（１）から（５）までに定める率とする。

（１）次のア又はイに掲げる場合　事業費の10分の６以内

ア　対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合

イ　沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設又は家畜飼養管理施設を整備する場合

（２）次のア又はイに掲げる場合　事業費の10分の４以内

ア　稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等（４の（６）のイに定める地域をいう。以下同じ。）以外の地域が受益地区の過半を占める場合

イ　野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

（３）次のアからクまでに掲げる場合　事業費の３分の１以内

ア　乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除

く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

イ　米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

ウ　野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合

エ　野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

オ　畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症（以下「ＴＳＥ」という。）対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合

カ　家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合

キ　大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合

ク　畜産副産物肥飼料利用施設を整備する場合

（４）次に掲げる場合　事業費の10分の３以内

受益が１経営体（法人）に限定される場合（ただし、協業経営は除く。）

（５）次に掲げる場合　事業費の20分の11

農用地土壌汚染防止法第３条第１項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域であって、農用地土壌汚染対策計画に基づき環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合

４　採択要件

（１）本要綱第３の２の（１）の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表１－１－①及び１－２－①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を２つまで設定すること。

（２）事業の交付対象上限事業費

本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のうち次に掲げる施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費（以下「上限事業費」という。）を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稲（種子用を除く。）育苗施設に限る。	育苗対象面積１ヘクタールにつき1,109千円。ただし、100ヘクタール未満の場合は1,972千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量１トンにつき502千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量１トンにつき558千円

		麦にあっては計画処理量１トンにつき544千円
農産物処理加工施設（土地利用型作物）		計画処理量１トンにつき5,484千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量１トンにつき1,864千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機以外	計画処理量１トンにつき468千円
	選果機(外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量１トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量１トンにつき333千円
集出荷貯蔵施設(かんきつ)	選果機以外	計画処理量１トンにつき210千円
	選果機(外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。)	計画処理量１トンにつき90千円 ただし、計画処理量５千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量１トンにつき300千円 ただし、150g未満のトマトにあっては計画処理数量１トンにつき678千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量１トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,886千円／ha
	防風施設	51,712千円／ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	45千円／㎡
	ほ場内地下水位制御システム	3,497千円／ha
	菌類栽培施設(マッシュルームを除く。)	生産量１トンにつき3,552千円
	菌床製造施設(マッシュルームを除く。)	生産量１万個につき10,212千円
種子種苗生産関連施設（土地利用型作物）		計画処理量１トンにつき1,236千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	39千円／㎡
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量１トンにつき592千円
家畜飼養管理施設	肉用牛舎(ストール等附帯部分を除く。)	42千円／㎡
	乳用牛舎(ストール等附帯部分を除く。)	成牛用70千円／㎡ 哺育育成牛用73千円／㎡
	一般豚舎(ストール等附帯部分を除く。)	61千円／㎡

	分娩豚舎(ストール等附帯部分を除く。)		61千円／㎡
	ウインドレス鶏舎(ケージ等附帯部分を除く。)		60千円／㎡
	家畜改良施設		267千円／㎡
	畜産新技術に係る施設		278千円／㎡
畜産物処理加工施設	産地食肉センター		8,658千円×１日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は１頭につき豚４頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。） 輸出に向けた体制整備の実施の取組の場合は、10,545千円×１日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算） ただし、５の畜産物施設整備の畜産物処理加工施設の産地食肉センターの交付対象基準の（ｃ）のただし書きに基づき、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であって、１日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が560頭未満の場合は、11,256千円×　１日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算） 輸出に向けた体制整備の実施の取組の場合は、13,875千円×１日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）
	食鳥処理施設		222千円×１日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設		111千円×１年当たりの処理能力
家畜市場			6,161千円×子牛市場の開催日１日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎	500㎡未満	62千円／㎡
		500㎡以上	59千円／㎡
	尿貯留施設	1,000㎥未満	48千円／㎥
		1,000㎥以上	23千円／㎥
飼料作物（飼料用米を含む。）関連施設	バンカーサイロ		9千円／㎥
	乾草舎		56千円／㎡
	飼料調製施設		61千円／㎡
	飼料分析指導室		250千円／㎡
	栄養分析器		9,900千円／台
	ミネラル分析器		1,170千円／台
	土壌分析器		630千円／台

（注）１　施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

２　選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

３　配分基準通知第１の２の（１）のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われる取組の上限事業費は、上記の1.3倍（小数点第１位を四捨五入）とする。

４　配分基準通知第１の２の（２）のウに規定する取組の上限事業費は、上記の1.5倍（小数点第１位を四捨五入）とする。

（３）本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の１の（４）の別記１に定める場合は、次に掲げる場合とする。

ア　環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合

ただし、本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の（28）の地域において実施する土壌土層改良と併せて行う、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及びかんがい用用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

イ　北大東島及び南大東島に所在する国内産糖事業者が農産物処理加工施設を整備する場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加する場合

ウ　土づくりの取組のうち被災農地の地力回復に取組む場合

（４）本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の１の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第４の３に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき（都道府県知事は理由書を作成し、Ⅰの第３の２の（２）に定める協議を行うものとする。）は、当該事業を実施できるものとする。

（５）面積要件等

ア　本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の１の（３）の別記１に定める事業対象作物の作付（栽培）面積要件は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）については、この限りでない。

<table>
<tr><th>取組名</th><th>品目</th><th>面積要件</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td rowspan="4">土地利用型作物</td><td>稲</td><td>50ヘクタール</td><td rowspan="4">・原則として、受益地区の水田面積の２分の１以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。
・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たす地区であること。
なお、受益地区が複数</td></tr>
<tr><td>麦</td><td>北海道：60ヘクタール
都府県：30ヘクタール</td></tr>
<tr><td>豆類</td><td></td></tr>
<tr><td>大豆</td><td>20ヘクタール</td></tr>
</table>

			の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、５割以上の地区において次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たしていること。 （ａ）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の３分の２以上が１ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （ｂ）事業の受益地区が事業対象作物の２以上の主要作業を３ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね５割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
子実用とうもろこし		５ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の２分の１以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。
種子			・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。

		稲	種子生産ほ場の面積が25ヘクタール	
		麦	種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
		大豆	種子生産ほ場の面積が５ヘクタール	
畑作物・地域特産物	いも類		北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積）	
		ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
		かんしょ	50ヘクタール	
	茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん菜		50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第１項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	

	さとうきび	10ヘクタール 　ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
	こんにゃく	10ヘクタール 　ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	そば	５ヘクタール	
	ハトムギ	10ヘクタール 　ただし、１ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	５ヘクタール	
	その他地域特産物	２ヘクタール	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が２ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 　なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあっては、１ヘクタール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号。以下同じ。）	10ヘクタール 　ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘ	

	第２条に定める果樹で露地栽培のもの	クタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。 　なお、都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知。以下同じ。）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村をいう。以下同じ。）において事業を実施する場合にあっては２ヘクタールとする。 　ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が５アール以上であることとする。	
	果樹農業振興特別措置法施行令第２条に定める果樹で施設栽培のもの	５ヘクタール 　ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。 　なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては50アールとする。 　ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が５アール以上であることとする。	
	上記以外の果樹	３ヘクタール 　なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては30アールとする。 　ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が５アール以上であることとす	

		る。	
野菜	露地野菜	10ヘクタール 　ただし、沖縄県にあっては５ヘクタールとする。 　なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては２ヘクタールとする。 　ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が５アール以上であることとする。	
	施設野菜	５ヘクタール 　なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては50アールとする。 　ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が５アール以上であることとする。	
花き	露地花き	５ヘクタール 　なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては２ヘクタールとする。 　ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が５アール以上であることとする。	
	施設花き	３ヘクタール 　なお、都市近郊地域において事業を実施する場合にあっては50アールとする。 　ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が５アール以上であることとす	

		る。	

イ　中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

（ア）山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

（イ）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

（ウ）離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

（エ）半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

（オ）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第２条第１項に規定する特定農山村地域として公示された地域

（カ）棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第７条第１項の規定に基づき、指定棚田地域として指定された地域

（キ）「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の２分の１以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、５割以上の地区において次に掲げる（ａ）又は（ｂ）の要件を満たしていること。 （ａ）受益地区内の水田にお

		が樹立されているものとする。	いて生産される事業対象作物の作付面積の３分の２以上が１ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 （ｂ）事業の受益地区が事業対象作物の２以上の主要作業を３ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね５割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		２ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	子実用とうもろこし	２ヘクタール	
	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：５ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		５ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。

	茶	５ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール 　ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	５ヘクタール	
	染料作物	３ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令第２条に定める果樹で露地栽培のもの	10ヘクタール	
	果樹農業振興特別措置法施行令第２条に定める果樹で施設栽培のもの	５ヘクタール	
	上記以外の果樹	３ヘクタール	
野菜	露地野菜	５ヘクタール	
	施設野菜	３ヘクタール	
花き	露地花き	３ヘクタール	
	施設花き	２ヘクタール	

ウ　配分基準通知第１の２の（１）のアに規定する優先枠のうち、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組であって、地域別農業振興計画に基づき行われるものについては、都道府県知事が、中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合に限り、ア及びイの定めによらず、本対策に取り組むことができるものとする。

エ　野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

５　産地基幹施設等の基準

本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）のアからオまでに定める施設等（耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備）については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	交付対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として１ヘクタール以上５ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村振興交付金実施要領（平成28年４月１日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）別紙１の別表の１の（１）の基盤整備）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあっては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 また、環境保全の取組のうち小規模公害防除の受益面積は、10ヘクタール未満とする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年３月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙１の第５の１の（３）の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあっては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年７月７日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。 ・環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合にあっては、ほ場整備、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合にあっては、暗きょ施工及び土壌土層改良を実施できるものとする。 ・土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）を実施する場合にあっては、土壌土層改良を実施できるものとする。
ほ場整備	
園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等への改植・高接	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検

	討の上、次に掲げる（ａ）から（ｅ）までに定めるところにより実施できるものとする。 （ａ）優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実状にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。 （ｂ）交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成27年４月27日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画並びに果樹産地構造改革計画に即したものとする。 なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。 （ｃ）優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。 ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。 （ｄ）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。 （ｅ）事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め､受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。 ・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる（ａ）から（ｃ）までに定めるところにより実施できるものとする。 （ａ）事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病害虫の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。 （ｂ）交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県の育成品種等とする。 なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。 ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。 （ｃ）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。 ・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病害虫の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

暗きょ施工	
土壌土層改良	・浅層排水、心土破砕、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。 　ただし、水稲のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る（ａ）及び（ｂ）に定める要件を満たす地域であることとする。 （ａ）地力増進法第４条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。 （ｂ）地力増進法第３条に基づく地力増進基本指針のⅡの第１の１、同第２の１及び第３の１において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。 　ただし、離島（離島振興法第２条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第２条第１項に規定する小笠原諸島及び沖縄県をいう。）及び山間へき地（山村振興法第７条に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域をいう。）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね１ヘクタール以上とする。 　ｉ　都府県の場合　10ヘクタール 　ⅱ　北海道の場合　20ヘクタール ・土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 　また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、水田フル活用ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、５ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 ・環境保全の取組のうち小規模公害防除については、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 （ａ）ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 （ｂ）かんがい用用排水施設の新設又は改修 （ｃ）農用地間の地目変換のための事業
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	
飼料作物作付条件整備	
耕作道整備	

雑用水施設整備	
飼料生産ほ場整備	
牧草地及び飼料畑等造成整備	・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後５年以上経過しているものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
放牧利用条件整備	
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地・放牧林地整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
未利用地活用放牧拡大整備	・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等 ・なお、本要綱別表１のⅠの交付率の欄の１のただし書の別記１に定める場合及び額は、次に掲げる（ａ）から（ｃ）までのとおりとする。 （ａ）傾斜地等活用整備(傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。)にあっては、造成・整備面積10アール当たり70,000円を上限として交付できる。 （ｂ）野草放牧地整備（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。）にあっては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。 （ｃ）耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。）にあっては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤整備	・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による牧場利用の再編成を推進するためのものとする。 ・本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（１）のただし書の別記１に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。
耕作･放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧牛管理施設整備	・放牧牛の衛生管理等のために必要な施設とする。
放牧地･放牧林地整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導

	入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編成に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	
排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種の導入	
障害物除去	
耕種作物産地基幹施設整備	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （ａ）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 （ｂ）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、土地利用型作物の種子並びに地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高

	度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年３月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成５年10月26日付け５農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 ・子実用とうもろこしの処理能力は、年間50トン以上とする。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、１棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産

	体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。 　原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとする。 　また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 　なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。 　なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・都道府県知事（先駆的モデル支援タイプの場合は市区町村長）が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。 　なお、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整

	備のみとする。ただし、先駆的モデル支援タイプの民間事業者においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとし、この場合にあっては、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 　なお、建物の規模は、原則として、１棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 　ただし、既存の集出荷施設の整備又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。 　また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する２次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 　ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 　ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。 　なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。 　ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあっては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。

	・都道府県知事（先駆的モデル支援タイプの場合は市区町村長）が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病害虫まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	・青果物広域流通システムを構築する場合、移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。 　また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システムを構築する際において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、ＣＡ貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。 　また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築を構築する際において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 　ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものとする。 ・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する２次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール及びパイラーと一体とすることで貯蔵施設として整備することができる。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにＩＤコードや２次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量１トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。 　なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。

	・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(ａ)物流合理化施設、(ｂ)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(ｃ)精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 　なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 （ａ）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 （ｂ）加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 （ｃ）事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 （ｄ）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引斡旋施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 （ａ）この施設は、交通の拠点等に設置する２次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。 　ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 （ｂ）原則として、次の栽培面積の３分の１以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 ⅰ　茶‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥1,000ヘクタール ⅱ　こんにゃく‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥600ヘクタール
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。 　また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 　ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域及び生産緑地で生産されたものに限るものと

	する。 ・青果物広域流通システムを構築する場合においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することができる。
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。 　また、土づくりの取組において産地管理施設を整備する場合には、土壌の分析診断に必要な施設の整備を必須とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 　なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業を実施する場合にあっては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
用土供給施設	・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。

病害虫防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、受益農業従事者は以下の内容をすべて実施することとする。 なお、（ａ）から（ｃ）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（ａ）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（ｂ）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（ｃ）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （ａ）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （ｂ）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （ｃ）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （ｄ）所有の明確化 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （ｅ）管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。 ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。 ・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s 以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又は建物に設置又は併設するものとする。 ・ただし、スマート農業実践施設の整備の取組を行う場合は、作付（栽培）面積は、１ヘクタール以上とし、取組を行うハウス各棟は面的に集積す

	ることを原則とする。 ・導入するスマート技術は、高度複合環境制御装置、ロボット等により収穫、搬送及び調製等の農作業を省力化・自動化するロボット装置、地域エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関する設備装置、その他附帯設備とする。このうち、高度複合環境制御装置を必須とし、ほかにロボット化等による省力化・自動化技術、省地域エネルギー技術利用、雇用型生産管理技術のいずれかを導入することとする。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。 ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 　また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上１ha以下とする。
省エネルギーモデル温室	・当該施設を導入する場合は、第２の４の（５）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 　また、その施設の規模は、１棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 　また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70％以下の価格であるものとする。 ・なお、当該施設を導入する場合は、第２の４の（５）に定める面積にかかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送

	の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・都道府県知事（先駆的モデル支援タイプの場合は市区町村長）が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場合は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。 ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行った上で、適切な設備とすること。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・当該施設を導入する場合は、第２の４の（５）に定める面積にかかわらず設置することができるものとする。 　また、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（先駆的モデル支援タイプの場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。（ただし、太陽光利用型は農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。） ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。）若しくは50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により１年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものと

	する。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（農林水産省生産局。以下「新技術指標」という。）に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業等での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、１回の配分で導入地区数の上限は全国３地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 　特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。 　また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。 ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行った上で、適切な設備とすること。
地域エネルギー等供給施設	・非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーや二酸化炭素を供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備できるものとする。 　なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上で必要な規模を超えない規模とする。 ・電気を供給する場合は、トリジェネレーションシステム又はコージェネレーションシステムを整備できるものとし、発電のみを行うものは対象としないものとする。 ・隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に供給されることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。 　また、工場等の施設が既に二酸化炭素分離回収装置を有し、これを利用することが可能な条件が整っている場合にあっては、熱等の利用と併せて当該二酸化炭素を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。これらの場合は、あらかじめ、木質バイオマス、地下水、地熱水等の地域資源の賦存状況、利用可能量、権利関係、導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認する等、低コスト生産の推進に留意するものとする。

高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、ほ場内地下水位制御システム、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 　脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証できるものに限る。なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。また、１回の配分で導入地区数の上限は全国３地区とする。なお、配分において同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 　なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第２の４の（５）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。当該施設を導入をする場合は、第２の４の（５）に定める面積にかかわらず設置できるものとする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、

	明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものする。
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。 なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。 ・環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型を実施する場合にあっては、堆肥等生産施設、堆肥流通施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （ａ）製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年

	法律第127号）に基づく昭和61年２月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （ｂ）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成３年８月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月８日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌１kgにつき亜鉛120ｍｇ以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。 ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40％未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （ａ）製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和 61年２月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （ｂ）製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌１キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
附帯施設	
油糧作物処理加工施設	・ナタネ油等油糧作物の種子等から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	

乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯蔵施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料製造供給施設	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物産地基幹施設整備	
畜産物処理加工施設	・国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設のみを対象とする。
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （ａ）当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 （ｂ）当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 （ｃ）当該施設を整備後の１日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね700頭以上の規模となること。 ただし、離島（離島振興法第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第３号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。 （ｄ）当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第１に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等ＴＳＥに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 （ｅ）食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部

	分肉以上に加工度の高い商品であること。 （ｆ）豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りでない。）
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和28年法律第114号）第４条第１項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を５℃以下に冷却する能力をいう。）を持つ冷却装置を備えた冷蔵庫であって、１日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも２倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（ａ）、（ｂ）又は（ｃ）の基準に適合すること。 （ａ）と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成９年３月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成６年６月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （ｂ）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （ｃ）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第３条第１項の規定に定められた排

	水基準以下に処理し得る能力を有すること。
ＴＳＥ対応施設	
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の１日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上、地鶏等の場合はおおむね1,200羽以上であって、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第22条で定める数を超える規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）第３条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあっては５℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（ａ）、（ｂ）又は（ｃ）の基準に適合すること。 （ａ）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成３年３月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成２年６月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （ｂ）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 （ｃ）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
動物福祉対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第３条第１項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の１日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	

洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 　ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組について、中間事業者が事業実施主体となる場合は、中間事業者が自ら加工を行うことを目的として整備する施設・設備も対象とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者の組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。
家畜市場	・次に定める要件に適合するものであること。 （ａ）家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 （ｂ）当該家畜市場の１年間における家畜取引頭数がおおむね5,000頭（牛換算：馬１頭につき１頭、豚、めん羊又は山羊１頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね5,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。 　ただし、中山間地域（山村振興法第７条第１項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね3,500頭（牛換算）以上、離島（離島振興法第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第３条第１号に規定する沖縄をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね1,500頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	・汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第３条第１項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	

その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の（ａ）及び（ｂ）の要件に適合するものであることとする。 （ａ）事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。）第２条の４第１項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。 （ｂ）事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画又は酪肉振興法第２条の３第１項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。 ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設並びに飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等で複数の畜産経営が共同で利用する施設の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。 （ａ）当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。 （ｂ）当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。 ・次の条件を満たしている場合には、１施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を２棟以上に分けて整備することができるものとする。 （ａ）同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 （ｂ）当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 （ｃ）複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。 ・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。 ・畜舎の利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うも

	のとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。 （ａ）場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。 （ｂ）規模等 ｉ　管理舎１棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。 面積＝40㎡（共用部分）＋10㎡（管理人１人当たり専用部分）×管理人等人数 ⅱ　ｉの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。 ・建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。 ・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー及びウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、１棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、１棟が 500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。 ・スマート農業実践施設の整備に取り組む場合は、畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎、ふ卵施設、畜舎及び畜舎と一体的に整備する設備及び畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備について、データを活用して生産性の向上や畜産物生産の省力化に資するICT、ロボット技術等のスマート技術を２つ以上導入するとともに、それぞれのデータが収集され、連動し、生産性向上及び作業省力化に資さなければならない。
畜舎	・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及、牛のほ育育成経営部門の外部化及び地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （ａ）対象畜種が、肉用牛又は豚であること。 （ｂ）計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね 300頭

	以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。 ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれの２分の１以上であるものとする。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （ａ）事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（ｂ）の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 （ｂ）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、５名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。 （ａ）新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （ｂ）農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 ⅰ　当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ⅱ　事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 ⅲ　事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動等を行うものとする。 ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。 ・当該施設を地域の家畜衛生水準向上のための管理体制の構築のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （ａ）導入家畜等の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のための一時的な利用に限定されること。 （ｂ）当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 （ｃ）複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業実施主体は、対象施設、利用期間、利用料等に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に利用させるものとする。 （ｄ）当該施設の規模は、地域の家畜導入状況や家畜飼養規模からみて必要最小限のものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事

	業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
フリーストール牛舎	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （ａ）事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（ｂ）の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 （ｂ）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、５名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （ａ）新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （ｂ）農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 ⅰ　当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ⅱ　事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 ⅲ　事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ミルキングパーラー	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （ａ）事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（ｂ）の条件を満たす農業者の組織する団体を含む。 （ｂ）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、５名以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

	（ａ）新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （ｂ）農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 ⅰ　当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ⅱ　事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 ⅲ　事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設をヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （ａ）新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （ｂ）農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 ⅰ　当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ⅱ　事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は５名以上で構成されるものとする。 ⅲ　事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
ふ卵施設	・効率的な素ひな生産体制の構築のため、既存の種鶏場又はふ卵場の再編・統合を伴う施設整備であること。 ・種卵の消毒、素ひなの生産管理に係る高度な衛生管理体制を確保するこ

	とによる病原性微生物の汚染防止等を図り、素ひなの安定供給、供給農家における衛生水準の向上等に資するものであること。 ・事業実施主体は、農業者で構成されており、かつ、農業者の組織する団体又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないものであることを要する。
放牧利用施設	
畜舎等と一体的に整備する設備	・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・整備する設備は生産行程に直接にかかわり、かつ畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は畜舎等で行われる生産行程の在り方の本質にかかわるものとする。 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
畜舎等と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	・畜舎、フリーストール牛舎、ミルキングパーラー、ウインドレス鶏舎及びふ卵施設と合わせて整備するものとする。 ・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（ミルキングパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	・本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の１の（１）のただし書の別記１に定める国産飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 ・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。 ・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。 なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 （ａ）当該施設は、次の条件を満たしている場合には、１施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を２棟以上に分けて整備することができるものとする。 ⅰ　同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 ⅱ　当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 ⅲ　複数の畜産経営が共同で利用する施設の場合にあっては、事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
国産飼料関連施設	・施設用地の造成整備を含む。（飼料給与設計用電算施設は除く。） ・施設と一体的に整備される機械装置を含む。
混合飼料調製・供給施設	・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。

	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
混合飼料貯蔵・保管庫	・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。 ・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
飼料作物収穫調製貯蔵施設	
単味飼料貯蔵施設	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	
家畜排せつ物処理施設	
飼料生産・調製・保管施設	・飼料用米関連の施設整備を実施する場合は、本施設と一体的に整備される混合機、粉砕機等の整備を含む。
管理棟	
飼料給与設計用電算施設	・国産飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
子実用とうもろこし乾燥保管調製施設	・飼料向け子実用とうもろこしの乾燥・保管・調製に限るものとし、本施設と一体的に整備される機器等の整備を含む。 ・生産・供給を行う者と利用者との間で、長期（３年以上）の利用供給に関する協定を締結するものとする。
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
ふ卵施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術	

の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	・畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又は堆肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 （ａ）整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 （ｂ）受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化処理施設	・畜舎又は堆肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	・脱臭施設又は浄化処理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化処理施設の適正な管理に必要な施設とする。
畜産副産物の肥飼料利用施設	・畜産副産物をレンダリング処理し、飼料・肥料利用するために整備する以下の施設とする。 ・いずれも施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。 ・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 （ａ）整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 （ｂ）事業実施主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、畜産副産物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
レンダリング処理施設	
原料処理施設	
排水処理施設	
製品保管施設	
管理施設	
乾燥・粉砕施設	
殺菌処理施設	
脱臭施設	
ボイラー施設	
受電施設	
受給水施設	

	原料前処理施設	
	一体的に整備する施設	
農業廃棄物処理施設		・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
	農業廃棄物処理施設	
	農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
	附帯施設	

Ⅱ－２　産地合理化の促進

本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（２）の取組を行う場合は、以下に定めるところによるものとする。

第１　取組の概要

１　穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編や従前に補助事業で導入した施設・設備の機能又は能力の高度化による施設の効率的な管理・運営等の取組を推進するため、水田収益力強化ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産が見込まれる地域において、主食用米と新規需要米の区分集荷・保管や水稲専用施設の大豆等との汎用利用のために必要な改修等を支援。

また、担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売を推進する観点から、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組むことで、地域単位で効率的な施設運営を目指す地域において、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給に資する品質分析・管理機能の向上等のために必要な改修等を支援。

本取組においては、米、麦、大豆等の乾燥調製・保管に係る乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設又は種子種苗生産関連施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第２の６の（１）のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

その際、都道府県は、「地域における穀類乾燥貯蔵施設等の再編利用の取組の推進について」（平成26年2月26日付け25生産第3219号生産局農産部穀物課長通知）により、地域における新規需要米等の作付動向、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の配置や利用状況等を踏まえ、施設の再編利用を重点的に進める重点再編地域を選定することができるものとする。（１の都道府県につき各年度３地域を上限とする。）

２　集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き、いも類）の取組

野菜、果樹、花き、いも類の持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、複数の既存の施設を再編合理化すること等により、効率的かつ低廉に流通コストの低減等を図るための当該施設の改修等を支援。

本取組においては、野菜、果樹、花き又はいも類の集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であって、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第２の６の（２）のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

３　農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

複数の既存の荒茶加工施設等を有し、今後、茶の計画的な生産、加工の強化に取り組む地域において、加工コストの低減等を図るための当該施設の再編に向けた改修等を支援。

本取組については、茶の加工に係る施設であって、荒茶加工施設、仕上茶加工施設の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第２の６の（３）のアからエまでに定める再編利用計画等を作成しなければならない。

４　食肉等流通体制再編整備の取組

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の施設を再編合理化することにより、効率的な施設利用体制や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るための当該施設の整備を支援。

本取組においては、食肉等の流通・処理に係る食肉等流通処理施設（食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場）の再編を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体においては、第２の６の（４）のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなけ

ればならない。

5　国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組

さとうきび、てん菜又はでん粉原料いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化計画の策定を要件として、製造コストの削減及び既存の当該施設の安定操業を図るための当該施設の再編合理化を支援。

本取組においては、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組む以下の国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第２の６の（５）のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

（１）国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備

ア　国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編（再編による稼働率の向上に向けた施設等の新設又はこれに伴う設備の移設を含む。以下同じ。）

イ　国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

（２）国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化（地域における国内産糖・国内産いもでん粉工場の稼働率の向上に向けた既存工場の廃棄。以下同じ。）

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

6　乳業再編等整備の取組

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、生乳流通コストの低減等を図るとともに、効率的かつ衛生的な乳業者を育成するため、集送乳の拠点となる貯乳施設の集約化、乳業施設の再編・合理化及びこれと一体的に行う高度な衛生管理水準を備えるための整備等を支援。

本取組においては、集乳及び乳業の再編合理化を促進するため、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第２の６の（６）のアからエまでに定める再編合理化計画等を作成しなければならない。

（１）効率的乳業施設整備

ア　乳業工場（牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第２条第３項に規定する牛乳、同条第12項に規定する加工乳及び同条第13項に規定する乳製品（アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。）をいう。以下同じ。）及び牛乳乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。）の施設等の新設又は増設（当該施設等の新設又は増設に伴う設備の移設を含む。以下「新設等」という。）。

イ　アと一体的に行う環境・衛生問題等に配慮した高度な乳業工場の施設等の整備（以下「環境・衛生等整備」という。）。

ウ　乳業の再編合理化に資するための乳業工場の廃棄等。

（２）集送乳合理化推進整備

集送乳の合理化を推進するため、既存の生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（生乳を生産者から直接搬入している乳業工場を含む。以下「貯乳施設等」という。）を廃棄し、大規模な生乳の貯乳機能を有する施設又は設備（以下「大型貯乳施設等」という。）の整備。

（３）需給調整拠点施設整備

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、余剰生乳処理機能を有する拠点施設又は設備（以下「需給調整拠点施設等」という。）の整備。

第２　取組の実施基準等

1　事業の実施基準

（1）事業実施計画は、関係者を始めとした地域住民の合意を得たものであることを要する。

（2）事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

（3）事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。

（4）交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

　また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

（5）施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

（6）受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず５名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、５名以上となるように努めるものとする。

（7）都道府県知事は、別記１のⅠの第３の３の（2）による点検及び別記１のⅠの第３の４の（2）による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（アからウまでに掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

　なお、改善措置については、別紙様式６号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア　穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用及び農産物処理加工施設等再編利用の取組においては、施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70％未満の状況が３年間継続している場合、また農産物処理加工施設において、収支率が80％未満の状況が３年間継続している場合

イ　食肉等流通体制再編整備の取組においては、事業により整備した施設等の処理数量（取引頭数）又は処理経費（取引経費）が当初の事業実施計画に対し、80％未満の状況が３年間継続している場合

ウ　国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備及び乳業再編等整備の取組においては、事業により整備した施設等の処理数量又は処理経費が当初の事業実施計画に対し、80％未満の状況が３年間継続している場合

（8）事業で整備する施設は、耐用年数がおおむね５年以上のものとする。

　ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

　なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

　このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

（9）施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

(10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農

業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

(11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ア　担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ　必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

(13)事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア　貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ　事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

ウ　当該施設の受益農業従事者数は、原則として、５名以上とする。

エ　事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ　貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(14) 成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア　同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的にすぐれていること。

イ　改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

ウ　補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ財産処分承認基準通知により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている。又は、承認を受ける見込みであること。

(15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

(16) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっ

ては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

(17) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を実施する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(18) 乳業再編等整備に取り組む場合については、事業を実施する都道府県において作成された酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪振法」という。）第２条の３に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等との整合性が図られていること。

(19) 乳業再編等整備のうち地域における生乳の集送乳の効率化に係る事業に取り組む場合にあっては、事業実施主体は、集送乳の合理化に係る推進計画を策定し、事業計画に定める内容はそれに即しているものであること。

(20) 本対策により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和５年３月31日付け４地第318 号・４農産第5309 号・４畜産第2826号・４経営第3175 号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、Ｉの第３の３に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(21) 本対策により施設等（本要綱別表１のＩのメニューの欄の１の（２）のエからカまでの事業を除く。）を整備する場合は、施設等の受益地の全て（施設等の受益地が広域（県域や複数の市町村の区域等）に及ぶ場合はおおむね全て）において、実質化された人・農地プランが策定されていることを要するものとする。

(22) 本対策により施設等を整備する場合は、目標年度までにおおむね全ての受益者がみどりのチェックシート（参考様式２号）の取組内容（ＧＡＰ又は環境負荷低減及び農業作業安全の取組）に係る研修を受講し、当該チェックシートを提出することとする。

ただし、ＧＡＰ認証等を取得している受益者は、研修受講及び当該チェックシートの提出は不要とする。

なお、本対策により、受益者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減の取組の実施に努めることとする。

(23) 集出荷貯蔵施設等再編利用のうち、青果物の集出荷貯蔵施設の再編を行う場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア　現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。

イ　総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

２　事業実施主体

（１）次に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計

手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

ア　農業者の組織する団体

イ　事業協同組合

ウ　事業協同組合連合会

（２）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の２の（７）の特認団体は、次のとおりとする。

ア　農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

イ　その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

（３）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の２の（11）の別記１に定める乳業再編等協議会（以下「再編等協議会」という。）は、次のアからウまでの要件を全て満たすものとする。

ア　乳業者（酪振法第２条第２項の乳業を行う者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げるいずれかの者に該当するものが構成員となっていること。

（ア）複数の乳業者が合併し、設立した法人(契約の締結等により合併が確実であると認められる合併前の乳業者を含む。)（以下「合併後法人」という。）

（イ）複数の乳業者の出資により設立された法人又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立される団体

（ウ）複数の乳業者と乳業工場の再編と併せた生乳の処理若しくは加工の受委託に関する契約又は営業譲渡契約を締結し、乳業工場の新設・廃棄等を行う乳業者

（エ）学校給食用牛乳の供給を行っている乳業者であって、直近の年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね３割以上である者

イ　再編等協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編等協議会の運営等に係る規約（以下「再編等協議会規約」という。）が定められていること。

ウ　再編等協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（４）本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の２の（12）の別記１に定めるコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア　都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

　このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

イ　施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

ウ　施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとされていること。

エ　代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアム規約が定められていること。

オ　コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続き

に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ　各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

キ　次の要件を満たす販売計画を策定していること。

（ア）販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

（イ）事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

３　交付率

本要綱別表１のⅠの交付率の欄の２のただし書の別記１に定める場合は、次の（１）から（５）までに掲げる場合とし、別記１に定める交付率は、当該（１）から（５）までに定める率とする。

（１）次に掲げる場合　事業費の10分の６以内

対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合

（２）次に掲げる場合　事業費の10分の３以内

受益が１経営体（法人）に限定される場合（ただし、協業経営は除く。）

（３）次のアからウに掲げる場合　事業費の３分の１以内

ア　乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

イ　米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

ウ　食肉等流通体制再編整備のうち、食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、ＴＳＥ対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合。家畜市場にあっては、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合

（４）次のア又はイに掲げる場合　事業費の２分の１以内

ア　国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備のうち国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編を行う場合

イ　集送乳合理化等推進整備の大型貯乳施設整備事業のうち県域を越える集乳計画に基づいて貯乳設備を整備又は廃止する場合

（５）次に掲げる場合　事業費の５分の１以内等

効率的乳業施設整備を事業協同組合、事業協同組合連合会又は再編等協議会が実施する場合であって、これらの者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない乳業者（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第２条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第２号に適合するものを除く。以下「大手乳業者」という。）に該当する場合又はこれらの者が大手乳業者から出資を受けた場合とし、受けた出資の割合等に応じ、交付率を次のとおりとする。

ただし、合併後法人が行う乳業工場の廃棄については、当該合併前の所有者の別に応

じ廃棄しようとする施設ごとに適用する。

ア　大手乳業者及び大手乳業者から資本金の額又は出資の額の総額の100分の50を超える出資を受けた第２の２の（３）のアの（イ）の法人又は団体にあっては、５分の１以内

イ　大手乳業者から資本金の額又は出資の総額の100分の50以下の出資を受けた第２の２の（３）のアの（イ）の法人又は団体にあっては、４分の１以内

４　採択要件等

（１）本要綱第３の２の（１）の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表１－１－①、１－１－②、１－２－①及び１－２－②において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を２つまで設定することとする。

（２）事業の交付対象上限事業費

施設の再編利用の取組にあっては、本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（２）に掲げる額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

（３）本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の２の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第４の３に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合（都道府県知事は理由書を作成し、本要綱別記１のⅠの第３の２の（２）に定める協議を行うものとする。）にあっては、当該事業を実施できるものとする。

（４）面積要件等

本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の２の（３）の別記１に定める事業対象作物の作付（栽培）面積は、おおむね本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（５）に掲げる規模以上であることとする。

５　補助対象基準及び補助対象要件等

（１）本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（２）のアからエまでの取組に係る共同利用施設の補助対象基準については、本要綱別記１のⅡ－１の第２の５に掲げるとおりとする。

（２）本要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（２）のオの取組に係る共同利用施設の補助対象要件等は、以下のとおりとする。

ア　国内産糖・国内産いもでん粉工場再編整備

（ア）国内産糖・国内産いもでん粉工場の再編

a　製造施設等

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備及びその他国内産糖・国内産いもでん粉製造に必要な設備の整備

b　排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池の整備

c　上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備

（イ）　国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

a　補助対象となる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等は、国内産糖・国内

産いもでん粉工場の再編合理化計画において、廃棄の対象となっている国内産糖・国内産いもでん粉工場とする。

なお、廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

b　製造施設等

（ア）のａ及びｃに掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（ただし、脱汁設備、分離設備、精製設備、脱水設備又は乾燥設備のいずれかを必ず含むものとする。また、他の国内産糖・国内産いもでん粉工場等への譲渡に係る経費は含めないものとする。）

c　排水処理等施設

（ア）のｂに掲げる施設及び沈殿池の廃棄・撤去に要する経費並びに敷地等を掘削し、コンクリートその他で地下浸透防止措置を施している設備等を取り壊すこと等により、当該設備等敷設前の状態に埋め戻すことに要する経費（当該設備等から排水等を除去した後に残存する汚泥等の処理経費を含む。）

d　廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等の残余財産相当額の補填

（ａ）補助対象は、ｂ及びｃに掲げる国内産糖・国内産いもでん粉工場の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について､減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。)の別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第１項第２号ロ又は法人税法施行令第48条第１項第２号ロに規定する旧定率法をいう。以下同じ。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第１項第２号ロ又は法人税法施行令第48条の2第１項第２号ロに規定する定率法をいう。以下同じ。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。

（ｂ）個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該国内産糖・国内産いもでん粉工場において（ａ）の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、（ａ）の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

（ｃ）補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

①　（ａ）又は（ｂ）の施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（当該廃棄に係る国内産糖・国内産いもでん粉工場（（２）において「廃棄工場」という。）の営業年度又は事業年度等をいう。（２）において同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

② 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

③ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて（ａ）、（ｂ）並びに（ｃ）の①及び②の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

（ｄ）対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（ｃ）の①の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

イ　国内産糖・国内産いもでん粉工場の合理化

国内産糖・国内産いもでん粉工場の廃棄

補助対象は５の（２）のアの（イ）に掲げる施設等とする。

（３）本要綱別表１のⅠのメニュー欄の１の（２）のカの取組の補助対象要件等は、以下のとおりとする。

ア　効率的乳業施設整備

（ア）乳業工場の施設整備

補助対象となる新設等を行う工場（以下「新工場」という。）は、牛乳乳製品の製造をより効果的に行うのに必要な（イ）に掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第６条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを乳業工場において牛乳乳製品の製造の用に供した場合における当該資産（以下「中古資産」という。）については、財務省令第３条に基づき、当該中古資産の取得から５年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

（イ）効率的乳業施設整備の補助対象となる施設等

ａ　機械器具設備

受乳、計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係る設備及びその他必要な設備

ｂ　上屋等

機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物

ｃ　その他

機械器具整備及び上屋に係る設計費及び諸経費

（ウ）効率的乳業施設整備を行う際の乳業工場の再編統合の実施条件

ａ　新工場の整備は、新設を行う場合にあっては３以上の、増設を行う場合にあっては２以上の既存の乳業工場の廃棄（新設及び増設のいずれにおいても、新工場

の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含む。以下、アにおいて同じ。）を併せて実施するものとする。この場合、併せて実施する乳業工場の廃棄に際しては、原則として、当該乳業工場の施設等の全てを廃棄するものとする。

ただし、次の（ａ）又は（ｂ）に掲げる場合は、新設を行うときは２以上の、増設を行うときは１以上の既存の乳業工場の廃棄の実施で足りるものとする。

（ａ）県域を越えた広域的な再編により生乳処理量が地域の一定水準（当該再編により新増設する乳業工場の所在する地域ブロックの乳業工場（生乳処理量が日量２t以上のものに限る。）の１工場当たりの平均生乳処理量（t/日））を超える新工場を整備する場合

（ｂ）事業実施計画に都道府県内の過去３年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね２割以上の乳業工場（以下「学乳２割工場」という。）が２つ含まれ、又は学乳２割工場１つと学校給食用牛乳の製造が原則として年間生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね３割以上の乳業工場（以下「学乳３割工場」という。）１つが含まれる場合

ｂ　ａにより大手乳業者が廃棄する乳業工場の生乳処理能力については、飲用乳処理施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものを１以上含むものとし、乳製品製造施設にあってはおおむね日量30トン以上の規模のものに限る。

ｃ　合併後法人が効率的乳業施設整備で乳業工場の施設等の新設等を行う場合における乳業工場の廃棄は、当該合併前の乳業者が有していた乳業工場を対象として行うものとする。

（エ）新工場の条件

ａ　新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量10トン以上、乳製品製造施設にあっては日量300トン以上とする。

ｂ　新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する乳業工場等の年間生乳処理量（直近の過去３年の平均値。以下同じ。）の合計数量（以下「廃止工場合計数量」という。）を、増設の場合にあっては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。

ｃ　新工場に、その他飲料等の製造施設又は設備を併せて設置しようとする場合（牛乳乳製品の製造施設又は設備を使用してその他飲料等を製造する場合を含む。）であって、当該新工場の施設又は設備の設置に当たり当該牛乳乳製品の製造に係る施設又は設備の設置経費が明確に区分できないときは、工事費の金額、製造数量等を勘案し、比例按分して本事業に係る補助対象経費を算出するものとする。

ｄ　厚生室、応接室等の牛乳乳製品の製造に関与しない施設等は、補助対象外とする。

ｅ　新工場の衛生管理手法は、原則として、ＨＡＣＣＰ等認定を取得するものとする。

（オ）乳業工場の生乳処理能力

（エ）のａにおける乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては飲用牛乳の充填機の能力（牛乳については１日６時間稼働として計算した場合の能力、加工乳、発酵乳等については、直近における１日当たりの生乳使用実績数量を能力とみなし、これらの合計により算出する。）とし、乳製品製造施設にあっては以下に掲げるそれぞれの設備の生乳処理能力を合算したものとする。

ａ　バター製造機及びスプレードライヤー（練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。）にあっては、同設備の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算

係数（それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数（12.34、6.48））及びそれぞれに10時間又は20時間（１日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量の合計とする。

b　チーズの製造設備にあっては、同設備における過去３年の平均製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数（12.65）又は５年後の計画製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数を乗じて310日で除した数量とする。

c　練乳の専用製造設備にあっては、その濃縮機の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（2.66）及び20時間（１日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量とする。

（カ）設備の移設

廃棄する乳業工場の設備のうち引き続き利用可能なものは新工場に移設することができる。この場合、当該設備の移設に係る経費を補助対象とすることができる。ただし、第１の６の（１）のウの廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

（キ）乳業工場を廃棄する場合の廃棄工場の条件等

a　乳業工場の廃棄

（ａ）補助対象となる乳業工場の施設等は、次に掲げる①及び②に該当する乳業工場とする。

①　牛乳乳製品を現に製造している乳業工場の施設等又は原則として前年度において牛乳乳製品の製造実績を有する乳業工場の施設等であって、事業実施主体が作成に参画した再編合理化計画において廃棄の対象となっている乳業工場の施設等であること。

②　廃棄する乳業工場で受けている配乳の過半を再編合理化計画に参画している乳業者に引き継ぐ計画となっていること。

（ｂ）廃棄に係る乳業工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には乳業工場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

b　廃棄に係る乳業工場の設備の残余財産相当額の補填

（ａ）補助対象は、（イ）に掲げる乳業工場の設備（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該設備について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該設備の残余財産相当額とし、耐用年数を超えている設備は補助対象としない。

（ｂ）個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該乳業工場において（ａ）の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、（ａ）の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

（ｃ）補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

①　（ａ）又は（ｂ）の設備（以下「対象設備」という。）を取得した営業年度（当該廃棄に係る乳業工場（以下、アにおいて「廃棄工場」という。）の営業年度又は事業年度等をいう。以下、アにおいて同じ。）における当該対象設備の減価償却額は、当該対象設備を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

②　廃棄工場が、営業年度の途中において牛乳乳製品の製造を休止する場合、当

該事業実施年度における対象設備の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$

α：減価償却額
β：廃棄工場の当該営業年度末における減価償却見込額
γ：廃棄工場の当該営業年度の期首から牛乳乳製品の製造休止月までの間の月数（１か月に満たない月は、これを１か月とする。）

③　廃棄工場が、当該事業実施年度の前年度において既に牛乳乳製品の製造を休止している場合、対象設備の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の３月31日現在において評価するものとする。

④　廃棄工場において、対象設備と当該対象設備についての資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象設備が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

⑤　対象設備について資本的支出がなされ、当該対象設備が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて（ａ）、（ｂ）及び（ｃ）の①から④までの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

（ｄ）対象設備を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。

（ク）交付金要望額の上限

ａ　第１の６の（１）のア及びイの事業に係る交付金の要望額の合計は、１事業実施計画当たり18億円を上限とする。

ｂ　第１の６の（１）のウの事業に係る交付金の要望額は、１事業実施計画当たり６千万円を上限とする。ただし、県域を越えた再編又は４工場以上の廃棄を伴う再編にあっては、７千万円を上限とする。

イ　集送乳合理化推進整備

（ア）大型貯乳施設等の整備

ａ　補助対象となる大型貯乳施設等は、集送乳の合理化の推進に必要な第２の５の（３）のアの（イ）に掲げる施設等とする。

ただし、事業の用に供された所得税法施行令第６条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを大型貯乳施設等において生乳の貯乳又は集送乳の用に供した場合における当該資産については、財務省令第３条に基づき、当該資産の取得から５年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

なお、厚生室、応接室等の生乳の貯乳及び集送乳に関与しない施設等は補助対象外とする。

ｂ　整備する大型貯乳施設等の整備は、新設を行う場合にあっては２以上の、増設を行う場合にあっては１以上の既存の貯乳施設等の廃棄を併せて実施するものとする。

ｃ　整備する大型貯乳施設等の生乳の処理能力が、おおむね日量100トン以上の施設等であること。

ｄ　生乳の広域流通に対応した合理的な集送乳が可能となる場所に設置されるもので

あること。

e　整備する大型貯乳施設等を既存の乳業工場の敷地内に設置する場合は、当該乳業工場の施設等と明確に区別されていること。

（イ）貯乳施設等の廃棄

a　補助対象となる貯乳施設等は、現に貯乳施設等として稼働しているもの又は前年度において貯乳施設等として稼働していたものとする。この場合、廃棄する貯乳施設等については、原則として当該貯乳施設等の全てを廃棄するものとする。

b　廃棄する貯乳施設等において、引き続き利用可能な施設又は設備がある場合は、整備する大型貯乳施設等に移設することができる。この場合、当該貯乳施設等の移設に係る経費も補助対象とすることができる。

ただし、廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

c　廃棄に係る貯乳施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には、貯乳施設等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費を含めることができるものとする。

（ウ）廃棄に係る貯乳施設等の残余財産相当額の補填

アの（キ）のｂの規定を準用する。この場合、「乳業工場」は「貯乳施設等」と、「設備」は「施設又は設備」と、「定率法」は「施設にあっては定額法（所得税法施行令第120条の２第１項第２号イ又は法人税法施行令第48条の２第１項第２号イに規定する定額法をいう。）により、設備にあっては定率法」と、「廃棄工場」は「廃棄施設」と、「牛乳乳製品の製造」は「生乳の貯乳」と読み替えるものとする。

（エ）整備する大型貯乳施設等と廃棄する貯乳施設等の関係

大型貯乳施設等を整備する場合、必ず既存の貯乳施設等の廃棄を実施するものとする。

ウ　需給調整拠点施設整備

（ア）補助対象となる需給調整拠点施設等は、第２の５の(３)のアの（イ）に掲げる施設等とする。

（イ）広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、地域ブロック単位による一定数量の集約した余剰生乳の処理が必要であることに鑑み、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であること。

ただし、北海道及び沖縄県にあっては、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であることを要しない。

（ウ）補助対象施設又は設備が、原則として特定乳製品（畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第５条第１項に規定する特定乳製品をいう。以下同じ。）の製造施設又は設備であること。（ただし、生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するための施設又は設備はこの限りではない。）

なお、付加価値の高い製品の販売促進の観点から、アイスクリーム又は発酵乳等を製造する施設又は設備も補助対象とすることができる。また、短期的な生乳の需給緩和に対応する観点から、品質保持期限が長いロングライフ牛乳の製造施設又は設備も補助対象とすることができる。

ロングライフ牛乳を除く飲用乳処理施設又は設備（以下「飲用乳処理施設等」という。）については、原則として補助対象としないが、既存の老朽化した飲用乳処理施設等の効率化、人員及び施設の稼働率の向上を図る等の観点から、既存の飲用乳処理施設等を廃棄し、特定乳製品等の製造施設又は設備を新設し、これと併せて飲用乳処理施設等を新設する場合にあっては、当該飲用乳処理施設等も補助対象とすることが

できる。

6　再編利用計画及び再編合理化計画の基本的考え方

（１）穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組

ア　再編利用計画の趣旨

複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を有し、そのうち１つ又は複数の施設が老朽化している地域のうち、水田収益力強化ビジョン等に基づき、今後、新規需要米、加工用米、麦、大豆等の大幅な増産に取り組む地域や担い手が主体となった主食用米等の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与等に取り組む地域において、複数の既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

イ　再編利用計画作成主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体と共同で策定するものとする。

ウ　再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式８号（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組用）により作成し、再編利用計画の計画期間は事業実施年度から３年間とする。

エ　再編利用計画の承認等

（ア）計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式９号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組用）により作成の上、翌年度の５月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の７月末までに別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

（２）集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き、いも類）の取組

ア　再編利用計画の趣旨

野菜、果樹、花き又はいも類の持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減、販売単価の向上、品質分析・管理機能の向上を図ることを旨とした計画とする。

イ　再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独又は再編対象施設の受益農業従事者若しくは新たな受益農業従事者等と共同で策定するものとする。

ウ　再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式８号（集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き、いも類）の取組用）により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は３年間とする。

エ　再編利用計画の承認等

（ア）計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）により提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式９号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）計画策定主体は、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号（集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組用）により作成の上、翌年度の５月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の７月末までに別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

（３）農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

ア　再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

イ　再編利用計画策定主体

再編利用計画策定主体は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

ウ　再編利用計画の作成等

再編利用計画は別紙様式８号（農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組用）により作成するものとし、再編利用計画の計画期間は３年間とする。

エ　再編利用計画の承認等

（ア）再編利用計画策定主体は、ウにより作成した再編利用計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編利用計画について、別紙様式９号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号（農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組用）により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の５月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の７月末までに別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

（４）食肉等流通体制再編整備の取組

ア　再編合理化計画の趣旨

食肉等の流通・処理施設の再編に取り組む地域において、既存の食肉等流通処理施設を再編合理化することにより、効率的な施設利用体制の構築や衛生的で高度な処理体制の構築等を旨とした計画とする。

イ　再編合理化計画策定主体

再編合理化計画作成主体は、以下に掲げるいずれかとする。

（ア）事業実施主体（単独又は事業実施主体と再編対象施設の受益農業従事者若しくは新たな受益農業従事者等と共同で策定）

（イ）事業実施主体、都道府県、再編対象施設の受益農業従事者及び新たな受益農業従事者等により構成される協議会

ウ　再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式８号（食肉等流通体制再編整備の取組用）により作成するものとし、再編合理化計画の計画期間は３年間とする。

エ　再編合理化計画の承認等

（ア）再編合理化計画策定主体は、ウにより作成した再編合理化計画を、都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式９号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）再編合理化計画策定主体は、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号（食肉等流通体制再編整備の取組用）により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の５月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の７月末までに別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

（５）国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組

ア　再編合理化計画の趣旨

さとうきび、てん菜、でん粉原料用いもの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の国内産糖・国内産いもでん粉工場を再編合理化することにより、施設利用体制や集荷体制の再構築に取り組み、製造コストの削減及び国内産糖・国内産いもでん粉工場の安定操業を図ることを旨とした計画とする。

イ　再編合理化計画策定主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は市町村、農業者の組織する団体、公社）、食品事業者（国内産糖又は国内産いもでん粉の製造を行う又は行おうとする者に限る。）、事業協同組合連合会又は事業協同組合と共同で策定するものとする。計画の策定に当たっては、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

なお、第１の５の（２）を実施する際においても、上記関係機関による十分な連携の元で実施するものとする。

ウ　再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は別紙様式８号（国内産糖（国内産いもでん粉）工場再編合理化の推進用）により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から３年度以内とする。

エ　再編合理化計画の承認等

（ア）再編合理化計画策定主体は、ウより作成した再編合理化計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式９号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式10号（国内産糖（国内産いもでん粉）工場再編合理化の推進用）により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の５月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の７月末までに別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

（６）乳業再編等整備の取組

ア　再編合理化計画の趣旨

国産の牛乳・乳製品の安定供給に取り組む地域において、貯乳施設の集約化や乳業の再編・合理化を実施することにより、生乳流通コストの低減や乳業の効率化を図ることを旨とした計画とする。

イ　再編合理化計画の作成主体

再編合理化計画は、事業実施主体が単独又は農業者の組織する団体、公社）、乳業者、事業協同組合、事業協同組合連合会等と共同で作成するものとする。この場合において、事業実施主体は、関係各所と十分な調整・協議を行うものとする。

ウ　再編合理化計画の作成等

再編合理化計画は、別紙様式第８号（乳業再編等整備の取組用）により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から６年度以内とする。

エ　再編合理化計画の承認等

（ア）再編合理化計画の作成主体は、ウにより作成した再編合理化計画を都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）に基づき提出された再編合理化計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

（ウ）都道府県知事は、（イ）に基づき承認した再編合理化計画について、別紙様式９号により地方農政局長等に報告するものとする。

（エ）再編合理化計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編合理化取組状況報告書を別紙様式10号（乳業再編等整備の取組用）により作成の上、再編合理化計画の最終年度の翌年度の５月末までに都道府県知事に報告するものとする。

（オ）都道府県知事は、（エ）に基づく報告があった場合は、当該年度の７月末までに別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。

Ⅱ－３　みどりの食料システム戦略の推進

第１　取組の概要

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定。

本要綱別表１のⅠのメニューの欄の２のみどりの食料システム戦略の推進に掲げる取組については、当該戦略において食料・農林水産業の生産力向上と持続性に資する化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等の推進に必要な施設の整備及び改修等を支援するものとする。

第２　取組の実施基準等

１　事業の実施基準

（１）事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

（２）事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要するものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動を行っていることを要するものとする。

（３）交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

（４）施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

（５）受益農業従事者が、事業開始後にやむを得ず５名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、５名以上となるように努めるものとする。

（６）都道府県知事は、本要綱別記Ⅰの第３の３の（２）による点検及び第３の４の（２）による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式６号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア　施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70％未満の状況が３年間継続している場合

イ　処理加工施設において収支率が80％未満の状況が３年間継続している場合

（７）事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね５年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材

の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

（８）施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

（９）施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

(10) 施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

(11) 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア　担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

イ　必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(12) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

(13) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア　貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ　事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ　当該施設の受益農業従事者数は、５名以上とする。

エ　事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ　貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(14) 成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事、不要施設等の撤去及び当該施設等の廃棄・処分、改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア　同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ　改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

ウ　交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ財産処分承認通知により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ　廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを交付対象経費から控除すること。

(15) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

(16) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれることを要するものとする。

(17) 農畜産物輸出に係る取組（本要綱別表１のⅠの１の（１）で掲げる農畜産物輸出に向けた体制整備に準ずる取組）を実施する場合にあっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

また、事業実施主体は、ＧＦＰ会員であるとともに、別紙様式７号により事業で導入する施設を活用した輸出拡大計画を作成するものとする（ただし、輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画を策定している場合は除く。）。

ア　輸出先の求めるＧＡＰ認証の取得（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP等の認証をいう。）

イ　ＨＡＣＣＰ等認定の取得

ウ　ハラール認証の取得

エ　有機ＪＡＳ等認証の取得

オ　その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（ＣＡ（環境制御型）貯蔵施設等）の導入

(18) 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域は、飼料増産に係る推進計画が作成され、若しくは作成されることが見込まれる市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内に所在していることを要するものとする。

国産飼料関連施設として、飼料用米関連の施設整備を実施する場合には、飼料用米の生産・供給を行う者と利用を行う者との間で、長期（３年以上）の利用供給に関する協定を締結することとする。

(19) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

(20) 本要綱別表１のⅠの（１）に掲げる国産原材料サプライチェーン構築に準ずる取組を実施する場合には、事業対象品目について、生産者が生産した原料を中間事業者を介して食品製造事業者等が利用する体制を構築し、当該生産者・中間事業者・食品製造事業者等の３者による国産原材料供給・利用計画（事業実施から３年間を計画期間とした各年度の供給量及び利用量を明記した計画で、供給・利用量が最終年度までに10％以上拡大する計画となっているもの）を策定しており、その実行が確実であることを要するも

のとする。

また、生産者と中間事業者との間で、事業対象品目に係る基本契約を締結していることを要するものとする。

(21) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(22) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(23) 本対策により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和５年３月31日付け４地第318 号・４農産第5309 号・４畜産第2826号・４経営第3175 号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、Ｉの第３の３に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(24) 本対策により施設等（本要綱別表１のＩのメニューの欄の２のイ、ウの（ケ）のうち高度環境制御栽培施設（完全人工光型に限る。）及びエを除く。）を整備する場合は、施設等の受益地の全て（施設等の受益地が広域（県域や複数の市町村の区域等）に及ぶ場合はおおむね全て）において、実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されていることを要するものとする。

(25) 本対策により施設等を整備する場合は、目標年度までにおおむね全ての受益者がチェックシート（参考様式２号）を提出することとする。

ただし、ＧＡＰ認証等を取得している受益者は、当該チェックシートの提出は不要とする。

(26) 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア　現行の出荷規格及び出荷に関連する作業の状況について、規格のニーズや労働生産性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。

イ　総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

(27) 有機農業関連の取組を行う場合は、本要綱別表１のＩのメニューの欄の１の（１）の有機農業の取組に準じる内容を対象とし、施設を整備する場合には、以下の要件を満たすものとする。

ア　農産物処理加工施設のうち、加工を行う施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS認証（有機加工食品）を受けるものとする。

イ　集出荷貯蔵施設（選別、調整及び包装、分配等を行う施設）を整備し、当該施設において小分け行為を行う場合には、有機JAS認証（小分け）を受けるものとする。

ウ　種子種苗生産関連施設・育苗施設を整備する場合には、当該施設において有機JAS

に適合した種子種苗を生産するものとする。

エ　有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合には、当該施設において有機JASに適合した資材を製造するものとする。

(28) 生産現場における堆肥の供給や土壌診断に必要な施設の整備等の土づくりの強化に資する取組の場合は、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア　受益農業従事者のおおむね全てが、土壌分析結果等の科学的データに基づく土づくりに取り組むこと。

イ　次の（ア）から（ウ）までの事項を記載した、土づくりの取組推進計画を策定すること。

（ア）土づくりによる作物の収量・品質の向上目標

（イ）目標を踏まえた当該地域の土づくりの取組推進方針（重点的に取り組む地目、作物、土壌分析結果を踏まえた重点改善項目、改善方策、その際使用する資材の種類及び調達方法、土壌等の分析・診断並びに堆肥の施用に係る役割分担等について記載

（ウ）産地管理施設の整備を行う場合は、土壌診断の実施体制の強化に向けた、土づくりの指導ができる者の育成・確保方針

(29) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後６年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙１に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。

２　別表１のⅠの事業実施主体の欄の３の（９）の「本要綱別記１に定める民間事業者」は、次の要件を満たす者とする。

ア　５名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

イ　施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

ウ　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

３　交付率は、事業費の２分の１以内とする。

４　採択要件

（１）本要綱別記１のⅠの第２の２の（１）の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表１－１－③及び１－２－③において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別をそれぞれ１つずつ設定すること。

（２）事業の交付対象上限事業費

みどりの食料システム戦略に掲げる取組にあっては、本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（２）に掲げる規定を適用しないものとする。

（３）本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の３の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第４の３に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき（都道府県知事は理由書を作成し、本要綱別記１のⅠの第３の２の（２）に定める協議を行うものとする。）は、当該事業を実施できるものとする。

（４）面積要件等

みどりの食料システム戦略に掲げる取組にあっては、本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（５）の規定を準用する。

５　交付対象基準及び交付対象要件等

（１）本要綱別表１のⅠのメニューの欄の２のアからオまでの取組に係る共同利用施設の交付対象基準については、本要綱別記１のⅡ－１の第２の５に掲げるとおりとする。

Ⅱ－４　スマート農業の推進

第１　取組の概要

本要綱別表１のＩのメニューの欄の３のスマート農業の推進に掲げる取組については、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴ等先端技術の導入を加速するため、実証事業等により効果が検証された施設の整備及び改修等を支援するものとする。

第２　取組の実施基準等

１　事業の実施基準は、本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の規定を準用する。ただし、Ⅱ－１の第２の１の（14）の規定は、以下のとおりとする。

・成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事、不要施設等の撤去及び当該施設等の廃棄・処分、改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア　同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ　改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

ウ　交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ財産処分承認通知により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ　廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを交付対象経費から控除すること。

２　別表１のＩの事業実施主体の欄の４の（９）の「本要綱別記１に定める民間事業者」は、次の要件を満たす者とする。

ア　５名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

イ　施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

ウ　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

３　交付率は、事業費の２分の１以内とする。

４　採択要件

（１）本要綱別記１のＩの第２の２の（１）の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表１－１－①及び１－２－①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を２つまで設定すること。

（２）事業の交付対象上限事業費

本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（２）に掲げる規定を準用する。

（３）本要綱別表１のＩの採択要件の欄の４の（４）に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第４第３項に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき（都道府県知事は理由書を作成し、本要綱別記１のＩの第３の２の（２）に定める協議を行うものとする。）は、当

該事業を実施できるものとする。

（４）面積要件等

本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（５）の規定を準用する。

５　交付対象基準及び交付対象要件等

（１）スマート農業の推進に掲げる取組については、本要綱別記１のⅡ－１の第１の15で定めるスマート農業実践施設、ＡＩ選果機（野菜、果樹）、選別・パック詰めロボット（野菜）、生葉状態遠隔監視機能（畑作物・地域特産物（茶））、その他都道府県知事及び地方農政局長等が特に認める設備（都道府県知事は客観的根拠等を記載した理由書を作成し、本要綱別記１のⅠの第３の２の（２）の規定に準じた協議を行うものとする。）を備える施設を交付対象とする。

（２）本要綱別表１のⅠのメニューの欄の３のアからオまでの取組に係る共同利用施設のその他の交付対象基準については、本要綱別記１のⅡ－１の第２の５に掲げるとおりとする。

Ⅱ－５　産地における戦略的な人材育成の推進

第１　取組の概要

本要綱別表１のⅠのメニューの欄の４の産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組については、産地としての戦略的な担い手の育成を行うとともに、産地収益力の強化に資する施設の整備及び改修等を支援するものとする。

第２　取組の実施基準等

１　事業の実施基準は本要綱別記１のⅡ－１の第２の１の規定を準用する。ただし、Ⅱ－１の第２の１の（14）の規定は以下のとおりとする。

・成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事、不要施設等の撤去及び当該施設等の廃棄・処分、改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア　同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ　改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

ウ　交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ財産処分承認通知により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ　廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを交付対象経費から控除すること。

２　別表１のⅠの事業実施主体の欄の５の（９）の「本要綱別記１に定める民間事業者」は、次の要件を満たす者とする。

ア　５名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

イ　施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

ウ　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

３　交付率は、事業費の２分の１以内とする。

４　採択要件

（１）本要綱別記１のⅠの第２の２の（１）の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、配分基準通知の別表１－１－④及び１－２－④において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別をそれぞれ１つずつ設定すること。

（２）事業の交付対象上限事業費は次の方法により算定したいずれか低い額を超える部分について、交付の対象外とする。

ア　本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（２）に掲げる規定に基づき算出した額。

イ　（１）により定めた成果目標の「新規就農者数」に「整備する施設等の法定耐用年数」及び「農林水産省が公表する主業経営体の平均農業所得（直近年）」を乗じた額。

（３）本要綱別表１のⅠの採択要件の欄の５の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっても、本要綱第４第３項に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めたとき（都道府県知事は理由書を作成し、本要綱別記１のⅠの第３の２の（２）に定める協議を行うものとする。）は、当該事業を実施できるものとする。

（４）面積要件等

本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（５）の規定を準用する。

５　交付対象基準及び交付対象要件等

本要綱別表１のⅠのメニューの欄の２のアからオまでの取組に係る共同利用施設の交付対象基準については、本要綱別記１のⅡ－１の第２の５に掲げるとおりとする。

別紙様式１号（別記１のⅠの第３の２の（１）及び（２）並びに別記２のⅠの第２の２の（１）及び（２）関係）

都道府県事業実施計画

１　産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ

（１）総括表

| 番号 | 市町村名 | 地区名 | 事業実施主体名 | 政策目的 | メニュー | 対象作物・畜種等名 | 事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等） | 事業費（円） | 負担区分（円） | | | 完了年月日 | 継続事業を実施する場合 | | ポイント | | |

（２）個別表

１　産地基幹施設等支援タイプ

Ⅰ　産地競争力の強化を目的とする取組用

（都道府県名：　　○○年度）

番号	市町村名	事業実施主体名	Ⅰ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント									Ⅱ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント									加算ポイント				地域提案及び特認団体	備考（過去の事業実施状況等）
			メニュー（対象となる作物（品種を含む。）・畜種等も記入すること。）	類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント			メニュー（対象となる作物（品種を含む。）・畜種等も記入すること。）	類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント			加算ポイントの設定理由	ポイント				
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計		特別	都道府県加算等	優先枠		
					（○○年）	（○○年）				（設定基準・項目） （事業実施主体の現況）						（○○年）	（○○年）				（設定基準・項目） （事業実施主体の現況）				１　特別加算ポイントの設定理由 ２　都道府県加算ポイントの設定理由 ３　国産への切替えの推進加算ポイントの設定理由 ４　みどりの食料システム戦略の推進加算ポイントの設定理由 ５　優先枠加算ポイントの設定理由					

（注）１　「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

２　「類別」欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①から１－２－②に定める類別番号を記入すること。

３　「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①から１－２－②の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表１－２－①から１－２－②に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。

４　「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。

５　「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

６　「ポイント」の欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①から１－２－②より選択した達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。

７　「加算ポイントの設定理由」の欄は、「配分基準通知」の別表２から別表６に定める加算ポイントを設定した理由及び対応するポイントを記入すること。

８　「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。

９　複数年の事業であって、２年度目以降の事業を実施する場合は、「（３）継続事業」に記入し、本表には記載しないこと。

10　「備考」欄は、同一の事業実施主体が過去に同一の品目・地区において施設整備を実施している場合「○」、実施していない場合「－」を記入するとともに、「○」の場合において当該事業の成果目標を達成しているときは過去の成果目標及びその達成状況が分かる資料等を、未達成であるときは改善計画及び本成果目標が妥当と判断できる資料等を添付すること。
なお、過去に設定した成果目標を下回る成果目標を設定した場合には、その理由書等を添付すること。

都道府県の優先的事業加算ポイントを設定した理由

番号	設定理由	ポイント

（注）「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

Ⅱ　みどりの食料システム戦略の推進を目的とする取組用　　（都道府県名：　　○○年度）

番号	市町村名	事業実施主体名	メニュー（対象となる作物（品種を含む。）・畜種等も記入すること。）	Ⅰ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント									メニュー（対象となる作物（品種を含む。）・畜種等も記入すること。）	Ⅱ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント									加算ポイント							地域提案及び特認団体	備考（過去の事業実施状況等）
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント				類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント			加算ポイントの設定理由	ポイント						
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計		関連事業	認証	環境負荷	有機等	モデル施設		
					（○○年）	（○○年）				（設定基準・項目） （事業実施主体の現況）						（○○年）	（○○年）				（設定基準・項目） （事業実施主体の現況）				1　みどりの食料システム戦略の推進関連事業との連携加算ポイントの設定理由 2　みどりの食料システム戦略の推進加算ポイントの設定理由 3　環境負荷低減等の取組加算ポイントの設定理由 4　有機農畜産物等の取組加算ポイントの設定理由 5　グリーン化モデル施設との連携加算ポイントの設定理由								

（注）１　「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
２　「類別」欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①及び１－２－③に定める類別番号を記入すること。
３　「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①及び１－２－③の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
　なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表１－２－①及び１－２－③に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
４　「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
５　「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。
６　「ポイント」の欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①及び１－２－③より選択した達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。
７　「加算ポイントの設定理由」の欄は、「配分基準通知」の別表７から別表10に定める加算ポイントを設定した理由及び対応するポイントを記入すること。
８　「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
９　複数年の事業であって、２年度目以降の事業を実施する場合は、「（３）継続事業」に記入し、本表には記載しないこと。
10　「備考」欄は、同一の事業実施主体が過去に同一の品目・地区において施設整備を実施している場合「○」、実施していない場合「－」を記入するとともに、「○」の場合において当該事業の成果目標を達成しているときは過去の成果目標及びその達成状況が分かる資料等を、未達成であるときは改善計画及び本成果目標が妥当と判断できる資料等を添付すること。
　なお、過去に設定した成果目標を下回る成果目標を設定した場合には、その理由書等を添付すること。

Ⅱ　スマート農業の推進を目的とする取組用　　（都道府県名：　　○○年度）

番号	市町村名	事業実施主体名	メニュー（対象となる作物（品種を含む。）・畜種も記入すること。）	Ⅰ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント										メニュー（対象となる作物（品種を含む。）・畜種等も記入すること。）	Ⅱ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント									加算ポイント				地域提案及び特認団体	備考（過去の事業実施状況等）
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント				類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント			加算ポイントの設定理由	ポイント				
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計		特別	都道府県加算等	優先枠		
					（○○年）	（○○年）				（設定基準・項目） （事業実施主体の現況）						（○○年）	（○○年）				（設定基準・項目） （事業実施主体の現況）				1　特別加算ポイントの設定理由 2　都道府県加算ポイントの設定理由 3　国産への切替えの推進加算ポイントの設定理由 4　みどりの食料システム戦略の推進加算ポイントの設定理由					

（注）
1　「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2　「類別」欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①に定める類別番号を記入すること。
3　「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
　なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表１－２－①に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
4　「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5　「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。
6　「ポイント」の欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①より選択した達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。
7　「加算ポイントの設定理由」の欄は、「配分基準通知」の別表２から別表５に定める加算ポイントを設定した理由及び対応するポイントを記入すること。
8　「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
9　複数年の事業であって、２年度目以降の事業を実施する場合は、「（３）継続事業」に記入し、本表には記載しないこと。
10　「備考」欄は、同一の事業実施主体が過去に同一の品目・地区において施設整備を実施している場合「○」、実施していない場合「-」を記入するとともに、「○」の場合において当該事業の成果目標を達成しているときは過去の成果目標及びその達成状況が分かる資料等を、未達成であるときは改善計画及び本成果目標が妥当と判断できる資料等を添付すること。
　なお、過去に設定した成果目標を下回る成果目標を設定した場合には、その理由書等を添付すること。

Ⅱ　産地における戦略的な人材育成の推進を目的とする取組用　　（都道府県名：　　○○年度）

番号	市町村名	事業実施主体名	メニュー（対象となる作物（品種を含む。）・畜種等も記入すること。）	Ⅰ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント										メニュー（対象となる作物（品種を含む。）・畜種等も記入すること。）	Ⅱ　達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント									地域提案及び特認団体	備考（過去の事業実施状況等）
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント				類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント				
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計		
					（○○年）	（○○年）				（設定基準・項目） （事業実施主体の現況）						（○○年）	（○○年）				（設定基準・項目） （事業実施主体の現況）					

（注）１　「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
２　「類別」欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①及び１－２－④に定める類別番号を記入すること。
３　「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①及び１－２－④の「達成すべき成果目標基準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表１－２－①及び１－２－④に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
４　「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
５　「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。
６　「ポイント」の欄は、「配分基準通知」の別表１－２－①及び１－２－④より選択した達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。
７　「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
８　複数年の事業であって、２年度目以降の事業を実施する場合は、「（３）継続事業」に記入し、本表には記載しないこと。
９　「備考」欄は、同一の事業実施主体が過去に同一の品目・地区において施設整備を実施している場合「○」、実施していない場合「－」を記入するとともに、「○」の場合において当該事業の成果目標を達成しているときは過去の成果目標及びその達成状況が分かる資料等を、未達成であるときは改善計画及び本成果目標が妥当と判断できる資料等を添付すること。
なお、過去に設定した成果目標を下回る成果目標を設定した場合には、その理由書等を添付すること。

２　卸売市場等支援タイプ

（都道府県名：　　○○年度）

番号	市町村名	市場名	事業実施主体名	メニュー	Ⅰ　達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値												Ⅱ　達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値												特認団体	備考
					類別	成果目標の具体的な内容	目標数値				増減率等	加算ポイント	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	ポイント			類別	成果目標の具体的な内容	目標数値				増減率等	加算ポイント	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	ポイント				
							現状値		目標値						目標	加算	合計			現状値		目標値						目標	加算	合計		
	○○市	○○市中央卸売市場	○○市	品質・衛生管理高度化施設整備	品質・衛生管理高度化	(物品鮮度の保持)低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率(○○年)	○%	低温売場販売率(○○年)	△%	○%削減	加算ポイントの要件に該当する場合、該当理由を記載すること。						物流効率化	(物流コスト等の削減)物流コストの削減	物流コスト(○○年)	○○千円	物流コスト(○○年)	△△千円	○%削減	加算ポイントの要件に該当する場合、該当理由を記載すること。						

（注）１「番号」の欄については、総括表と同様の番号を記入すること。
２「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
３「メニュー」の欄については、別表１のⅡのメニュー欄に定める取組を記入すること。
４成果目標を２つ設定する場合は、「達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値」のⅠ及びⅡの欄にそれぞれ記入すること。
５「類別」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表１の類別に該当する内容を記入すること。
６「成果目標の具体的な内容」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表１の内容及び達成すべき成果目標の基準に沿って、記入すること。
７「目標数値」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表１の達成すべき成果目標基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
８「加算ポイント」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表１の食品流通の合理化に係るポイントの欄の右欄のいずれかの加算に該当する場合に記入すること。
９「目標数値の考え方」の欄にあっては、目標値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
10「事後評価の検証方法」の欄については、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法により検証ができるものを記入すること。
11「ポイント」の欄については、卸売市場等支援タイプ配分基準通知別表１より選択した達成すべき成果目標及び加算に対応するポイントを記入すること。
12「特認団体」の欄については、特認団体に該当する場合「○」と記入すること。
13 複数年の事業であって、２年度目以降の事業を実施する場合は、「（３）継続事業」に記入し、本表には記入しないこと。

都道府県の優先的事業加算ポイントを設定した理由

番号	設定理由	ポイント

（注）「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

（３）継続事業　　（都道府県名：　　○○年度）

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施主体名	政策目的	達成すべき成果目標		事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）	事業費（円）	負担区分（円）			備考
		開始年度	完了年度			成果目標Ⅰ	成果目標Ⅱ			交付金	都道府県費 市町村費	その他	
					産地競争力の強化								
					みどりの食料システム戦略の推進								
					食品流通の合理化								

（注）１　本表については、事業実施期間が複数年の事業の２年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。
また、複数年の事業実施期間中の年度別の計画について、（３）別添に記載すること。
２　「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
３　「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「みどりの食料システム戦略の推進」、「スマート農業の推進」、「産地における戦略的な人材育成の推進」又は「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
４　「達成すべき成果目標」の欄については、複数年の事業の１年目において設定した成果目標の内容を記入すること。
なお、複数の成果目標が設定されていた場合は全て記入すること。
５　「事業内容」の欄にあっては、要綱別表１に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。

（別紙様式１号　（３）別添）

産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ年度別実施計画書

年度別計画表（事業実施期間を２年以上とする場合に限る。）　　（都道府県名：　　○○年度）

市町村名	地区名	事業実施主体名	政策目的	メニュー	事業実施期間		総事業費（千円）		年度別事業内容及び事業費（千円）								
									○○年度（開始年）			○○年度（２年目）			○○年度（３年目）		
					開始年度	完了年度		うち交付金	事業内容	事業費	うち交付金	事業内容	事業費	うち交付金	事業内容	事業費	うち交付金
					○○年度	○○年度											

（注）１　本表については、事業実施期間が複数年の事業について記入すること。
２　「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
３　「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「みどりの食料システム戦略の推進」、「スマート農業の推進」、「産地における戦略的な人材育成の推進」又は「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
４　「事業内容」の欄については、各年度における施設整備内容等を記入すること。
５　「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

3　事業費の内訳

（都道府県名：　　○○年度）

（1）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（産地基幹施設等支援タイプ）　　（単位：円）

産地基幹施設等支援タイプ	事業費									都道府県附帯事務費		総計	
	新規事業			継続事業			小計						
	件数	事業費	交付金	件数	継続事業費	交付金	件数		交付金		交付金		交付金
1　産地競争力の強化													
2　みどりの食料システム戦略推進													
3　スマート農業の推進													
4　産地における戦略的な人材育成の推進													
計													

（注）継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の２年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

（2）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（卸売市場等支援タイプ）　　（単位：円）

卸売市場等支援タイプ	事業費									都道府県附帯事務費		総計	
	新規事業			継続事業			小計						
	件数	事業費	交付金	件数	継続事業費	交付金	件数		交付金		交付金		交付金
1　食品流通の合理化													
計													

（注）継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の２年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

（3）総　計　　（単位：円）

	事業費			附帯事務費		総計	
	件数	事業費	交付金		交付金		交付金
農業・食品産業強化対策整備交付金							
計							

４　附帯事務費の内訳表

（１）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（産地基幹施設等支援タイプのうち産地競争力の強化）　　（都道府県名：　　○○年度）

区　　分		金額（千円）	内　　容	内　　訳
旅費 小計	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費 小計	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合　　計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

（２）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（産地基幹施設等支援タイプのうちみどりの食料システム戦略の推進）　　（都道府県名：　　○○年度）

区　　分		金額（千円）	内　　容	内　　訳
旅費 小計	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費 小計	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合　　計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

（３）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（産地基幹施設等支援タイプのうちスマート農業の推進）　　（都道府県名：　　○○年度）

区　　分		金額（千円）	内　　容	内　　訳
旅費 小計	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費 小計	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合　　計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

（４）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（産地基幹施設等支援タイプのうち産地における戦略的な人材育成の推進）　　（都道府県名：　　○○年度）

区　　分		金額（千円）	内　　容	内　　訳
旅費 小計	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費 小計	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合　　計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

（５）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（卸売市場等支援タイプ）　　（都道府県名：　　○○年度）

区　　分		金額（千円）	内　　容	内　　訳
旅費 小計	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費 小計	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合　　計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

別紙様式２号（別記１のⅠの第３の２及び別記２のⅠの第２の２関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、農林水産省　○○
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

県（都道府）知事
氏　　名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（都道府県向け交付金）の成果目標の（変更の）妥当性等の協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記○の○の第○の○（※注４）に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）１　関係書類として、別紙様式１号の都道府県事業実施計画を添付すること
２　必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
３　別記１のⅠの第３の２の（２）又は別記２のⅠの第２の２の（２）に該当する協議がある場合は、都道府県事業実施計画のほか、事業実施主体の事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあっては別紙様式３号の特認団体協議書を、別記１の１の第３の２の（２）に係る協議にあっては理由書を添付すること
４　産地基幹施設等支援タイプの場合は別記１のⅠの第３の２、卸売市場等支援タイプの場合は別記２のⅠの第２の２を記載すること。
５　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
６　添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式３号（別記１のＩの第３の２及び別記２のＩの第２の２関係）

特　認　団　体　協　議　書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 （特認団体名）	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

（注）１　事業実施主体の定款、規約等を添付すること

２　事業実施主体の事業実施計画書を添付すること

３　必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

５　添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式４号（別記１のⅠの第３の３並びに４及び別記２のⅠの第２の３並びに４関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　　殿
（北海道にあっては、農林水産省　○○
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

県（都道府）知事
氏　　名

強い農業づくり総合支援交付金（都道府県向け交付金）の事業実施状況報告及び評価報告（○○年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記○の○の第○の○並びに○（注４）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　関係書類として、別紙様式５号を添付すること
２　別記１のⅠの第３の３の（３）及び４の（３）又は別記２のⅠの第２の３の（３）及び４の（３）による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること
３　必要に応じて別記１のⅠの第３の３の（１）及び４の（１）又は別記２のⅠの第２の３の（１）及び４の（１）の規定による事業実施主体の事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること
４　産地基幹施設等支援タイプの場合は別記１のⅠの第３の３並び４、卸売市場等支援タイプの場合は別記２のⅠの第２の３並び４を記載すること。

別紙様式５号（別記１のⅠの第３の３及び４並びに別記２のⅠの第２の３及び４関係）

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

１　産地基幹施設等支援タイプ

（都道府県名：　　○○年度）

市町村名	事業実施主体名	メニュー①（対象作物・畜種等名）①	類別	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①						成果目標の具体的な実績①	メニュー②（対象作物・畜種等名）②	類別	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②						成果目標の具体的な実績②	事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）	事業費（円）	負担区分（円）				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考
					計画時（△△年）	１年後（□□年）	２年後（◇◇年）	３年後（○○年）	目標値（○○年）	達成率					計画時（△△年）	１年後（□□年）	２年後（◇◇年）	３年後（○○年）	目標値（○○年）	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他				
（例）○○市	○○農協	野菜（○○）	○ ○	▼【野菜】▼（低コスト化）▼事業実施地区において○○野菜栽培の生産コストの削減	10,000円／10ａ（△年度）	9,800円／10ａ（□年度）			9,000円／10ａ（○年度）	20%	○○野菜栽培の生産コストが２％削減された	野菜（○○）	○ ○	▼【野菜】▼（労働時間削減）▼事業実施地区において10ａ当たり労働時間を削減	900ｈ／10a	890ｈ／10a			850ｈ／10a	20%	○○野菜栽培の労働時間が20%削減された	・集出荷貯蔵施設（……）									

都道府県平均達成率	○%	総合所見	・・・・・・・・・・・

（注）１　別紙様式１号の１の（２）のⅠに準じて作成すること。

２　要綱別記１のⅠの第２の２の（２）のただし書きの場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。

３　別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

４「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。

５「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。

６「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

2　卸売市場等支援タイプ

（都道府県名：　　○○年度）

市町村名	市場名	事業実施主体名	メニュー	類別	成果目標Ⅰ								類別	成果目標Ⅱ								事業内容（施設区分、構造、規模等）	事業費（円）	負担区分（円）				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考
					成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況						成果目標の具体的な実績		成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況						成果目標の具体的な実績				交付金	都道府県費	市町村費	その他				
						計画時（△△年）	1年後（□□年）	2年後（◇◇年）	3年後（○○年）	目標値（○○年）	達成率				計画時（△△年）	1年後（□□年）	2年後（◇◇年）	3年後（○○年）	目標値（○○年）	達成率											
○○市	○○中央卸売市場	○○市	品質・衛生管理高度化施設整備	品質・衛生管理高度化	物品鮮度の保持）低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率（△△年）△△%	低温売場販売率（□□年）□□%			低温売場販売率（○○年）○○%	○%超過	低温売場販売率が低温売場面積率を○%超過した	物流効率化	（物流コスト等の削減）物流コストの削減	物流コスト（△△年）△△千円	物流コスト（□□年）□□千円			物流コスト（○○年）○○千円	○%削減	物流コストが○%削減された	卸売場の改良(鉄骨造２階建)（……）								

都道府県平均達成率	○%	総合所見	・・・・・・・・・・・・

（注）１ 別紙様式１号の１の（２）のⅡに準じて作成すること。

２ 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

３ 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。

４ 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。

５ 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

別紙様式６号（別記１のⅡ－１の第２の１の（６）、Ⅱ－２の第２の１の（７）、
Ⅱ－３の第２の１の（６）、Ⅱ－４の第２の１及びⅡ－５の第２の１関係）

○○県（都道府）知事　殿

事業実施主体名
代表者氏名

強い農業づくり総合支援交付金の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の１、２に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の１、３、４、５に記入すること。

記

１．事業の導入及び取組の経過

２．当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

３．施設等の利用の実績及び改善計画

（改善計画は、３カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、別記１の第 ３の３の（１）に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

４．改善方策

（別記１の第３の３の（１）に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

５．改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標（　年）	計画策定時（　年）	１年目（　年）	２年目（　年）	３年目（　年）	改善計画策定（　年）	１年目（　年）	２年目（　年）	改善目標（　年）
基盤整備（注１）	作付面積等（ha）									
	作付率等（%）									
施設整備（注２）	利用量（ｔ、kg等）									
	利用率（%）									
	収支差（千円）									
	収支率（%）									
	累積赤字（千円）									

（注）１　基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」、「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」及び「飼料基盤条件整備」のことをいう。

２　施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。

３　作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

４　収支率は、収入／支出×100とする。

５　目標年が４年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

６　地域提案にあっては、基盤整備又は施設整備のいずれかに準じて記入すること。

（別紙様式7号）

〇〇年度　強い農業づくり総合支援交付金　輸出拡大計画〔施設名：　　（事業実施主体：　　）〕

（1） 輸出の拡大に向けた戦略（推進体制：　　（事務局：　　））

（2） 概要

主な輸出品目	想定される 国内産地	主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記	主な輸出先国	代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。	
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組				輸出先国の求める衛生基準等 への対応 （例：HACCP）	

（3） 課題と対処方針について

項　目	課　題	対 処 方 針

（4） 輸出目標について　　（単位：トン、百万円）

			うち輸出分						うち輸出分						うち輸出分			
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合
〇〇年度（現状）																		
〇〇年度（目標）																		

（注）1　本様式は、別記1の第3の1又は別記2のⅠの第2に定める実施計画書と併せて提出すること。

2 「（1） 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。

3　本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

（別紙様式7号）　　〔記載例〕

〇〇年度　強い農業づくり総合支援交付金　輸出拡大計画〔施設名：〇〇農業共同組合〕

（1） 輸出の拡大に向けた戦略（推進体制：〇〇協議会（事務局：〇〇県））

〔データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記〕
検疫に対応した集出荷施設を整備し、併せてGAP認証取得にも取り組む。国内ではトップクラスの評価を受けており、海外からのニーズも高いことから、今回輸出に取り組むことにより、産地ブランドの向上を図るとともに、日本のみかんとしてのブランドを確立する。

（2） 概要

主な輸出品目	想定される国内産地	主な経由空港・港 ※明確な場合は明記。	主な輸出先国	代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。	
みかん	AA県	〇〇空港	米国	A産地　→　Cフーズ（国内の輸出業者）　→　Dフーズ※（米国） ※会社名は記入可能な範囲で記載	
輸出の拡大に向けこれまでに行った主な取組	〇〇年　みかん〇〇トン（米国向け）			輸出先国の求める衛生基準等への対応（例：HACCP）	〇〇年度 JGAP認証取得予定

（3） 課題と対処方針について

項　目	課　題	対 処 方 針
検疫への対応	検疫に対応した荷造りや梱包体制が整備されていない。	施設導入により、輸出先が求める条件をクリアする。

（4） 輸出目標について　　（単位：トン、百万円）

	みかん		うち輸出分						うち輸出分						うち輸出分			
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	割合	金額	割合	数量	金額	数量	割合	金額	割合
〇〇年度（現状）	200	100	10		10													
〇〇年度（目標）			11	10.0%	11	10.0%												

（注）1　本様式は、別記1の第3の1又は別記2のⅠの第2に定める実施計画書と併せて提出すること。

2　「（1） 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。

3　本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

別紙様式8号（別記1のⅡ-2の第2の6の（1）関係（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組用））

再編利用計画書

1　基本情報

事業実施主体名	○○農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	総事業費○○千円 うち国費(○○千円)	事業年月	○○年○月～ ○○年○月
主な整備内容	△△CE：乾燥機（○t×○基）、色彩選別機（○t/h×○基）、貯蔵サイロ（○t×○基）等、具体的に記載する。				

2　対象作物の現状及び成果目標

（対象品目：麦類）

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 （○○年産）	事業実施年 （○○年産）	1年後 （○○年産）	2年後 （○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

（対象品目：大豆）

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 （○○年産）	事業実施年 （○○年産）	1年後 （○○年産）	2年後 （○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

（対象品目：新規需要米）

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 （○○年産）	事業実施年 （○○年産）	1年後 （○○年産）	2年後 （○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

（対象品目：米（新規需要米以外））

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 （○○年産）	事業実施年 （○○年産）	1年後 （○○年産）	2年後 （○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

（対象品目：その他品目）

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時 （○○年産）	事業実施年 （○○年産）	1年後 （○○年産）	2年後 （○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

注：本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の現状及び事業実施年度から2年後の成果目標を記載する。

3　穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

（1）穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針

例）：JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の高度化を図る。
例）：大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応するため、調製ラインの増設を行う。

（2）穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状

区分	取扱数量（t）	仕様	利用率（%）	利用料金（円）	現行の機能分担、課題等
CE〇号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
…					

（3）穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編後（事業実施2年後）の目標

区分	取扱数量（t）	仕様	利用率（%）	利用料金（円）	再編後の機能分担、課題等
CE〇号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
…					

注：（2）及び（3）については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

4　再編利用のための事業計画

（1）複数年度（3ヵ年等）に渡る再編整備計画

穀類乾燥調製貯蔵施設等	事業内容			備考
	事業実施年（〇〇年産）	1年後（〇〇年産）	2年後（〇〇年産）	
CE〇号機等	例）色彩選別機等を導入し高度化	－	－	
CE●号機等	例）大豆乾燥調製のために施設を汎用化	－	－	
RC△号機等	－	例）一次乾燥施設として再整備し、CE〇号のサテライト化	－	
個人乾燥機等	－	例）CE〇号へ機能を移管し徐々に廃止	例）CE〇号へ機能を移管し徐々に廃止	

注：事業計画の策定に当たっては、事業実施年度のみ事業等を実施する計画は不可とする。

（2）事業実施年度における具体的な事業内容

穀類乾燥調製貯蔵施設等	事業内容	事業費	備考
CE〇号機等	例）色彩選別機等を導入し高度化、3年後に担い手集団へ運営移譲を予定	色彩選別機等：〇百万円	
CE●号機等	例）大豆乾燥調製のために施設を汎用化	大豆乾燥調製施設：〇千万円	

注：事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、将来の増産計画に見合い、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

5　担い手への配慮

例）　戦略作物を増産するためには、担い手集団を施設利用者に組み入れる必要があるため、以下のような取組を行う。
1. 再編整備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。
2. サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。
3. …
4. …

6　その他（都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目）

※「経営所得安定対策等実施要綱」（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第２の２に規定する「水田フル活用ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田フル活用ビジョン」を参考資料として添付すること（添付資料は、公表資料のみでも可）。

別紙様式8号（別記1のⅡ−2の第2の6の（2）関係（集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜・果樹、花き、いも類）の取組用））

再編利用計画書

1　基本情報

事業実施主体名	○○農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	千円	事業年月	○○年○月～ ○○年○月

2　対象作物の現状及び成果目標

（対象品目：　　）

		現状値及び目標値					備考
		現状 （○○年）	実施年 （○○年）	1年後 （○○年度）	2年後 （○○年度）		
○○地区	農家戸数（戸）						
	作付面積（a）						
	出荷量（t）						
	販売額（千円）						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

（対象品目：　　）

		現状値及び目標値					備考
		現状 （○○年）	実施年 （○○年）	1年後 （○○年度）	2年後 （○○年度）		
○○地区	農家戸数（戸）						
	作付面積（a）						
	出荷量（t）						
	販売額（千円）						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

（対象品目：　　）

		現状値及び目標値					備考
		現状 （○○年）	実施年 （○○年）	1年後 （○○年度）	2年後 （○○年度）		
○○地区	農家戸数（戸）						
	作付面積（a）						
	出荷量（t）						
	販売額（千円）						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

3　集出荷貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

（1）集出荷貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針（再編による流通コストの低減の考え方を具体的に記載すること）

例）:トマトの選果を1カ所に集約し、施設の利用率を向上させ、利用料金を下げることで選果コストの低減を図るとともに、最新の光センサー選果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。

例）:立地のよいA選果場の取扱品目を増加させ、産地の集荷を集約することで、集荷賃を下げて流通コストを低減するとともに、統一ブランドの確立により有利販売を達成する。また、これに伴い廃止する選果場を直売所にすることで、販売額の増加を図る。

（2）集出荷貯蔵施設等の事業実施現状

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	現行の機能分担、課題等
○○選果場	トマト　○○t 人参　○○t	○○t （○○t） ○○t （○○t）	○% （○%） ○% （○%）	○円/kg ○円/kg	○月～○月 ○月～○月	
●●選果場	メロン　○○t	○○t （○○t）	○% （○%）	○円/kg	○月～○月	
△△選果場	トマト　○○t	○○t （○○t）	○% （○%）	○円/kg	○月～○月	
選果場計	○○t	○○t （○○t）	○% （○%）		○月～○月	
個選（□地区）	トマト	○○t			○月～○月	

※処理量及び利用率は上段に直近年、下段(　)内に5年前の数値をそれぞれ記入する。

（3）集出荷貯蔵施設等の再編後（2年後）の目標

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	再編後の機能分担、課題等
○○選果場	トマト　○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
●●選果場	メロン　○○t 人参　○○t	○○t ○○t	○% ○%	○円/kg ○円/kg	○月～○月 ○月～○月	
選果場計	○○t	○○t	○%		○月～○月	

4　再編利用のための事業計画

集出荷貯蔵施設等	事業内容			補助事業の内容等	備考（必要な手続き等）
	事業実施年（○○年）	1年後（○○年）	2年後（○○年）		
○○選果場	例）処理能力の高いトマト選果機を再整備	－	－	（○○年度）選果機：○○百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
●●選果場	例）メロンの光センサー選果機を再整備するとともに、○○選果場の人参選果機能を移動	例）新品目の導入や選果データを活用した栽培技術の均一化の取組等を実施		（○○年度）○○対応光センサー選果機等：○○百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
△△選果場	－	例）○○選果場にトマトを集約し、施設は直売所として活用	－		事業目的の変更にあたり、建屋は財産処分予定

注：事業実施年度のみ取組を実施する計画は不可とする。

5　その他（都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目）

※　参考資料として再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

別紙様式8号（別記1のⅡ−2の第2の6の（3）関係（農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組用））

再編利用計画書

基本情報

事業実施主体名	○○茶生産組合、□□茶生産組合	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区、▲▲地区

1　茶生産・加工の現状及び成果目標（現状、実施年、2年後）

		現状値及び目標値			備考
		現状（○○年）	実施年（○○年）	2年後（○○年）	
○○地区	農家戸数（戸）				
	栽培面積（a）				
	生産量（t）				
	販売額（千円）				
	主な販売先				
	荒茶加工施設数				
	仕上茶加工施設数				

2　農産物処理加工施設等の現状及び再編利用後の状況

（1）本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針

例）：○○茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設について、施設の有効利用を図る観点から、荒茶加工機の一部だけを更新し、施設の機能向上を図り、計画的な荒茶生産に取り組む。

例）：△△地域内の荒茶加工施設○箇所を品種毎に加工する等役割分担を図るため、○○茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設を補修するとともに、□□茶生産組合が所有する荒茶加工施設を改修し、施設の効率化を図る。

例）：△△地域内にある複数の荒茶加工施設を1箇所に集約するため、○○茶生産組合が所有する既存の荒茶加工施設を改修し、施設利用の高度化を図る。

例）：△△茶生産組合が所有する仕上茶加工施設について、乾燥機を更新するとともに、選別火入れラインを増設し、△△地域内の荒茶加工施設からの原料調達を拡大することによって、消費者ニーズに即した仕上加工に取り組み、△△地域の産地ブランド力を高める。

（2）本計画の対象となる施設の現状の取扱数量、施設における課題等

施設名	取扱数量（t）	販売額（千円）	現状の施設における課題等
荒茶加工施設（○○茶生産組合）			
荒茶加工施設（△△茶生産組合）			
仕上茶加工施設（□□茶生産組合）			
…			
…			

（3）本計画の対象となる施設の再編利用後の取扱数量、期待される効果等

施設名	取扱数量（t）	販売額（千円）	再編利用後に期待される効果等
荒茶加工施設（○○茶生産組合）			
荒茶加工施設（△△茶生産組合）			
仕上茶加工施設（□□茶生産組合）			
…			
…			

3　再編利用のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施（予定）年度	事業費	備考
荒茶加工施設（○○茶生産組合）	例）蒸機、粗揉機等を更新し、既存施設の機能向上を図り、計画的な荒茶生産に取り組む。	○○年度	蒸機、粗揉機等：○百万円	
仕上茶加工施設（□□茶生産組合）	例）乾燥機を更新するとともに、選別火入れラインを増設し、消費者ニーズに即した仕上加工に取り組む。	○○年度	乾燥機、選別火入れライン：○百万円	

4　その他（都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目）

※　参考資料として当該地域の地図を添付すること。

別紙様式8号（別記1のⅡ-2の第2の6の（4）関係（食肉等流通体制再編整備の取組用））

再編合理化計画書

1　基本情報

事業実施主体名		都道府県名		市町村名	
施設の種類		畜種		事業年月	○○年○月～ ○○年度○月

2　食肉等流通処理施設の現状及び目標

（1）本計画の対象となる施設の再編合理化についての基本的な方針

例　○○市内にある2箇所の処理施設を1箇所に集約するため、○○組合が所有する処理施設を廃止し、○○農協が所有する処理施設に機能を集約することで、再編合理化を図る。

（2）本計画の対象となる施設の現状（現状　○○年度）

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	再編合理化の方針
計						

注1　食鳥処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの処理羽数を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には1万羽当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。
　鶏卵処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの取扱数量を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には100kg当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。
　家畜市場にあっては、処理重量の欄には年間の家畜取引頭数、処理能力の欄には開催1回当たりの平均取引頭数、処理コストの欄には牛換算100頭当たりの取引コスト、利用日数の欄には年間開催回数を記載すること。
注2　再編合理化の方針の欄には、当該施設の廃止、他施設との統合など、具体的な方針を記載すること。

（3）本計画の対象となる施設の再編合理化後の目標（目標　○○年度）

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	期待される効果等
計						

注）処理重量、処理能力、処理コスト及び利用日数の考え方は、（2）と同様。

3　再編合理化のための事業計画

施設名	事業名	事業内容	実施予定年度	予定事業費	備考
				千円	
				千円	
				千円	
計				千円	

4　その他（都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目）

※1　参考資料として、各施設の位置が分かる当該地域の地図を添付すること。
※2　欄が不足する場合は適宜追加すること。

別紙様式8号（別記1のⅡ−2の第2の6の（5）関係（国内産糖工場再編合理化の推進用））

再編合理化計画

基本情報

事業実施主体名	都道府県名・市町村名		地区名	

1．国内産糖工場の現状及び目標

（1）本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例）：△△地区内の集荷体制の見直しを行い、各工場の操業率の向上を図ることで、国内産糖工場の生産コストを低減させる。

例）：△△地域内にある複数の国内産糖工場を集約するため、〇〇工場、〇〇工場を廃止し、〇〇〇〇に新たな工場を建設する。

（2）本計画の対象となる地域の現状 （現状　〇〇年度）

事業者名	工場名	処理能力（トン／日）	作付（収穫）面積（ha）	収穫量（原料処理量）（トン）	操業率（%）	製造コスト（円／製品トン）	施設における課題等
〇〇株式会社	〇〇工場						例）近年、生産者の高齢化による作業効率の減少に伴い、操業率が低下傾向。
△△株式会社	△△工場						
□□株式会社	□□工場						
計（〇工場）							

（3）本計画の対象となる地域の再編合理化後の目標 （目標　〇〇年度）

事業者名	工場名	処理能力（トン／日）	作付（収穫）面積（ha）	収穫量（原料処理量）（トン）	操業率（%）	製造コスト（円／製品トン）	再編合理化後の集荷計画
〇〇株式会社	〇〇工場						
□□株式会社	□□工場						
計（〇工場）							

その他期待される効果等

2．再編合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

事業者名	工場名	事業内容	実施（予定）年度	事業費	備考
△△株式会社	△△工場				

3．その他（都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目）

※参考資料として、各工場の位置がわかる当該地域の地図、再編合理化に係る関係者の意思決定が確認できる文書及び各工場の損益が分かる資料を添付すること。

別紙様式8号（別記1のⅡ-2の第2の6の（5）関係（国内産いもでん粉工場再編合理化の推進用））

再編合理化計画

基本情報

事業実施主体名	○○○○工場	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区

1　国内産いもでん粉工場の現状及び目標

（1）本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例）：△△地域内の○箇所の国内産いもでん粉工場について、品種毎に加工する等の役割分担を図るため、○○○○が所有する既存の国内産いもでん粉工場を廃棄し○箇所に再編統合する。また、地区内の集荷体制の見直しを行い、各工場の操業率の向上を図ることで、国内産いもでん粉の生産コストを低減させる。

例）：△△地域内にある複数の国内産いもでん粉工場を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

（2）本計画の対象となる地域の現状　（現状　○○年度）

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	施設における課題等
○○工場 （○○生産組合）						例）近年、生産者の高齢化による集荷量の減少に伴い、操業率が低下傾向。
△△△△ （△△株式会社）						例）生産者の高齢化による離農から、約定を締結する生産者が減少。
□□□工場 （□□組合）						
計 （○工場）						

（3）本計画の対象となる地域の再編合理化後の目標 （目標 〇〇年度）

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷計画
〇〇工場 （〇〇生産組合）						
□□□工場 （□□組合）						
計 （〇工場）						

その他期待される効果等

2 再編合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施（予定）年度	事業費	備考
△△△△ （△△株式会社）		〇〇年度		

3 その他（都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目）

※ 参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

別紙様式8号（別記1のⅡ−2の第2の6の（6）関係（乳業再編等整備の推進用））

再編合理化計画

基本情報

事業実施主体名	○○○○	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区

1　現状及び目標

（1）本計画の対象となる地域の再編合理化についての基本的な方針

例）：△△地域内の○箇所の乳業工場について、効率的な製造を図るため、○○○○が所有する既存の乳業工場を廃棄し○箇所に再編統合する。また、地域内の集送乳体制の見直しを行い、各工場の稼働率の向上を図ることで、乳業の生産コストを低減させる。

例）：△△地域内にある複数の乳業工場を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

例）△△地域内にある複数の貯乳施設を集約するため、○○施設を廃止し、○○施設を増設する。

（2）本計画の対象となる地域の現状　（現状　○○年度）

施設名	生乳処理能力（トン／日）	生乳処理量（トン／日）	稼働率(%)	主な製造品目	施設における課題等
○○工場（○○生産組合）					例）近年、生乳生産量の減少に伴い、稼働率が低下傾向。
△△工場（△△株式会社）					
□□□工場（□□組合）					
計（○工場）					

（3）本計画の対象となる地域の再編合理化後の目標 （目標　〇〇年度）

施設名	生乳処理能力 （トン／日）	生乳処理量 （トン／日）	稼働率(%)	主な製造品目	廃棄工場へ出荷されていた生乳の集荷計画
〇〇工場 （〇〇生産組合）					
□□□工場 （□□組合）					
計 （〇工場）					

その他期待される効果等

2　再編合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施（予定）年度	事業費	備考
△△△△ （△△株式会社）		〇〇年度		

3　その他（都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目）

※　参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

別紙様式9号（別記1のⅡ-2の第2の6関係）

番　　号
年　　月　　日

○○農政局長[注２]　殿

都道府県知事

穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画[注３]の提出状況の報告について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記１のⅡ－２の第２の６の規定に基づき、穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画[注３]の提出状況について報告する。

（注）１　関係書類として、別紙様式８号を添付すること。

２　北海道にあっては農林水産省農産局長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。

３　穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組にあっては穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画、集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組にあっては集出荷貯蔵施設等に係る再編利用計画、農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組にあっては農産物処理加工施設等に係る再編利用計画、食肉等流通体制再編整備の取組にあっては食肉等流通処理施設に係る再編合理化計画、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進にあっては国内産糖・国内産いもでん粉工場に係る再編合理化計画、乳業再編等整備にあっては乳業工場等に係る再編合理化計画とすること。

別紙様式10号（別記1のⅡ-2の第2の6の（1）関係（穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組用））

再編利用計画の取組状況報告書

1　基本情報

事業実施主体名	○○農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	総事業費○○千円 うち国費(○○千	事業年月	○○年○月～ ○○年○月
主な整備内容	△△CE：乾燥機（○t×○基）、色彩選別機（○t/h×○基）、貯蔵サイロ（○t×○基）等、具体的に記載する。				

2　対象作物の現状及び成果目標

（対象品目：麦類）

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時（○○年産）	事業実施年（○○年産）	1年後（○○年産）	2年後（○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

（対象品目：大豆）

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時（○○年産）	事業実施年（○○年産）	1年後（○○年産）	2年後（○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

（対象品目：新規需要米）

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時（○○年産）	事業実施年（○○年産）	1年後（○○年産）	2年後（○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

（対象品目：米（新規需要米以外））

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時（○○年産）	事業実施年（○○年産）	1年後（○○年産）	2年後（○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

（対象品目：その他品目）

		現状値及び目標値				備考
		計画策定時（○○年産）	事業実施年（○○年産）	1年後（○○年産）	2年後（○○年産）	
○○地区	農家戸数（戸）					
	生産面積（a）					
	生産量（t）					

注：本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の達成状況を記載する。

3　穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

（1）穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針

例）：JAが所有する既存の米麦CEを更新・増強し、役割分担をした上で、その運用を担い手集団へ移譲することにより、施設利用の高度化を図る。
例）：大豆の増産に対応するため、既存の米麦CEを模様替えし、大豆の乾燥調製用に汎用化する。整備後、さらなる増産に対応するため、調製ラインの増設を行う。

（2）穀類乾燥調製貯蔵施設等の事業実施前の概況

区分	取扱数量（t）	仕様	利用率（%）	利用料金（円）	事業実施前の機能分担、課題等
CE〇号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
…					

（3）穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状

区分	取扱数量（t）	仕様	利用率（%）	利用料金（円）	現状の機能分担、課題等
CE〇号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
CE●号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
RC△号機等	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
個人乾燥	麦類 大豆 新規需要米 米(新規需要米以外) その他品目				
…					

注：（2）及び（3）については、本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、取扱収量、利用率、利用料金、機能分担、課題等を記載する。

4　再編利用のための事業計画

複数年度（3ヵ年等）に渡る再編整備計画

穀類乾燥調製貯蔵施設等	事業内容			備考
	事業実施年	1年後	2年後	
CE〇号機等	例）色彩選別機等を導入し高度化	－	－	
CE●号機等	例）大豆乾燥調製のために施設を汎用化	－	－	
RC△号機等	－	例）一次乾燥施設として再整備し、CE〇号のサテライト化	－	
個人乾燥機等	－	例）CE〇号へ機能を移管し徐々に廃止	例）CE〇号へ機能を移管し徐々に廃止	

注：事業計画の策定に当たっては、事業実施年度のみ事業等を実施する計画は不可とする。

5　担い手への配慮

例）　戦略作物を増産するためには、担い手集団を施設利用者に組み入れる必要があるため、以下のような取組を行う。
1．再編整備を行ったCEの運営の一部もしくは全部を担い手に移譲する。
2．サイロ貸しを行い、担い手の戦略的な販売を促進する。
3．…
4．…

6　その他（都道府県知事が計画取組状況の報告等を行うに当たって必要とする項目）

※　「経営所得安定対策等実施要綱」（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第２の２に規定する「水田フル活用ビジョン」を策定している地域においては、本計画との整合性を図るとともに、「水田フル活用ビジョン」を参考資料として添付すること（添付資料は、公表資料のみでも可）。

別紙様式10号（別記1のⅡ-2の第2の6の（2）関係（集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き、いも類）の取組用））

再編利用計画の取組状況報告書

1　基本情報

事業実施主体名	○○農業協同組合	都道府県名	●●県	地区名	△△地区、▲▲地区
市町村名	▽▽市	事業費	千円	事業年月	○○年○月～ ○○年○月

2　対象作物の状況

（対象品目：　　）

		現状値及び目標値					備考
		計画策定時 （○○年）	現状値 （●●年）	目標値 （●●年）	目標値 （△△年）		
○○地区	農家戸数（戸）						
	作付面積（a）						
	出荷量（t）						
	販売額（千円）						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

（対象品目：　　）

		現状値及び目標値					備考
		計画策定時 （○○年）	現状値 （●●年）	目標値 （●●年）	目標値 （△△年）		
○○地区	農家戸数（戸）						
	作付面積（a）						
	出荷量（t）						
	販売額（千円）						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

（対象品目：　　）

		現状値及び目標値					備考
		計画策定時 （○○年）	現状値 （●●年）	目標値 （●●年）	目標値 （△△年）		
○○地区	農家戸数（戸）						
	作付面積（a）						
	出荷量（t）						
	販売額（千円）						
	主な販売先						
	集出荷貯蔵施設数						
	農産物処理加工施設数						

3　集出荷貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

（1）集出荷貯蔵施設等の再編利用についての基本的な方針

例）:トマトの選果を1カ所に集約し、選果コストの低減と有利販売を図るとともに、最新の光センサー選果機を導入することで、高糖度メロンのブランド再建を図る。

（2）集出荷貯蔵施設等の事業実施前の概況

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	現行の機能分担、課題等
○○選果場	トマト　○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
	人参　○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
●●選果場	メロン　○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
△△選果場	トマト　○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
選果場計	○○t	○○t	○%		○月～○月	
個選（□地区）	トマト	○○t			○月～○月	

（3）集出荷貯蔵施設等の現状

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼動期間	再編後の機能分担、課題等
○○選果場	トマト　○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
●●選果場	メロン　○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
	人参　○○t	○○t	○%	○円/kg	○月～○月	
選果場計	○○t	○○t	○%		○月～○月	

4　再編利用のための取組実績

集出荷貯蔵施設等	事業内容			補助事業の内容等	備考（必要な手続き等）
	事業実施年（○○年）	1年後（○○年）	2年後（○○年）		
○○選果場	例）処理能力の高いトマト選果機を再整備	－	－	（○○年度）選果機：○○百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
●●選果場	例）メロンの光センサー選果機を再整備するとともに、○○選果場の人参選果機能を移動	例）新品目の導入や選果データを活用した栽培技術の均一化の取組等を実施		（○○年度）○○対応光センサー選果機等：○○百万円	事業実施にあたり、増築等の届出を行う予定
△△選果場	－	例）○○選果場にトマトを集約し、施設は直売所として活用	－		事業目的の変更にあたり、建屋は財産処分予定

注：1年後の報告の際は、2年後の欄には計画を記載する。

5　その他（都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目）

※　参考資料として再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。

別紙様式10号（別記1のⅡ−2の第2の6の（3）関係（農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組用））

再編利用計画の取組状況報告書

基本情報

事業実施主体名	○○茶生産組合、□□茶生産組合	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区、▲▲地区

1　茶生産・加工の再編利用後の状況（計画策定時、現状、目標）

		現状値及び目標値			備考
		計画策定時（○○年）	現状値（○○年度）	目標値（○○年度）	
○○地区	農家戸数（戸）				
	栽培面積（a）				
	生産量（t）				
	販売額（千円）				
	主な販売先				
	荒茶加工施設数				
	仕上茶加工施設数				

2　農産物処理加工施設等の再編利用後の状況

（1）本計画の対象となる施設の再編利用後の状況

（2）本計画の対象となる施設の取扱数量、再編利用後の成果等

施設名	取扱数量（t）			販売額（千円）			再編利用後の成果等
	計画策定時（○○年度）	現状値（○○年度）	目標値（○○年度）	計画策定時（○○年度）	現状値（○○年度）	目標値（○○年度）	
荒茶加工施設（○○茶生産組合）							
荒茶加工施設（△△茶生産組合）							
仕上茶加工施設（□□茶生産組合）							
…							
…							

3　再編利用における取組実績

再編利用計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容					備考
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
荒茶加工施設（○○茶生産組合）	例）蒸機、粗揉機等を更新	−	例）ボイラー（乾燥機の付帯設備）のみを新品に交換	−	−	
荒茶加工施設（△△茶生産組合）	−	−	−	例）萎凋機を増設	−	
仕上茶加工施設（□□茶生産組合）	例）乾燥機の更新、選別火入れラインの増設	−	−	−	−	

4　その他（都道府県知事が取組状況の報告等を行うに当たって必要とする項目）

別紙様式10号（別記1のⅡ−2の第2の6の（4）関係（食肉等流通体制再編整備の取組用））

再編合理化計画の取組状況報告書

1　基本情報

事業実施主体名		都道府県名		市町村名	
施設の種類		畜種		事業年月	〇〇年〇月～ 〇〇年〇月

2　食肉等流通処理施設の再編合理化後の状況

（1）本計画の対象となる施設の再編合理化後の状況

（2）再編合理化後の現状（〇〇年度）

施設名	畜種	処理数量	処理能力	処理コスト	利用日数	再編合理化により発揮された効果等
計						

注　食鳥処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの処理羽数を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には1万羽当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。
　鶏卵処理施設にあっては、処理数量の欄には1日当たりの取扱数量を、処理能力の欄には1日当たりの処理能力を、処理コストの欄には100kg当たりの処理コストを、利用日数の欄には年間稼働日数を記載すること。
　家畜市場にあっては、処理数量の欄には年間の家畜取引頭数、処理能力の欄には開催1回当たりの平均取引頭数、処理コストの欄には牛換算100頭当たりの取引コスト、利用日数の欄には年間開催回数を記載すること。

3　再編合理化の取組実績

再編合理化計画に基づく具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
			千円	
			千円	
			千円	
計			千円	

4　その他（取組状況報告に必要な項目）

※1　参考資料として、各施設の位置が分かる当該地域の地図を添付すること。
※2　欄が不足する場合は適宜追加すること。

別紙様式10号（別記1のⅡ−2の第2の6の（5）関係（国内産糖工場再編合理化の推進用））

再編合理化計画の取組状況報告書

基本情報

事業実施主体名		都道府県名・市町村名		地区名	

1．国内産糖工場の再編合理化後の状況

（1）本計画の対象となる地域の再編合理化後の状況（〇〇年度）

事業者名	工場名	処理能力（トン／日）	作付（収穫）面積（ha）	収穫量（原料処理量）（トン）	操業率（%）	製造コスト（円／製品トン）	再編合理化後の集荷計画
〇〇株式会社	〇〇工場						
□□株式会社	□□工場						
計（〇工場）							

再編合理化により発揮された効果等

2．再編合理化における取組実績

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

事業者名	工場名	事業内容	実施年度	事業費	備考
〇〇株式会社	〇〇工場		〇〇年度		
△△株式会社	△△工場				

3．その他（取組状況報告に必要な項目）

※参考資料として、各工場の位置がわかる当該地域の地図、及び各工場の損益がわかる資料を添付すること。

別紙様式10号（別記1のⅡ-2の第2の6の（5）関係（国内産いもでん粉工場再編合理化の推進用））

再編合理化計画の取組状況報告書

基本情報

事業実施主体名	○○○○工場	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区

1　国内産いもでん粉工場の再編合理化後の状況

（1）本計画の対象となる地域の再編合理化後の状況　（○○年度）

施設名	原料集荷量	原料処理能力	操業率	年間生産量	主な販売先	廃棄工場へ出荷されていた原料用いもの集荷状況
○○工場 （○○生産組合）						
□□□工場 （□□組合）						
計 （○工場）						

再編合理化により発揮された効果等

2　再編合理化における取組実績

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
○○工場 （○○生産組合）		○○年度		
△△△△ （△△株式会社）				

3　その他（取組状況報告に必要な項目）

※　参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

別紙様式10号（別記1のⅡ-2の第2の6の（6）関係（乳業再編等整備の推進用））

再編合理化計画の取組状況報告書

基本情報

事業実施主体名	○○○○	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市	地区名	△△地区

1　再編合理化後の状況

（1）本計画の対象となる地域の再編合理化後の状況　（○○年度）

施設名	生乳処理能力 （トン／日）	生乳処理量 （トン／日）	稼働率(%)	主な製造品目	廃棄工場へ出荷されていた生乳の集荷計画
○○工場 （○○生産組合）					
□□□工場 （□□組合）					
計 （○工場）					

再編合理化により発揮された効果等

2　再編合理化における取組実績

再編合理化計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施年度	事業費	備考
○○工場 （○○生産組合）		○○年度		
△△△△ （△△株式会社）				

3　その他（取組状況報告に必要な項目）

※　参考資料として各工場の位置がわかる当該地域の地図を添付すること。

別紙様式11号（別記１のⅡ-2の第2の6関係）

番　　号
年　　月　　日

○○農政局長[注２]　殿

都道府県知事

穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画[注３]の取組状況報告書の提出状況の報告について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記１のⅡ－２の第２の６の規定に基づき、穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画[注３]の取組状況報告書の提出状況について報告する。

（注）１　関係書類として、別紙様式10号を添付すること。

２　北海道にあっては農林水産省農産局長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。

３　穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組にあっては穀類乾燥調製貯蔵施設等に係る再編利用計画、集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組にあっては集出荷貯蔵施設等に係る再編利用計画、農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組にあっては農産物処理加工施設等に係る再編利用計画、食肉等流通体制再編整備の取組にあっては食肉等流通処理施設に係る再編合理化計画、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の推進にあっては国内産糖・国内産いもでん粉工場に係る再編合理化計画、乳業再編等整備にあっては乳業工場等に係る再編合理化計画とすること。

参考様式1号

青果物流通の合理化に向けた総点検
～青果物の持続的な生産に向けて～

目的

・青果物の持続的な生産、安定供給の実現に向け、労力確保が大きな課題となる中、ボトルネックとなっている作業を特定し、その見直し・改善を図っていくことが不可欠です。
・特に、出荷規格に基づく選別作業を含め、出荷規格に関連する収穫・調製・出荷作業等は一般的に大きな作業負担となっています。
・この総点検は、関連の施設整備事業の実施に際して、将来の生産体制を見通した出荷規格関連の作業に対して現状分析・検証を行っていただくことにより、青果物の持続的な生産と安定供給に向けて実施していただくものです。

【記載例】

1. 点検を行う品目

（例）にんじん

2. 現状の把握

2－①　現況の出荷規格

規格数	設定年	規格区分
（例）18区分	（例）H27年9月より改正	（例）等級、重さ、長さや荷作り方法により区分

※規格表を添付すること

2－②　　市場出荷　現況の出荷規格ごとの卸値と出荷量（卸値については年平均単価を記入）

			階級（6階級）											
			3L	2L	L	M	S	2S						
等級（3等級）	A	kg単価												
		出荷量(t)												
	丸品	kg単価												
		出荷量(t)												
	C	kg単価												
		出荷量(t)												
		kg単価												
		出荷量(t)												
		kg単価												
		出荷量(t)												
		kg単価												
		出荷量(t)												

※出荷規格が複数ある場合（契約取引除く）は、主に使用しているものを記入
※決算済の直近年の実績を記載

２－③ 現況の出荷関連作業の内容と労働力
※出荷規格の多寡に伴い、作業量が増減する作業**（収穫・選別・調製・包装・箱詰め・出荷）**が対象
※**平均的な規模の生産者**を目安として記載すること

◆収穫作業（当てはまる内容にチェックをつけること）
□出荷規格の範囲に合わせるため、１日複数回の作業を行っている
□出荷規格の多寡で作業内容は変わらない
□その他（加工用や、すでに出荷規格を簡素化しているため機械で収穫等）

・収穫作業の具体的な作業内容及び労働力

（例）高値であるM規格の範囲で出来るだけ出荷できるよう、１日３回手作業で収穫を行っている。
生産規模：〇a
収穫作業：年〇日程度のピーク時は、〇人で対応（うち雇用△人）
1人1日あたり収穫に係る労働時間：〇時間/日

※出荷規格の多寡で作業内容が変わらない場合は、記載不要

◆選別～出荷作業の内容と労働力

	作業内容	労働力
生産者	（例１）個選のため、選別・調製・箱詰めしJAに出荷。選別は手作業。 （例２）集落の生産者団体で共選のため、予備選別のみ行い集荷場へ持ち込む。	（例）生産規模：〇a（H29実績） 作業人数：〇名/日（ピーク時）うち雇用△名 作業時間：〇時間/人・日（ピーク時） ※収穫と選別を一体的に行っており不可分な場合は、こちらにまとめて記載すること
選果場（生産者団体で行うものも含む）	（例）選別以降の作業を実施。選別は機械で行うが、調製・包装・箱詰めは手作業。	（例）取扱量：〇t（H29実績） 作業人数：〇名/日（ピーク時） 作業時間：のべ〇時間（稼働日数〇日）

２－④ 現況の出荷資材
・出荷に利用する資材

（例１）全体の9割は、包装資材としてフィルムシートを使用し、ダンボールに入れて出荷。パレットを使用。残りは加工用として、包装せず鉄コンテナに入れて出荷。
（例２）大半（約98%程度）は、緩衝材を使用しダンボールに入れて出荷。残りは贈答用として、緩衝材を使用し木箱に入れ、さらにダンボールに入れて出荷。

・出荷に係る費用（流通コスト）

（例）15～20
（幅を持たせても可）円/kg

※決算済の直近年の実績を記載。

2－⑤ 契約取引等の実施の効果

項　目	内　　容
契約取引の 出荷量・割合	出荷量: 割　合:
契約取引の実施相手数及び規格の種類数	(例)直接取引の実施相手数は3社だが、直接取引用の出荷規格は統一しておりどの社向けであっても同じで、1種類である。
市場の出荷規格との違い	(例)A品の2L～Mをひとまとめに出荷している。これ以外の規格は出荷対象外である。
市場の出荷形態と流通コストとの違い	(例)ダンボールではなく鉄コンテナで出荷しているため、資材費はトータルで〇円のコスト削減となっている。
直接取引と市場出荷の作業内容の違い	(例1)収穫について機械収穫で行っているため、省力化につながっている。 (例2)〇〇向けのものは、〇規格しかなく、包装・袋詰め等がないため、大幅な労働時間の短縮につながっている。

3. 現状の検証

3－① 現在の実需者ニーズの把握と現行出荷規格との整合性

項　目	内　　容
現行規格となっている背景	(例)〇〇市場に出荷する上で、出荷規格設定当時に市場から具体的に18区分の依頼を受けていた。
市場・実需者から聞いている現在のニーズ	(例)・当産地のものを市場を通じて購入している主な実需者からは、〇〇の規格については〇〇のため現状どおりが良いと言っているが、□□と△△は用途は同じであり統合してもよいのではと聞いている。
販売実績(単価・出荷量)	(例)・S、2Sの価格差が小さい上に、年間出荷量の割合が少ない。Sと2Sそれぞれに特定した用途・需要を聞いていないので、統合を検討したい。
現在のニーズと出荷規格の整合性	(例)・20年前から当規格で出荷しており、特に市場とは規格に関しての意見交換等を実施しておらず、現在のニーズと異なる可能性がある。 ・現在も市場から言われているとおりの出荷規格であるが、〇〇等級についてここまでの細分化が本当に必要なのか疑問がある。

３－②　将来の労働力に関する見通しを踏まえた作業体系のあり方

将来的な 労働力の見通し	(例)地域の農業従事者は、10年後には現在から約2割減少する見通し。 　生産年齢人口についても10年後には約1割減少の見通しであり、雇用の確保がさらに困難になる見通し。

作業内容	労力確保の観点等から将来の見通しを踏まえた再検討の必要性
収　穫	(例)出荷規格を意識した収穫を行っているため、成長したものを選びながらの収穫をしており大変な労力を要している。今後は一斉に機械で収穫することも考える必要がある。
選　別	(例)生産において最も作業時間を要している作業内容と思われる。個人選果で現在の手間ではこれ以上の生産拡大は困難と思われる。また、選果場を整備しても、規格数を統合しラインを少なくする等、少人数での作業を可能にした形としたい。
調　製	(例)個人で下端処理や根切りを行っている。直接取引分については作業のシェアリングについても相談したい。
袋詰め (包装)	(例)袋詰めは労力を要するので、バラ詰めで統一するか、パッケージセンターへの委託を検討したい。
出　荷	(例)規格が細分されていることで、在庫・出庫管理も細かく分かれ手間を要している。また、ロットが少ない規格については、パレットが満載でない状態で、積み下ろし回数が多くなっている状況である。
その他	

３－③　流通コスト低減の観点を踏まえた出荷のあり方

項　目	見直しの可能性
資材に関する点	(例)規格ごとにダンボール・出荷容器が異なるため、多種類のものを用意する必要がある。
輸送効率に関する点	(例)規格ごとにパレットに積載するため、出荷量が少量の規格は満杯に乗らず積載効率が低下している。
その他	

３－④労力軽減が実現できる販売方法等の検討

項　目	見直しの可能性
直接取引の拡大及び 新たな販路の検討	(例)・3L・2Lの規格については加工用の販路を広げたい。 　・直接取引先とは商談を進めているところで、さらに〇t程度の拡大を行いたい。
作業のアウトソーシングの 可能性　ほか	(例)袋詰めは労力を要するので、全体の〇割程度は〇〇市場のパッケージセンターへの委託を検討。

青果物流通の合理化に向けた行動方針　【記載例】

①出荷関連作業の軽減に向けた行動内容
　◇あてはまる内容にチェックをつけること（複数回答可）

□ 出荷規格の統合・簡素化　□ 簡素な出荷形態の契約取引の拡大
□ 作業のアウトソーシング　□ その他（　　）

（例1）〇年後までに、出荷規格の等級を見直し、現在〇ある出荷規格を△に統合する。
（例2）〇年後までに、現在契約している実需者との契約取引の拡大及び新たな実需者と契約取引を行い、簡素な出荷形態の契約取引を□ポイント拡大する。
（例3）〇年後までに、当産地全体の△%程度を出荷している実需者と収穫、選別、調製、出荷作業のシェアリングを行う契約をし、この実需者向けへの出荷作業についてはすべてアウトソーシングとする。
（例4）出荷規格が今後ともニーズに対応したものとなるよう、実需者と定期的に協議を行う。
（例5）出荷販売区分を〇〇区分→〇〇区分に集約する。

②目標に向けた具体的な行動方針

（例）
※出荷規格を簡素化する場合
　等級の簡素化については、複数の実需者等から統合してよい意向を示されている。
　来年度までに〇〇市場関係者や主な実需者との協議を行い同意を得るとともに生産者に説明、同意を得る。2年後には簡素化した規格による出荷を試験的に行い、市場関係者、実需者等の評価を確認し、3年後から本格的に運用する。
　全体の出荷量のうち、合理化を図る出荷規格に係る出荷量の割合は□%程度（H〇実績）となる見込み。

※簡素な出荷形態の契約取引を拡大する場合
　契約取引を行っている実需者には、出荷規格として3等級のみの区分で出荷をしている。
　この実需者とは現在、〇t、出荷量全体の〇%程度の契約量であるが、これを△t（△%）まで増加する旨、来年度までに協議を行う。また新規に、同様な出荷規格で新たな実需者とも3年後までに契約を行う見込みであり、□t（□%）程度の出荷を行う。

※アウトソーシングを行う場合
　契約取引を行っている実需者は□□の収穫機械を所有しており、〇年度から収穫以降の作業を受託しているところ。
　当該産地の契約栽培に係る農地でも、収穫以降の作業受託を来年度から依頼する予定。
　全体の〇%程度がこの作業受託の対象となるところ。

※出荷販売区分の集約の場合
　現在品種や栽培方法によって複数ある出荷区分を集約し、大口取引の拡大につなげる。
　来年度までには〇〇市場関係者等と協議を行い、生産者に説明し、同意を得る。
　2年後には、テスト販売を開始し、3年後本格的に運用する。
　このことより、予約相対取引の割合を〇〇%向上させ、出荷コストも〇〇%削減する予定。

（参考様式２号）

年　　月　　日

○○　殿

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

みどりのチェックシート（農産）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記１の（※）に基づき以下のとおり、みどりのチェックシートの取組を実施しましたので、報告します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

- □　肥料の適正な保管
- □　肥料の使用状況等の記録・保存
- □　作物特性やデータに基づく施肥設計
  （簡易土壌診断、前作の収量等）
- □　有機物の適正な施用による土づくりを検討
  （堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等）

（２）適正な防除

- □　農薬の適正な使用・保管
- □　農薬の使用状況等の記録・保存
- □　病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断
  （発生予察情報の活用による防除等）
- □　病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備
  （健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等）
- □　多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除
  （物理防除・生物防除の活用等）

（３）エネルギーの節減

- □　農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存
- □　温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入
  （省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等）

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- □　悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- □　廃棄物の削減や適正な処理（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化）

（６）生物多様性への悪影響の防止

- □　病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断
  （発生予察情報の活用による防除等）（再掲）
- □　多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除
  （物理防除・生物防除の活用等）（再掲）

（７）環境関係法令の遵守等

- □　みどりの食料システム戦略の理解
- □　関係法令の遵守
- □　農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施
  （定期メンテナンス、点検記録作成等）
- □　正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善
  （作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）

（注）取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。
（※）には、収益力強化は「Ⅱ－１の第2の１の（30）」、産地合理化は「Ⅱ－２の第２の１の（22）」、みどりの食料システム戦略推進は「Ⅱ－３の第２の（25）」、スマート農業の推進は「Ⅱ－４の第２」、産地における戦略的な人材育成の推進は「Ⅱ－５の第２」と記載してください。

（参考様式２号）

年　　月　　日

○○　殿

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

みどりのチェックシート（畜産）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記１の（※）に基づき以下のとおり、みどりのチェックシートの取組を実施しましたので、報告します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて、実際に取り組んだ内容について、□欄に✓又は■を記入してください。

【取組への理解】
□　みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。

【省エネ、環境法令への対応】
□　畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない
□　プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。
□　（※特定事業場の場合）排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。
□　（※飼養頭数が一定規模以上の場合）家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。

【畜産ＧＡＰ、農場ＨＡＣＣＰ、アニマルウェルフェア】
□　畜産GAP又は農場ＨＡＣＣＰについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している
□　アニマルウェルフェアについて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。

【作業安全】
□　機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施している（定期メンテナンス、点検記録作成等）
□　作業安全に配慮した適正な作業環境への改善を行っている（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）

飼料生産を取り組んでいる（委託生産を含む）場合は、下記の内容についても、口欄に✔又は■を記入してください。
該当しない場合は、口欄には／（斜線）を記入してください。

【農薬、肥料】
□　農薬の適正な使用・保管を行っている
□　農薬の使用状況等の記録を保存している
□　病害虫・雑草が発生しにくい生産条件（作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等）を整備している
□　肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している

和牛生産に取り組んでいる場合は、下記の内容についても、口欄に✔又は■を記入してください。
該当しない場合は、口欄には／（斜線）を記入してください。

【遺伝資源保護】
□　家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。

（注）取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

（※）には、収益力強化は「Ⅱ－１の第2の１の（30）」、産地合理化は「Ⅱ－２の第２の１の（22）」、みどりの食料システム戦略推進は「Ⅱ－３の第２の（25）」、スマート農業の推進は「Ⅱ－４の第２」、産地における戦略的な人材育成の推進は「Ⅱ－5の第2」と記載してください。

別記２　卸売市場等支援タイプ

Ⅰ　各取組共通事項

第１　取組の概要等

１　取組の概要

卸売市場等支援タイプ（以下「本対策」という。）での取組の概要は、Ⅱ－１の第１及びⅡ－２の第１に定めるところによるものとする。

２　取組の実施基準、成果目標の基準及び目標年度

（１）取組の実施基準及び成果目標の基準

取組の実施基準の成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプの配分基準について（令和４年４月１日付け３新食第２２７１号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「卸売市場等支援タイプ配分基準通知」という。）の別表１並びにⅡ－１の第２及びⅡ－２の第２において定めるものとし、卸売市場等支援タイプ配分基準通知の別表１による達成すべき成果目標はいずれか２つまでを選択することができる。

（２）目標年度

事業完了年度（卸売市場の移転新設及び大規模整備に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。）から３年以内（ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は５年以内）とする。

３　取組の実施期間

施設の改良、造成又は取得（別表１のⅡにおいて「整備」という。）が完了するまでの期間とする。

第２　事業実施等の手続

１　事業実施計画の作成及び提出

（１）事業実施主体は、別表３－２に規定する項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

２　都道府県計画の作成及び提出

（１）都道府県知事は、１により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別記１の別紙様式１号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別記１の別紙様式２号により地方農政局長等（北海道にあっては、農産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

（２）都道府県知事は、都道府県計画に関して都道府県が事業実施主体である場合にあっては、（１）の提出を行う際に、あわせて、都道府県計画の内容等についても、別記１の別紙様式１号及び別紙様式第２号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、特認団体（別表１のⅡの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。）として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別記１の別紙様式３号による協議も併せて行うものとする。

（３）地方農政局長等は、（１）及び（２）の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議の内容を検討することとし、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

（４）都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、（１）に準じた手続を行うものとする。

ア　成果目標の変更

イ　特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

3　事業実施状況の報告

（1）事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別表４－２に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、１に準じて都道府県知事に報告するものとする。

（2）都道府県知事は、（1）による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

（3）都道府県知事は、１による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の９月末までに、別記１の別紙様式４号及び５号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、（2）による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

（4）国は、都道府県知事に対し、（3）に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

4　取組の評価

（1）事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表４－２に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

（2）都道府県知事は、（1）の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して、別記１の別紙様式６号の２により改善計画を提出させ、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

（3）都道府県知事は、（2）に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の９月末までに、別記１の別紙様式４号及び５号により地方農政局長等に報告するものとし、（2）に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

（4）地方農政局長等は、（3）による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長等に報告するものとする。

（5）地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、２の（4）の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（6）農産局長等は、（4）の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

（7）都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

（8）国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第３　対策の適正な執行の確保

1　国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

2　都道府県は、１に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第４　附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本対策の実施に関する事務及び指導等に要する経費の２分の１以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表５－２に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、交付対象範囲は、別表６－２に定めるとおりとする。

第５　国の助成措置

１　国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施に必要な経費について、本要綱に定めるところにより交付金を交付するものとする。

２　都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

３　国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第６　他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

１　野菜の構造改革対策に基づく施策
２　果樹産地構造改革の推進に関する施策
３　花き産業の振興に関する施策
４　農畜産物の需給の調整のための施策
５　環境保全型農業（有機農業を除く。）の推進に関する施策
６　株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）など農業金融に関する施策
７　男女共同参画社会の形成に関する施策
８　食品等流通の合理化を図るための施策
９　農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策
10　スマート農業の推進に関する施策
11　農福連携の推進に関する施策
12　有機農業の推進に関する施策
13　みどりの食料システム戦略に関する施策

第７　電子情報処理組織による申請等

１　都道府県知事は、本要綱第８第１項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第13第１項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15第１項の規定による事業遅延の届出、第16第１項の規定による状況報告、第17第１項の規定による概算払請求、第18第１項の規定による実績報告、第18第２項の規定による年度終了実績報告、第18第４項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第23第４項の規定による財産の処分の承認申請、第27の規定による事業実施状況の報告、第28の規定による事業の評価の報告及び別記２のⅠの第２の２に定める成果の妥当性等の協議（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。

ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

２　都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわら

ず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

3　地方農政局長等は、第１項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。

4　都道府県知事が第１項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

第８　取組ごとの留意事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

1　周辺環境への配慮

卸売市場施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2　交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の７月末までに公表を行うものとする。

3　ＰＦＩ法の活用

本対策により、地方公共団体が卸売市場施設等を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）の活用に努めるものとする。

4　推進指導等

（1）都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

（2）都道府県知事は、（1）に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

5　管理運営

（1）管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した卸売市場施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（2）指導監督

都道府県知事は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、卸売市場施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

（3）交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成７年11月20日付け７経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

（4）対策名等の表示

本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

Ⅱ－１　卸売市場施設整備の推進

第１　取組の概要

中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第４条第１項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）及び地方卸売市場（市場法第13条第１項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）であって、開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した卸売市場が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号）第５条第１項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）であって、以下の取組に該当するものに対し支援。

１　品質・衛生管理高度化施設整備の取組
２　物流効率化に向けた施設整備の取組
３　卸売市場統合・連携促進施設整備の取組
　卸売市場統合・連携を促進するもののうち、以下に掲げるもの
（１）他の卸売市場との統合に係る施設の整備
（２）他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備
（３）産地・実需者との連携に係る施設の整備
４　輸出促進対応卸売市場施設整備の取組
５　卸売市場防災対応施設整備の取組
（１）既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化及び災害発生時に業務を継続するために必要な最低限度の防災対策の整備
（２）重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議（平成30年９月21日）を受けて、重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場（以下「緊急点検卸売市場」という。）が作成する事業継続計画（ＢＣＰ）に即して実施する非常用電源の整備
（３）緊急点検卸売市場が実施する国土強靭化に資する防災・減災のための整備

第２　取組の実施基準等

１　実施方法及び施設に関する共通基準
（１）ＰＦＩ事業の活用
　地方公共団体が事業実施主体となる中央卸売市場及び地方卸売市場の施設の整備を実施する場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてＰＦＩ事業の活用を図るものとする。
　ア　当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。
　イ　当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。
（２）施設の衛生管理
　食品衛生法（昭和22年法律第233号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うこと。
（３）環境負荷低減のクロスコンプライアンスへの対応
　ア　本対策により施設を整備する場合は、受益者（卸売市場においては、当該施設を利用する全ての場内事業者をいう。以下同じ。）は、別記２の別添様式の環境負荷低減のチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。
　イ　事業実施主体は、受益者からチェックシートを収集し、Ⅰの第２の１の（１）の事業実施計画と併せて都道府県知事に提出すること。また、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートをⅠの第２の４の（１）の評価報告と併せて、都道府県知事に提出すること。
２　事業実施に関する共通事項

（1）整備の方針

市場法第３条に定める卸売市場に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即した施設の整備に努めるものとする。

（2）施設の整備規模

施設の整備規模については、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定することとし、認定計画に記載された食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資の範囲内とする。

（3）第１の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

ア　品質・衛生管理高度化施設整備の取組

<table>
<tr><th>交付対象施設</th><th colspan="3">交　付　率</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><th colspan="2">中央卸売市場</th><th>地方卸売市場</th></tr>
<tr><td>品質・衛生管理の高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの
（1）新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。）
（2）既に設置している卸売市場において実施する施設の整備であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの（以下「大規模整備」という。）に要する経費

ア 売場施設等を主体とした整備であること。
イ 当該整備によって売場施設等の機能が向上する部分の建築延べ面積（売場施設等が２階部分以上にわたるものであるときは、当該２階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。）が、当該整備を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。
ウ 当該整備を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施す</td><td>品質・衛生管理の高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費</td><td>品質・衛生管理の高度化に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費</td></tr>
</table>

	るものであること。		
売場施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
貯蔵・保管施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
駐車施設	４／１０以内	－	１／３以内　※
構内舗装	１／３以内	１／３以内	１／３以内
搬送施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
衛生施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
食肉関連施設	４／１０以内	１／３以内	－
情報処理施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
市場管理センター	１／３以内	－	１／３以内　※
防災施設	１／３以内	１／３以内	１／３以内
加工処理高度化施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
選果・選別施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
総合食品センター機能付加施設	１／３以内	－	１／３以内　※
附帯施設	１／３以内	－	１／３以内　※
上記施設の施設内容に準ずる施設	１／３以内	１／３以内	１／３以内

（注）品質・衛生管理高度化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※　地方卸売市場の新設に限る。

イ　物流効率化に向けた施設整備の取組

交付対象施設	交　付　率		
	中央卸売市場		地方卸売市場
	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの （１）新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備の整備に要する経費（移転再整備を含む。） （２）大規模整備に要する経費	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	物流効率化に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
貯蔵・保管施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
駐車施設	４／１０以内	－	１／３以内　※
構内舗装	１／３以内	１／３以内	１／３以内
搬送施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
衛生施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
食肉関連施設	４／１０以内	１／３以内	－
情報処理施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
市場管理センター	１／３以内	－	１／３以内　※
防災施設	１／３以内	１／３以内	１／３以内
加工処理高度化施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内

選果・選別施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
総合食品センター機能付加施設	１／３以内	－	１／３以内　※
附帯施設	１／３以内	－	１／３以内　※
上記施設の施設内容に準ずる施設	１／３以内	１／３以内	１／３以内

（注）物流効率化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※　地方卸売市場の新設に限る。

ウ　卸売市場統合・連携促進施設整備の取組

（ア）他の卸売市場との統合に係る取組

交付対象施設	交　付　率
売場施設 貯蔵・保管施設 駐車施設 構内舗装 搬送施設 衛生施設 食肉関連施設 情報処理施設 市場管理センター 防災施設 加工処理高度化施設 選果・選別施設 総合食品センター機能付加施設 附帯施設 上記施設の施設内容に準ずる施設	他の卸売市場との統合を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費 １／３以内

（イ）他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交　付　率
共同集出荷施設	他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 １／３以内

（ウ）産地・実需者との連携に係る取組

交付対象施設	交　付　率
売場施設 貯蔵・保管施設 構内舗装 搬送施設 衛生施設 食肉関連施設 情報処理施設 防災施設 加工処理高度化施設	産地・実需者との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費 １／３以内

選果・選別施設 上記施設の施設内容に準ずる施設	

エ　輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交　付　率		
	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの （１）新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備に要する経費（移転再整備を含む。） （２）大規模整備に要する経費	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	輸出促進に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
貯蔵・保管施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
駐車施設	４／１０以内	－	１／３以内　※
構内舗装	１／３以内	１／３以内	１／３以内
搬送施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
衛生施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
食肉関連施設	４／１０以内	１／３以内	－
情報処理施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
市場管理センター	１／３以内	－	１／３以内　※
防災施設	１／３以内	１／３以内	１／３以内
加工処理高度化施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
選果・選別施設	４／１０以内	１／３以内	１／３以内
総合食品センター機能付加施設	１／３以内	－	１／３以内　※
附帯施設	１／３以内	－	１／３以内　※
上記施設の施設内容に準ずる施設	１／３以内	１／３以内	１／３以内

※　地方卸売市場の新設に限る。

オ　卸売市場防災対応施設整備の取組

交付対象施設	交付率				
	中央卸売市場又は地方卸売市場が実施する既存卸売市場施設の耐震補強に要する経費	中央卸売市場又は地方卸売市場が実施する防災対応に要する経費	緊急点検卸売市場が実施する非常電源の整備に要る経費	緊急点検卸売市場が実施する国土強靭化に資する防災・減災のための整備に要する経費のうち以下に係るもの （１）移転再整備に要する経費 （２）大規模整備に要する経費	
				中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	1/3以内
構内舗装	－	－	－	1/3以内	1/3以内

搬送施設	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	1/3以内
衛生施設	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	1/3以内
食肉関連施設　※	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	－
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	1/3以内
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	1/3以内
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内	－	4/10以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	－	－	1/3以内	1/3以内
附帯施設	1/3以内	－	－	1/3以内	1/3以内
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	－	－	1/3以内	1/3以内

※（６）に掲げる施設に限る。

（４）交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施　設　内　容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	（６）に定める施設であってと畜場法第４条第１項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食肉等衛生管理強化施設

食肉等衛生管理強化施設	（６）のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケのうち、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	ＬＡＮ幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア　場内ＬＡＮ、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ　料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ　省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針及び非常用電源等防災機能に資するための施設（卸売市場防災対応施設整備により卸売市場施設の災害等に対する防災対策と一体的に整備する場合に限り、非常用照明装置等の設置ができることとし、地震以外の災害に対応するための補強等（老朽化した施設の壁面補強も含む。）、災害等に起因して発生する二次災害（火災等）に対応するための整備及び前記以外の物品等購入費用は交付の対象外とする。）
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援等機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図るために必要な施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により卸売市場並びに開設者、卸売業者及び仲卸業者等の卸売市場関係者に対して便益の提供等が図られ、卸売市場としての機能及び付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施

	設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備する共同で集出荷を行うための施設

（５）上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構　造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
		円/㎡	円/㎡	円/㎡
売場施設 貯蔵・保管施設（倉庫施設） 駐車施設 市場管理ｾﾝﾀｰ 加工処理高度化施設 選果・選別施設 総合食品ｾﾝﾀｰ機能付加施設 上記施設の施設内容に準ずる施設 共同集出荷施設	鉄骨構造（平屋） 鉄骨構造（重層） 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造（平屋） 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造（重層）	113,000 132,000 125,000 202,000	124,000 145,000 125,000 202,000	124,000 145,000 138,000 223,000
貯蔵・保管施設（冷蔵庫施設）	鉄骨構造 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造	159,000 189,000	174,000 189,000	174,000 208,000

（注）１　多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第３項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が１ｍ以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

２　上限建築単価には、消費税を含む。

（６）食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

ア　係留所

イ　生体検査所及び検査用機械器具

ウ　処理室及び処理設備

エ　検査室及び検査用機械器具

オ　消毒所、隔離所

カ　汚物処理設備

キ　冷蔵室及び冷却冷蔵設備

ク　作業員室

ケ　と場に係る電気通信等附帯設備

（７）施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（２階以上にわたるものであるときは、２階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較し、その面積が最大の施設とする。

（８）大規模整備

ア　大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

イ　大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する事業実施計画等に、大規模整備の条件に合致する理由及びアに規定する施設である理由を記載すること。

（９）施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「ＰＦＩ選定事業者」という。）が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア　中央卸売市場又は地方卸売市場において、ＰＦＩ法第５条に基づく実施方針を定め、かつ、認定計画に従って事業を実施するものであること。

イ　ＰＦＩ法第14条第１項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

ウ　当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。

エ　他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

オ　他の卸売市場と連携した集荷･販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。

（ア）取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

（イ）集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

（ウ）集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。

（エ）整備を実施する施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

カ　産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。

（ア）取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

（イ）集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

（ウ）整備を実施する施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。

キ　施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、ＰＦＩ法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

(10) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア　施設の整備が、基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。また、施設の整備は、交付対象施設の品質・衛生管理高度化、物流効率化、卸売市場統合・連携促進、輸出促進対応又は防災対応のいずれかの機能向上を伴うものでなければならないこと。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕等は、施設の機能向上を伴わないため施設の整備に該当しない。そのため、事業実施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。

イ　当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。

ウ　当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。

エ　原則として耐用年数がおおむね５年以上の施設の整備であること。

オ　工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

カ　交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあっては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。また、交付対象経費と交付対象外経費（事業の実施に必要な既存施設の解体及び撤去に要する経費等を含む。）を明確に区分できない場合、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、交付対象経費の額を算出すること。

(11) 施設の取得

ア　施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ　取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(12) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア　実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ　工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ　設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ　帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(13) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記２のⅠの第２の３に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(14) 指導及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(15) 施設の管理運営

ア　この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ　事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ　事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事

の承認を受けるものとする。

3　個別事項

（1）品質・衛生管理高度化施設整備の取組

ア　事業実施主体

a　中央卸売市場の開設者

b　地方卸売市場の開設者

c　中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）

d　cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）

e　ＰＦＩ選定事業者

f　特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の品質・衛生管理の高度化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

イ　事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b　産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、ＨＡＣＣＰに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるためのものであること。

（2）物流効率化に向けた施設整備の取組

ア　事業実施主体

a　中央卸売市場の開設者

b　地方卸売市場の開設者

c　事業協同組合等

d　cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）

e　ＰＦＩ選定事業者

f　特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の物流の効率化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

イ　事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b　卸売市場内の搬送経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるために実施するものであること。

（3）卸売市場統合・連携促進施設整備の取組

ア　他の卸売市場との統合に係る取組

（ア）事業実施主体

他の卸売市場との統合を行う以下に掲げる者

a　中央卸売市場の開設者

b　地方卸売市場の開設者

（イ）　事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されてお

り、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b　取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

イ　他の卸売市場との連携に係る取組

（ア）事業実施主体

他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者を含む事業協同組合等

（イ）事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a　事業協同組合等が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。

b　集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

ウ　産地・実需者との連携に係る取組

（ア）事業実施主体

産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う、以下に掲げる者

a　中央卸売市場の開設者

b　地方卸売市場の開設者

c　事業協同組合等

d　ｃに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（ｃに掲げる法人を除く。）

e　ＰＦＩ選定事業者

f　特認団体（ａからｅまでに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により産地・実需者との連携が図られるものとして、地方農政局等が特に適当と認める者をいう。）

（イ）事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b　取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

c　集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

（４）輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

ア　事業実施主体

a　中央卸売市場の開設者

b　地方卸売市場の開設者

c　事業協同組合等

d　ｃに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人

e　ＰＦＩ選定事業者

f　特認団体（ａ～ｅに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により当該卸売市場を経由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者をいう。）

イ　事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b　当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること。

ｃ　取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
ｄ　輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。
ｅ　別記１の別紙様式７号により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること。
ｆ　ＧＦＰ（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

（５）卸売市場防災対応施設整備の取組

ア　既存卸売市場施設の耐震補強の整備の取組

（ア）事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

（イ）事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ａ　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
ｂ　既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと。
ｃ　中央卸売市場又は地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強の整備であること。
ｄ　事業開始年度を含む５年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第４条第１項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断（Is＜0.6又はIw＜1.0）された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断（Is≧0.6又はIw≧1.0）される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること。

イ　防災対応の整備の取組

（ア）事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

（イ）事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ａ　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
ｂ　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に即して実施する卸売市場施設の防災対応のための整備（非常用電源の整備は除く）であり、当該整備と一体的に行う場合に限り、防災設備（非常用照明装置等）を交付対象とすることができることとする。

ただし、防災設備の設置は、災害時等の緊急時に業務を継続するために必要な最低限度のものとする。

ウ　非常用電源の整備の取組

（ア）事業実施主体

緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者

ａ　中央卸売市場の開設者
ｂ　地方卸売市場の開設者
ｃ　事業協同組合等
ｄ　ｃに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（ｃに掲げる法人を除く。）
ｅ　ＰＦＩ選定事業者

ｆ　流通業者

ｇ　特認団体（ａ～ｆに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

（イ）　事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ａ　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

ｂ　事業継続計画（ＢＣＰ）に即して実施する非常用電源の整備であり、生鮮食料品等の安定供給に資するものであること。

エ　国土強靭化に資する防災・減災のための整備の取組

（ア）事業実施主体

緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者

ａ　中央卸売市場の開設者

ｂ　地方卸売市場の開設者

ｃ　事業協同組合等

ｄ　ｃに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（ｃに掲げる法人を除く。）

ｅ　ＰＦＩ選定事業者

ｆ　特認団体（ａ～ｅに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防災・減災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。

（イ）事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ａ　開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

ｂ　移転再整備又は大規模整備であり、かつ、施設の防災・減災のための整備であること。

ｃ　当該施設を整備する卸売市場が所在する市町村等が策定している国土強靭化地域計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法（平成25年法律第95号）第13条に基づく計画をいう。）に、当該事業が位置づけられていること。

ｄ　当該施設を整備する卸売市場において、停電時であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、非常用電源の設置等給電体制を確保すること。

Ⅱ－２　共同物流拠点施設整備の推進

第１　取組の概要

認定計画に従って実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要なストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援。

第２　取組の実施基準等

１　事業の要件

（１）認定計画に従って農林水産物等の物流を効率化するために必要な共同物流拠点施設の整備を実施するものとし、複数の産地等と連携して集荷した多種多様な農林水産物等（以下「取扱品目」という。）を分荷し配送するための施設とすること。

（２）取扱品目の品質・衛生管理の高度化を図る施設とし、産地等から配送先まで一貫し、かつ、当該品目に適した温度管理を行うために整備する施設とすること。

（３）専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

２　事業実施主体

事業実施主体は、物流効率化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれる者であって、次に掲げる者とする。

（１）地方公共団体

（２）第３セクター

（３）事業協同組合等

（４）（３）に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（（３）に掲げる法人を除く。）

（５）農業者の組織する団体（全国農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会又はこれに準ずる農業協同組合に限る。）

（６）（５）に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（（５）に掲げる法人を除く。）

（７）流通業者（中央卸売市場の開設者又は地方卸売市場の開設者の許可等を受けて卸売市場で業務を行う卸売業者、仲卸業者等に限る。）

（８）ＰＦＩ選定事業者

（９）特認団体（（１）から（８）までに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により農林水産物等の物流の効率化が図られるものとして、地方農政局長が特に適当と認める者をいう。）

３　実施方法及び施設に関する基準

（１）次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

ア　認定計画に従って実施する共同化による農林水産物等の物流を効率化させるために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要な最小限度のものであること。

イ　当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

ウ　原則として、耐用年数がおおむね５年以上の施設の整備であること。

エ　工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。

オ　交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

（２）食品衛生法及びと畜場法その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うことができる施設とすること。

（３）環境負荷低減のクロスコンプライアンスへの対応

ア　本対策により施設を整備する場合は、受益者（共同物流拠点においては、協定等に基づき、事業実施主体と連携して、当該施設を活用した事業を実施する者をいう。以下同じ。）は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

イ　事業実施主体は、受益者からチェックシートを収集し、Ⅰの第２の１の（１）の事業実施計画と併せて都道府県知事に提出すること。また、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートをⅠの第２の４の（１）の評価報告と併せて、都道府県知事に提出すること。

（４）施設の取得

ア　施設の取得は、共同物流拠点の施設の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ　取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

（５）実施設計費の配分方法

実施設計費の交付対象経費ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア　実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ　工事施工に係る設計監理及び監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ　設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ　帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

（６）共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記２のⅠの第２の３に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

（７）施設の管理運営

ア　この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ　事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ　事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

（８）指導及び監督

都道府県は、事業の適性かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

（９）交付対象及び交付率

共同物流拠点施設整備の交付対象施設は売場施設（荷捌き場施設に限る。）、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はⅡ－１の第２の２の（５）に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の１／３以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はⅡ－１の第２の２の（４）に準じることとする。

なお、卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者が共同物流拠点施設の整備を実施する場合は、共同物流拠点としての業務に支障を与えない範囲で当該施設を卸売及び仲卸に関する業務への活用に努めるものとする。

４　その他

Ⅱ－１の第２の１並びに２の（７）、（９）、(10) 及び (14) については、共同物流拠点施設において準用する。

別表３－２（卸売市場等支援タイプの事業実施計画）

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
食品流通の合理化 　食品流通拠点施設整備の推進	1　成果目標の妥当性に関する項目 　別記１の別紙様式１号の１の（２）の２の食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 2　費用対効果に関する項目 　費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。 3　事業概要に関する項目 （１）事業前後の比較（施設の面積・構造、導入設備能力等） （２）当年度工期 （３）当年度事業費 （４）全体事業期間（複数年度の事業の場合） （５）全体事業費（複数年度の事業の場合） 4　事業を実施する理由に関する項目 （１）現状と課題 （２）課題を解決するための対応方向・方針（食品等の流通合理化及び取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号）第５条第１項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画を添付すること。） （３）対応方向・方針を具体化する事業の内容 5　交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） （１）事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） （２）交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） （３）交付率 （４）財源内訳（強い農業づくり総合支援交付金、地方債、一般財源、その他） 6　交付対象施設の機能向上に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 事業の実施が、交付対象施設の機能向上（品質・衛生管理高度化、物流効率化、卸売市場統合連携促進、輸出促進対応、防災対応のいずれかに限る。以下同じ。）に資する理由を、交付対象整備の内容とあわせて記載するものとする。 7　交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目 （１）整備規模 （２）必要規模及びその算定根拠 （３）整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由 8　複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） （１）事業費 （２）交付対象事業費 （３）交付金の額

	9　繰越額に関する項目 （1）前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額 （2）前年度分と当年度分の工程表 10　食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） （1）事業費 （2）交付対象事業費 （3）交付金の額 11　8のうちの新設市場建設又は大規模整備事業に関する項目 （1）建設計画の概要 （2）売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）の建築延べ面積（着工年度の前年度末）及び事業実施により機能向上が図られる部分の建築延べ面積（大規模整備に該当する場合のみに限る。） （3）工事計画・工事工程表 （4）売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して行わなければならない搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設若しくは上記施設内容に準ずる施設の整備であって当該整備を大規模整備として行う場合は、その施設名と売場施設等の工事と工程上一体として、又は、機能上併行して整備を行わなければならない理由 12　その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表４－２（卸売市場等支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告）

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進	1　事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目 別記1の別紙様式5号の2の食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目 2　事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。 3　その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目

別表５－２（卸売市場等支援タイプにおける附帯事務費の率）

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1．0％以内	1/2以内

別表６－２（卸売市場等支援タイプにおける附帯事務費の使途基準）

区　　分	内　　容
旅　　費	普通旅費（設計審査、検査のため必要な旅費）
	日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）
	委員等旅費（委員に対する旅費）
賃　金　等	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給　　料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報　　酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬
職員手当等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当
	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
報　償　費	謝金
需　用　費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）
	燃料費（自動車等の燃料費）
	食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）
	印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）
役　務　費	修繕費（庁用器具類の修繕費）
使用料及び賃借料	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
備品購入費	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
市町村附帯事務費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

注：市町村附帯事務費には、地方自治法第284条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。

別添様式（別記２のⅡ-１の第２の１の（３）又はⅡ-２の第２の３の（３）関係）

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記２のⅡ-１の第２の１の（３）又はⅡ-２の第２の３の（３）に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時（します）	（１）適正な施肥	報告時（しました）
①	□	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 農林水産物の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討）	□

	申請時（します）	（２）適正な防除	報告時（しました）
②	□	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） 農林水産物の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討）	□

	申請時（します）	（３）エネルギーの節減	報告時（しました）
③	□	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□
④	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	□
⑤	□	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	□

	申請時（します）	（４）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時（しました）
⑥	□	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
⑦	□	資源の再利用を検討	□

	申請時（します）	（５）生物多様性への悪影響の防止	報告時（しました）
⑧	□	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合	□
⑨	□	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ	□

	申請時（します）	（６）環境関係法令の遵守等	報告時（しました）
⑩	□	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑪	□	関係法令の遵守	□
⑫	□	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	□
⑬	□	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	□
⑭	□	正しい知識に基づく作業安全に努める	□

注　提出に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」に、評価報告に当たっては、「報告時（しました）」欄に、それぞれチェックすること。

別記３　先駆的モデル支援タイプ

Ⅰ　共通事項

第１　目的

地域農業者の減少や天候不順の多発等を克服しながら国産品への需要を満たす生産・供給主体の確保が急務であるため、拠点となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする先駆的モデルの育成が必要である。

このため、「協働事業計画に係る承認規程」（令和２年１月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知。以下「承認規程」という。）に基づき承認された協働事業計画に定める取組に対して支援する。

第２　取組の内容等

１　取組の内容

先駆的モデル支援タイプ（以下「本対策」という。）での取組の内容は、Ⅱの第１、Ⅲの第１に定めるところによるものとする。

２　対象品目

本対策の交付の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・地域特産作物とする。

３　事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（１）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者（承認規程第２に規定する拠点事業者をいう。以下同じ。）又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下本対策において「事業実施主体」という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア　協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ　事業により期待される効果に関すること。

ウ　事業実施の成果目標に関すること。

（２）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅱの第３、Ⅲの第４に定めるところによるものとする。

（３）目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

４　面積要件

本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（５）のとおりとする。

５　取組の実施期間

１年とする。

第３　事業実施等の手続

１　事業実施計画の作成及び提出

（１）事業実施主体は、別紙様式１号の２に定める事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して別紙様式２号の２により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下本対策において同じ。）に提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された交付金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

（２）事業の範囲が複数の地方農政局等（北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局をいう。以下本対策において同じ。）の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式３号の２に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

（３）地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、申請者に通知するものとする。

（４）成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、（１）から（３）までに準じた手続を行うものとする。

（５）事業の着手

ア　本要綱第５第２項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式２号の３により地方農政局長等に提出するものとする。

イ　アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ　地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

２　事業実施状況の報告

（１）事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の６月末までに、別紙様式４号の２により地方農政局長等へ報告するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

（３）地方農政局長等は、事業実施主体に対し、（１）及び（２）に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

３　取組の評価

（１）事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の６月末までに、別紙様式４号の２により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する

検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式６号の３に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

（３）地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、１の（４）の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（４）国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第４　拠点事業者及び連携者の役割

１　事業実施主体となる拠点事業者は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本対策を実施することができるものとする。本対策の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。

２　事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、先駆的モデルに向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

３　事業実施主体となる拠点事業者は、本対策実施により、次の（１）から（３）までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

（１）生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・担い手不在地域への参入等を含む面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）

（２）供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）

（３）実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第５　事業実施主体

１　推進事業及び整備事業の事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた拠点事業者であって、本要綱別表１のⅢの事業実施主体欄の（１）から（７）までに定める者又は拠点事業者が参画する本要綱別表１のⅢの事業実施主体欄の（８）のコンソーシアムとする。

２　本要綱別表１のⅢの事業実施主体の欄の（６）の「民間事業者」は、以下の（１）を必須とし、（２）又は（３）のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅲの第１の２から５までを整備する事業実施主体においては、（２）を必須とする。

（１）拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

（２）以下のア及びイを満たすこと。

ア　事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ　複数の生産者又は１以上の生産者団体との間で、事業実施から３年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

（３）事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

３　本要綱別表１のⅢの事業実施主体欄の（７）の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

（１）農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

（２）その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体

４　本要綱別表１のⅢの事業実施主体欄の（８）の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

（２）整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

（３）施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

（４）代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

（５）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（６）各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第６　指導推進等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第７　電子情報処理組織による申請等

１　事業実施主体は、本要綱第８第１項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第13第１項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15第１項の規定による事業遅延の届出、第16第１項の規定による状況報告、第17第１項の規定による概算払請求、第18第１項の規定による実績報告、第18第４項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、別記３のⅠの第３の１の規定による事業実施計画の協議、特認団体の協議、事業実施計画の変更協議、交付決定前着手の届出、第３の２の規定による実施状況の報告、第３の３の規定による評価報告（以下「交付申請等」という。）については、原則、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うものとする。

２　事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。

４　事業実施主体が第１項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

第８　留意事項

１　本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

２　事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

３　モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

４　配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

５　スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

６　本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

Ⅱ　推進事業

第１　取組の概要

１　生産安定・効率化機能の具備・強化

（１）労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立

農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。

（２）生育予測システム等の導入

実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。

（３）種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。

（４）新たな栽培技術等の導入・普及

低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。

（５）担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

人・農地プランの実質化（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の２の（１）、同３、同４及び同５の（１）に規定する取組。以下同じ。）に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

２　供給調整機能の具備・強化

（１）貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。

（２）集出荷調整機能の高度化

安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

３　実需者ニーズ対応機能の具備・強化

（１）GAP・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全･安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。

（２）新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。

（３）導入品種等の加工等適性試験

導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。

（４）品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

（５）高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

（６）輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農

薬基準や検疫条件等の輸出先国･地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

4　農業用機械等の導入及びリース導入

１から３までの取組を行うに当たり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、ＣＡコンテナ、機器等のリース等による導入。

5　効果増進・検証事業

１から３までの取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

（1）計画策定及び効果検証の取組

（2）技術等の実証の取組

6　その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

第２　交付対象経費

1　本対策の交付対象経費（第１の４及び５の取組を除く。）は、別表７に掲げるとおりとし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表７の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2　第１の５の取組における交付対象経費は、以下に掲げるものとする。

（1）計画の策定及び効果検証に要する経費

別表７に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を交付対象とする。

ア　旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ　謝金

講師に対する謝金等

ウ　事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

エ　役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

オ　雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

（2）技術実証に要する経費

ア　農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ　事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

3　次の経費は、交付対象としない。

（1）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（2）農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

（3）他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

（4）毎年度必要となる資材の導入に係る経費

第３　成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

（１）販売額又は所得額の10％以上の増加
（２）契約栽培の割合を10％以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50％以上とすること
（３）需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80％以上とすること
（４）労働生産性の10％以上の向上
（５）生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の５％以上の削減

第４　採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表８の「推進事業の配分基準について」より選定するものとする。

第５　交付対象基準

１　１協働事業計画当たりの単年度の交付金の要望額は、５千万円を上限とする。
２　第１の３の（６）に取り組む者にあっては、ＧＦＰ（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
３　第１の４に取り組む場合
（１）共通
ア　事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
イ　交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
ウ　事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
エ　本体価格が50万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。
オ　原則、新品であること。
ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
カ　作業安全対策の実施
事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。
キ　農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface （複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和４年度末までに整備しているメーカーのものを選定すること。
（２）農業用機械等を導入する場合

ア　交付対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ　農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ　農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本対策の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

エ　事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a　貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b　賃借料を徴収する場合は、原則として「（事業費－交付金）／当該農業用機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c　貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

（3）農業用機械等をリース導入する場合

ア　農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

イ　リースによる導入に対する交付額（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×交付率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×交付率（１／２以内）

「リース料交付額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
×　交付率（１／２以内）

４　第１の５に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本対策の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

５　生産資材・機器等の導入に取り組む場合

（１）交付対象は、先駆的モデルに対応できる拠点事業者の育成に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。

（２）生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、

特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

（３）生産資材の導入支援を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

Ⅲ　整備事業

第１　交付対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備。

１　育苗施設
２　乾燥調製施設
３　穀類乾燥調製貯蔵施設
４　農産物処理加工施設
５　集出荷貯蔵施設
６　産地管理施設
７　用土等供給施設
８　農作物被害防止施設
９　生産技術高度化施設
10　種子種苗生産関連施設
11　有機物処理・利用施設

第２　対象地域

１　本対策の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

ただし、第１の９の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

２　野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内（ただし、本要綱別記１のⅡ－１の第２の５の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。）のものに限ることとする。

第３　上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、本要綱別記１のⅡ－１の第２の４の（２）とし、その額を超える部分について、交付対象としないものとする。

第４　成果目標

整備事業の成果目標は、配分基準通知の別表１－１－①、③及び④において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を２つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

１　土地利用型作物
２　畑作物・地域特産物
３　果樹
４　野菜
５　花き
６　国産原材料サプライチェーン構築
７　農産物輸出に向けた体制整備
８　みどりの食料システム戦略の推進
９　人材育成推進

第５　交付対象基準

１　１協働事業計画あたりの単年度当たりの交付金の要望額は、20億円を上限とする。

2　整備事業で整備する施設については、別記１のⅡ－１の第２の５に定める各施設ごとの交付対象基準を満たすものとする。

3　事業実施主体が、自己資金若しくはほかの交付により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

4　交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

　また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5　施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

6　地方農政局長等は、Ⅰの第３の３による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（１）又は（２）に掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

　なお、改善措置については、別紙様式第６号の３に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（１）施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70％未満の状況が３年間継続している場合

（２）処理加工施設において収支率が80％未満の状況が３年間継続している場合

7　事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね５年以上のものとする。

　ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

　なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

　このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

8　施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

9　施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

10　施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

11　事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（１）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（２）事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

（３）当該施設の受益農業従事者数は、５名以上とする。
（４）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
（５）貸借契約は、書面によって行うこととする。
なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

12　対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

13　海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

14　乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

15　土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。

16　本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

17　成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。
（１）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
（２）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
（３）交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

18　生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後６年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙１に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。

19　整備事業の交付対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和４年４月１日付け３新食農2088 号、３農産第2897 号、３畜産第1991 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用するものとする。

第６　留意事項

１　周辺環境への配慮

産地基幹施設（以下「施設」という。）の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2　園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3　セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4　周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5　ＰＦＩ法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、ＰＦＩ法の活用に努めるものとする。

6　管理運営

（1）管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（2）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

（3）指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

（4）事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

7　ＧＡＰへの対応

本対策において施設等を整備し、ＧＡＰ認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8　作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9　先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表７　推進事業の交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格 50 万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
システム導入費		・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費	・取得価格 50 万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが２社以下の場合を除き、原則３社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金、報酬等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金、報酬等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年５月 17 日法律第 29 号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第 22 条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。

			・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の２第１項第１号及び第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した	

		コンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ･補助金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。

役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	

（注１）上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

１　本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合

２　補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

（注２）交付対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業者の会計と区分することとする。

別表８　推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること） ・販売額又は所得額の 10%以上の増加 20%以上・・・10 ポイント 18%以上・・・８ポイント 15%以上・・・６ポイント 13%以上・・・４ポイント 10%以上・・・２ポイント ・契約栽培の割合を 10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を 50%以上とすること 20%以上・・・10 ポイント 18%以上・・・８ポイント 15%以上・・・６ポイント 13%以上・・・４ポイント 10%以上・・・２ポイント ・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率 100%以上・・・10 ポイント 95%以上・・・８ポイント 90%以上・・・６ポイント 85%以上・・・４ポイント 80%以上・・・２ポイント ・労働生産性の 10%以上の向上 20%以上・・・10 ポイント 18%以上・・・８ポイント 15%以上・・・６ポイント 13%以上・・・４ポイント 10%以上・・・２ポイント ・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を５%以上削減 15%以上・・・10 ポイント 13%以上・・・８ポイント 10%以上・・・６ポイント ８%以上・・・４ポイント ５%以上・・・２ポイント

別紙様式１号の２別添１

強い農業づくり総合支援交付金
（先駆的モデル支援タイプ）
事業実施計画【推進事業】

（強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）
実施状況報告兼評価報告書）

事業実施年度：　　年度

事業実施主体名：

所　在　地：

１．事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

２　事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記３のⅡの第１の３の（６）の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

３．事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

（注）別記３のⅡの第４の成果目標の欄から設定した目標を記載。

４．総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		交付金	自己資金	その他	
（１）生産安定・効率化機能の具備・強化					
ア　労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立					
イ　生育予測システム等の導入					
ウ　種子・種苗等の供給体制の整備					
エ　新たな栽培技術等の導入・普及					
オ　担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化					
（２）供給調整機能の具備・強化					
ア　貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立					
イ　集出荷調整機能の高度化					
（３）実需者ニーズ対応機能の具備・強化					
ア　ＧＡＰ・トレーサビリティ手法の導入					
イ　新品種等現地適応性試験の実施					
ウ　導入品種等の加工等適性試験					
エ　品質管理、物流の効率化					
オ　高品質・低コスト流通システムの導入					
カ　輸出対応型産地の育成					
（４）農業用機械等の導入及びリース導入					
（５）効果増進・検証事業					
ア　計画策定及び効果検証の取組					
イ　技術等の実証の取組					
（６）その他事業の目的を達成するために必要な取組					
合　計					

（注）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

５．事業実施経費

事業内容	金額（円）	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
（１）生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア　労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確			
費　目			
イ　生育予測システム等の導入			
費　目			
ウ　種子・種苗等の供給体制の整備			
費　目			
エ　新たな栽培技術等の導入・普及			
費　目			
オ　担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化			
費　目			
（２）供給調整機能の具備・強化			
ア　貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費　目			
イ　集出荷調整機能の高度化			
費　目			
（３）実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア　ＧＡＰ・トレーサビリティ手法の導入			
費　目			
イ　新品種等現地適応性試験の実施			
費　目			
ウ　導入品種等の加工等適性試験			
費　目			
エ　品質管理、物流の効率化			
費　目			
オ　高品質・低コスト流通システムの導入			
費　目			
カ　輸出対応型産地の育成			
費　目			
（４）農業用機械等の導入及びリース導入			
費　目			
（５）効果増進・検証事業			
ア　計画策定及び効果検証の取組			
費　目			
イ　技術等の実証の取組			
費　目			
（６）その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費　目			
合　計			

（注１）「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。
（注２）「費目」欄には、別記３のⅡの別表７に掲げる費目を記入すること。
（注３）適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式１号の２別添２

１．生産安定・効率化機能の具備・強化

（１）労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立

①　労働力調整体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

②　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③　その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

（２）生育予測システム等の導入

①　生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

②　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③　その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（３）種子・種苗等の供給体制の整備

①　供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

②　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③　講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④　その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（４）新たな生産技術等の導入・普及

①　新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（５）担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

① 担い手不在地域・農地等の参入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

添付書類　　人・農地プランや農地台帳等、担い手不在地域や拠点事業者等の農地の利用集積状況がわかるもの

別紙様式１号の２別添３

２．供給調整機能の具備・強化

（１）貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

①　安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

②　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③　その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（２）集出荷調整機能の高度化

①　集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

②　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③　その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式１号の２別添４

３．実需者ニーズ対応機能の具備・強化

（１）ＧＡＰ・トレーサビリティ手法の導入

①　講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

②　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③　マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④　その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（２）新品種等現地適応性試験の実施

①　実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（３）導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（４）品質管理、物流の効率化

①　実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

②　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③　その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（５）高品質・低コスト流通システムの導入

①　高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

②　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③　その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（６）輸出対応型産地の育成

①　想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・ 地域名		対象品目名	

②　輸出拡大に当たっての課題

※①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③　課題解決に必要な取組

※課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

④　導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤　スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式１号の２別添５

４．農業用機械等の導入及びリース導入

（１）農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無（有の場合：能力・取得年月・台数など）				
購入価格（税抜き）　[1]					（円）
	うちオプション分（税抜き）				（円）
購入価格（税込み）　[2]					（円）
購入費交付申請額　[3]					（円）
購入物件保管場所					
備考					

注１：「購入価格（税抜き）」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を控除した価格を記入してください。

注２：「購入費交付申請額」欄には、[1]×１／２以内の額を記入してください。

注３：「備考」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を記入してください。

注４：別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注５：添付書類は、以下のとおり。

① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）

② 農業用機械の導入にあっては、費用対効果分析

③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

（２）資材の導入計画

取組内容			事業費（円）	うち交付金申請額（円）	備考
具体的内容（資材の名称等を具体的内容を記載）	個数、面積又は員数等	単価			
合計					

注：　添付書類は、以下のとおり。

① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）

② その他地方農政局長が必要と認める資料

（３）農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕　様 製造会社名 型　式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注：対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等 の名称	リース物件価格 （千円）	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備　考

注1：「リース物件価格（千円）」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定（導入する農業用機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに〇）	指名業者選定の考え方	備　考
機械等納入事業者　・　リース事業者		
入札方式（いずれかに〇）		
一般競争入札　・　指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※１）		年　月	～	年　月	（月）	備　考
	リース借受日から〇年間（※２）					（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）		①	（円）				
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）		②	（円）				
リース料交付申請額		③	（円）				
リース諸費用（消費税抜き）		④	（円）				
消費税		⑤	（円）				
事業実施主体負担リース料（消費税込み）　①－②－③＋④＋⑤			（円）				

リース料交付申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に〇を記入すること）。

	Ⅰ　リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 1/2以内		Ⅱ （リース物件価格 － 残存価格）× 1/2以内

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。
注２：リース事業者の見積書の写し、費用対効果分析、その他地方農政局長が必要と認める資料等を添付すること。
注３：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

（４）その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（５）「農業分野におけるＡＩデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるＡＩデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

（６）オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐整備している　　☐整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
（令和５年９月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra）、CLAAS KGaA mbH、
CNH industrial N.V（Case IH, New Holland, Steyr）、Deere & Company(John Deere)、
SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

別紙様式１号の２別添６

５．効果増進・検証事業

（１）計画策定等に要する経費

事業実施主体名	目　的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						（円）	国費	自己資金	その他	
合計										

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（２）効果検証等に要する経費

事業実施主体名	目　的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						（円）	国費	自己資金	その他	
合計										

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（３）技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施主体名	対象作物名	実証等の規模	実証等の目的	実証等の実施場所	事業内容（実証リース機械（能力、台数）等）	総事業費				備考
							（円）	国費	自己資金	その他	
計											
計											
合計											

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙様式１号の２別添６－２

効果増進・検証シート

１．総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

２．各取組の内容等

（１）計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

（２）効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

（３）技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

別紙様式１号の２別添７

強い農業づくり総合支援交付金
（先駆的モデル支援タイプ）
事業実施計画書【整備事業】

（強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）
実施状況報告兼評価報告書）

事業実施年度：　　年度

事業実施主体名：

所　在　地：

整備事業の明細票

１　事業の目的・効果等

ア　事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ　事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

２　対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	
	ha	kg	ha	kg	

３　事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

４　事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町　　番地 村	㎡		

５　施設利用計画等

ア　施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容（区分、構造、規格、能力等）	現状（〇年度）	取組後					
				事業実施年（〇年度）		２年目（〇年度）		３年目（〇年度）	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

（注１）新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。
（注２）乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
（注３）既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ　施設収支計画

現状（〇年度）				取組後											
				事業実施年（〇年度）				２年目（〇年度）				３年目（〇年度）			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

（注１）新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。
（注２）乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ　施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		（例） 〇〇運営組合	（例） 年間通じて貸付 水稲収穫期		（例） 通常の保管場所 整備点検の実施者

（注）貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

６　既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力（出荷量、処理量）	過去３カ年の実績						整備年	事業名（補助事業を活用した場合）
			３年前（〇年度）		２年前（〇年度）		前年度（〇年度）			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

（注１）既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。
（注２）乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
（注３）「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

７　事業費

施設名	事業内容 （工種、施設区分、構造、規格、能力等）	総事業費 （円）	交付金	都道府県費	市町村費	その他	完了（予定） 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考

（注１）設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

（注２）費用対効果分析に当たっては、費用対効果分析通知に定める方法で行うこと。

８　上限事業費（上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入）

施設名	総　事　業　費 A＋B	うち上限事業費対象事業費 A （上限事業費）	上限事業費対象外事業費 B （上限事業費対象外事業内訳）	備　考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,㎡等 （上限事業費） 千円／ha,t,㎡等	千円	

（注１）施設名は、本要綱別記１のⅡ－１の5に定める施設とする。

（注２）上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記１のⅡ－１の４の（２）に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

（注３）上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記１のⅡ－１の４の（２）に定める上限事業費を記入する。

（注４）上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

（注５）上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

（注６）上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

９　補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

10　出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		１年目 （〇年度）	２年目 （〇年度）	３年目 （〇年度）	４年目 （〇年度）	５年目 （〇年度）
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

11　輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

〇添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程

⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙様式２号の２（別記３の第３の１の（１）関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　在　地
氏　　名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）
事業実施主体計画の（変更）協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記３の第３の１の（１）に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）１　関係書類として、別紙様式１号の２の事業実施計画を添付すること
２　特認団体の協議にあっては別紙様式３号の２の特認団体協議書を添付すること
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
４　添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式２号の３（別記３の第３の１の（５）関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　在　地
氏　　名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記３の第３の１の（５）に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式３号の２（別記３の第３の１の（２）関係）

特　認　団　体　協　議　書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 （特認団体名）	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

（注）１　事業実施主体の定款、規約等を添付すること
２　事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
３　必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
５　添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式４号の２（別記３の第３の２の（１）及び３の（１）関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　在　地
氏　　名

強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）の事業実施状況報告（評価報告）（○○年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記３の第３の○の（○）(注３)の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　関係書類として、別紙様式１号の２を添付すること
２　別記３の第３の２の（２）及び３の（２）による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること
３　事業実施状況報告の場合は、別記３の第３の２の（１）、評価報告の場合は、別記３の第３の３の（１）を記載すること。

別紙様式６号の３（別記３の第３の３関係）

○○地方農政局長等　殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

強い農業づくり総合支援交付金（先駆的モデル支援タイプ）の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の１、２に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の１、３、４、５に記入すること。

記

１．事業の導入及び取組の経過

２．当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

３．施設等の利用の実績及び改善計画

（改善計画は、３カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、交付等要綱別記３の第３の２の（１）に定める事業実施状況報告書の写しを添付す

４．改善方策

（交付等要綱別記３の第３の２の（１）に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

５．改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標（　年）	計画策定時（　年）	１年目（　年）	２年目（　年）	３年目（　年）	改善計画策定（　年）	１年目（　年）	２年目（　年）	改善目標（　年）
施設整備	利用量（ｔ、kg等）									
	利用率（%）									
	収支差（千円）									
	収支率（%）									
	累積赤字（千円）									

（注）１　作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
　　２　収支率は、収入／支出×100とする。
　　３　目標年が４年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

別記４　農業支援サービス事業支援タイプ

第１　目的

農業従事者の高齢化、農村人口の減少等により農業現場の人手不足が見込まれる中、将来的に農業生産を維持・拡大していくためには、ドローン防除作業の受託やスマート農機のシェアリングなど農業者を支援するサービスを提供する「農業支援サービス事業」の育成・普及が必要である。

このため、以下に定める農業支援サービス事業に係る取組に対して支援する。

第２　取組の内容等

１　交付対象とする取組の内容

農業支援サービス事業支援タイプ（以下「本対策」という。）での取組の内容は、以下のとおりとする。

（１）農業者の行う農作業を代行する取組（受委託契約の下で農作業を代行するものに限る。）

（２）農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組

（３）作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組

（４）農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組

（５）上記（１）から(４)までの複合型の取組

２　交付対象経費

本対策の交付対象経費は１の取組に必要な農業用機械等の取得又はリース導入に係る費用とし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

３　成果目標

事業実施主体は、本事業の成果目標について、事業実施年度の翌々年度における事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数、農地面積又は売上に係る目標を、事業実施計画に定めなければならない。

４　目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

５　事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする事業者又はコンソーシアムが農業支援サービス事業に取り組む内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

（１）目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

（２）事業により期待される効果に関すること。

（３）事業実施の成果目標に関すること。

６　採択基準

（１）農産局長が設置する外部有識者等で構成される選定審査委員会において、応募者から提出された申請書を審査・採点し、予算の範囲内で、ポイントの高い者から順に採択するものとする。なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、事業費が少ない者を優先的に採択するものとする。

（２）農産局長又は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、選定審査委員会による指摘等があった場合には、応募

者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

7　交付対象基準等

単年度の交付限度額は、1,500 万円以内とし、交付対象基準は以下のとおりとする。

（1）事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

（2）交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

（3）事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内における本対策の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

（4）本体価格（複数の物品をまとめて使用する場合にあっては一式の価格）が 50 万円以上（税抜き）の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。

（5）原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（6）農業用機械等を導入する場合、以下の要件を満たすものとする。

ア　交付対象は、農業支援サービス事業の取組に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ　農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ　農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第 24 に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

（7）農業用機械等をリース導入する場合、以下の要件を満たすものとする。

ア　申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の交付金は、当該リース事業者へ支払うこととする。

イ　農業用機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

ウ　リースによる導入に対する交付金（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×交付率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き)」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×交付率（１／２以内）

「リース料交付額」＝（「リース物件購入価格（税抜き)」－「残存価格」）
×交付率（１／２以内）

エ　農業用機械等のリース導入に対する交付金の交付を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

（８）次に掲げる経費は、交付対象としない。

ア　経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ　他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

ウ　本体価格が 50 万円未満（税抜き）の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費

（９）農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本取組を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface （複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下、「API」という。）を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備しているものを選定すること。

(10) 本事業で導入する農業用機械に附帯するシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

第３　事業実施等の手続

１　事業計画書の作成及び提出

（１）事業実施主体は、別紙様式１号の３に定める事業計画書を作成するものとし、別添２号に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、別紙様式２号の４により地方農政局長等に提出するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）により提出された事業計画書及びその他関係書類（以下「事業計画書等」という。）について、本要綱及び農産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。ただし、公募要領により選出された交付予定者については、選定された応募者に通知することにより、事業計画書等が確認されたものとみなすことができるものとする。

（３）事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業計画書等を提出するものとする。

なお、事業計画書等の提出を受けた地方農政局長等は、確認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとす

る。

ただし、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業計画書等と合わせて別紙様式３号の３に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

（４）成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、（１）及び（２）並びに交付等要綱第 13 第１項及び第２項の規定による計画変更に準じた手続を行うものとする。

（５）事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実になったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとし、着手に当たって事業実施主体は、様式第２号の５に定める交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

２　事業実施状況の報告

（１）事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の６月末までに、別紙様式４号の３及び別紙様式５号の２により当該年度における事業実施報告を地方農政局長等に報告するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して別紙様式６号の４の改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

（３）地方農政局長等は、事業実施主体に対し、（１）及び（２）に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

３　取組の評価

（１）事業実施主体は、事業計画書に定めた目標年度の翌年度において、事業計画書に定めた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の６月末までに、別紙様式第４号の３及び別紙様式第５号の３により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業計画書に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式６号の４の改善計画を提出させる等、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

（３） 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第３の１（４）の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（４）国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第４　事業実施主体

１　事業実施主体は、農業支援サービス事業を新たに始める事業者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存の事業者であって、本要綱別表１のⅣの事業実施主体欄の（１）から（11）までに定める者とする。

２　本要綱別表１のⅣの事業実施主体の欄の（８）の別記４に定める「民間事業者」は、農業支援サービス事業を新たに始める者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存事業者であるものとする。

３　本要綱別表１のⅣの事業実施主体の欄の（11）の別記４に定める「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等により構成されていること。

（２）施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

（３）代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

（４）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（５）各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第５　その他

１　国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

２　本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないことが交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

３　事業実施主体は、国の求めに応じ、農業支援サービス事業の発展に資するデータの提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別紙様式１号の３

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

事業計画書

事業実施年度：　　年度

事業実施主体名：

代表機関名：

※コンソーシアム等代表機関がある場合のみ記載

1　事業実施主体

代表者名	○○（代表機関名・役職）　○○　○○（氏名）

構成員	
オブザーバー	

※構成員が複数いる又はオブザーバーがいる場合、実施体制及び役割分担が分かる資料を添付すること。

目標年度	○○年度

※事業実施年度の翌々年度とする。

2　農業支援サービスの育成・普及に向けた取組方針

「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」審査基準も踏まえ、
以下の（１）から（３）は必須、（４）は該当する場合のみ記載すること。

（１）取組内容と実現可能性

・取組内容
・取組内容の実現可能性はどの程度か
・事業として発展していくことがどの程度期待できるか
・構成組織・人員等の面で実現できるような体制が整っているか
等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

（２）農業現場への貢献度

・労働時間の削減やコストの低減等を通じて、どの程度農業現場の役に立つか
・どの程度多くの農家の役に立つか
・取組が1つの産地に留まらず、広まっていくことが期待されるか
・作業を外注するという意識を定着させ、農業現場・農業者の意識に変革をもたらすものであるか
等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

※上記項目について、「４　農業支援サービスの育成・普及に向けた成果目標」で設定する成果目標に係る客観的根拠を提示しつつ、具体的に記載して下さい。

（３）取組内容・技術等の新規性

・これまでの農業現場では見られなかった新規性のある取組内容（例えば、農業機械のシェアリングなど）か
・これまでになかったビジネスモデルであるか
・その他、何らかの新規性があるか
等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

（４）その他（行政との整合）

3　目標年度までの年度活動計画

１年目：〇年度の活動計画
２年目：〇年度の活動計画
３年目：〇年度の活動計画
その他

4　農業支援サービスの育成・普及に向けた成果目標
（１）から（３）のいずれかを選択

（１）事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標

	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	（現状）	（事業実施年度）		（目標年度）
経営体数				

（２）事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標

	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	（現状）	（事業実施年度）		（目標年度）
農地面積（ha）				

（３）事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標

	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	（現状）	（事業実施年度）		（目標年度）
売上（万円）				

（参考）想定している地域等（任意）

５　事業費の具体的な内訳

（１）経費の配分及び負担区分

農業用機械等の名称	取得予定年月	単価、台数等	補助事業に要する経費（円、税込）	負担区分		備考
				国庫補助金（円）	その他（円）	
ア 農業用機械のリース導入						
イ 農業用機械の取得						
記載例：無人ロボットトラクタ	*〇年〇月*	*30,000,000円、1台*	*33,000,000*	*15,000,000*	*18,000,000*	*除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円*
合計						

※１：取組を行うメニューについて、適宜、行を追加して記入すること。
※２：備考欄には仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
※３：各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。基礎等は別添資料でも可。
※４：農業用機械等を、リース導入でなく取得する場合は費用対効果分析を行うこと。
※５：農業用機械をリース導入する場合は別添１号の機械リース計画書を添付すること。

（２）　事業完了（予定）年月日　　年　　月　　日

（３）添付書類　（添付書類の電子ファイル名には、事業実施主体名及び以下の添付書類名を記載ください。）
（例：事業実施主体名「〇〇農産」の場合→「〇〇農産_３．財務資料（財務三表）」「〇〇農産_７．経費使用に関する参考資料（見積書）」等）

１．コンソーシアム等の規約等　２．実施体制図（必須）　３．財務資料（必須）　４．根拠データ（必須）　５．事業計画書（必須）　６．経費使用に関する参考資料（必須）
７．機械リース計画書　８．環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須）　９．審査基準の加算ポイントに係る証拠書類　10．費用対効果分析　11．申請書類チェックシート（必須）　12．その他参考資料

（４）オープンＡＰＩへの対応
トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
☐整備している　　☐整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
（令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra）、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V（Case IH, New Holland, Steyr）、
Deere & Company(John Deere)、 SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※　データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

６　活動評価と改善の方法
（１）サービス提供による利用者からの評価を得る方法について

（２）利用者からの評価に対する改善体制・方法等について

別添１号の１（別紙様式１号の３関係）　　（共同申請者記載）

（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械リース計画書

年　月　日

地方農政局長等　殿

【事業実施主体名】

フリガナ　　フリガナ

氏名　　代表者氏名

〒　　－

住所

電話番号

【リース事業者名】

※導入する機械によってリース事業者が異なる場 合はリース業者毎に作成 してください。

フリガナ

事業者名

代表者名

〒　　－

住所

電話番号

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプの事業計画書に基づき機械リース計画書を作成したので提出します。

１　事業計画書に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、リース事業者が地方農政局長等に交付金を返納します。

２　本取組に係る交付金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。

３　リース料交付額　　円

４　取組の内容

別添個票のとおり。

別添１号の２（別紙様式１号の３関係）　　（共同申請者記載）

個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械リース計画書 （№○）

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日（※１）	～		（年）
	リース借受日から○年間（※２）			（年）
リース物件購入価格（税抜き）				（円）
	うちオプション分（税抜き）			（円）
残存価格（リース期間終了後の残価設定）				（円）
リース料交付額				（円）
リース諸費用（金利・保険料・消費税）				（円）
	うち税相当分			（円）
機械利用者負担リース料（税込み）				（円）
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。

注２：リース料交付額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。

A:[リース物件購入価格（税抜き）]×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内

B:（[リース物件購入価格（税抜き）]－[残存価格]）×１／２以内

注３：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注４： 添付書類は、以下のとおり。

① 複数の販売会社の見積書の写し等（３社以上、全社分）

② その他地方農政局長等が必要と認める資料

別添２号（別紙様式１号の３関係）

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記４の第3の１の（１）に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□ 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

別紙様式２号の４（別記４　第３の１関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　在　地
氏　　名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）
事業実施計画の（変更）申請について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記４第３の１に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）１　関係書類として、別紙様式１号の３の事業実施計画を添付すること
　　２　特認団体の協議にあっては別紙様式３号の３の特認団体協議書を添付すること

別紙様式２号の５（別記４　第３の１関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　在　地
氏　　名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記４第３の１に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式３号の３（別記４　第３の１関係）

特　認　団　体　協　議　書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 （特認団体名）	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

（注）１　事業実施主体の定款、規約等を添付すること
　　２　事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
　　３　必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

別紙様式４号の３（別記４　第３の２及び３関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　在　地
氏　　名

強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）の事業実施状況報告及び評価報告（○○年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記４第３の２及び３の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　実施状況報告の場合は、関係書類として、別紙様式５号の２を添付すること
２　評価報告の場合は、関係書類として、別紙様式第５号の３を添付すること
３　交付等要綱別記４第３の２及び３による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること

別紙様式５号の２

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

年度　　事業実施状況報告

策定年度：　　年度　　目標年度：　　年度

事業実施主体名：

代表機関名：

1　成果目標の達成状況
（１）から（３）までのいずれかを選択

（１）事業実施主体の提供するサービスを活用する農業者等に係る目標の達成状況

	○年度 （事業開始前の現状）	○年度 （目標年度）	○年度 （当該年度）	達成率 （%）
経営体数				

（２）事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標の達成状況

	○年度 （事業開始前の現状）	○年度 （目標年度）	○年度 （当該年度）	達成率 （%）
農地面積（ha）				

（３）事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標の達成状況

	○年度 （事業開始前の現状）	○年度 （目標年度）	○年度 （当該年度）	達成率 （%）
売上（万円）				

（参考）想定している地域等（任意）

2　年度活動計画の進捗状況

１年目：○年度の活動計画
２年目：○年度の活動計画
３年目：○年度の活動計画
その他

別紙様式５号の３

事業評価シート

事業実施主体名	

１　成果目標の達成状況
（１）から（３）までのいずれかを選択

（１）事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標の達成状況

	○年度	○年度	達成率	（参考）目標値
	（事業開始前の現状）	（目標年度）	（%）	
経営体数				

（２）事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標の達成状況

	○年度	○年度	達成率	（参考）目標値
	（事業開始前の現状）	（目標年度）	（%）	
農地面積（ha）				

（３）事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標の達成状況

	○年度	○年度	達成率	（参考）目標値
	（事業開始前の現状）	（目標年度）	（%）	
売上（万円）				

２　取組の総評（事業実施主体記入欄）

３　取組の総評（農産局記入欄）

別紙様式6号の4（別記4　第3の2及び3関係）

番　　号
年　月　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
代表者氏名

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）における改善計画について

○○年度強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

1　事業の導入及び取組の経過

2　当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題

3　事業の実績及び改善計画
（改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

区分		指標	事業実施後の状況						改善計画	
			目標値（　年）	事業開始前の現状（　年）	事業実施年度（　年）	1年後（　年）	2年後目標年（　年）	達成率	（　年）	達成率
成果目標	事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数	経営体数								
	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積	農地面積（ha）								
	事業実施主体の提供するサービスの売上	売上（万円）								

注）改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

4　改善方策
（事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。）

5　改善計画を実施するための推進体制